

清流の国ぎふ

岐阜県の農業行政

(令和2年度版)



岐阜県

目 次

1 令和2年度農政部の基本方針	1
2 令和2年度農政部の施策	3
(1)農政課	4
農業技術国際協力事業費	4
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	4
農林系アカデミー・農業大学校連携推進事業費	4
農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業費	4
農畜水産業イノベーションプロジェクト事業費	4
農業の地球温暖化適応プロジェクト事業費	4
農畜産物のブランド力強化プロジェクト事業費	5
高額研究開発機器整備事業費	5
重点研究開発推進費	5
農業技術センター試験調査費	5
中山間農業研究所県単試験調査費	5
畜産研究所県単試験調査費	5
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業費	5
種豚再造成事業費	5
飛騨牛改良事業費	5
水産研究所試験調査費	5
<スマート農業推進室>	6
スマート農業推進拠点整備事業費	6
スマート農業技術導入支援事業費補助金	6
スマート農業普及推進事業費	7
スマート農業加速化実証プロジェクト事業費	7
地域まるごとスマート農業化推進事業費	8
次世代につなぐ営農体系の確立支援事業費補助金	8
(2)検査監督課	9
農業協同組合監督費	9
水産業協同組合監督費	9
(3)農産物流通課	10
県産農産物情報収集活動費	10
大都市圏販路拡大対策事業費	10
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金	10
県産農産物イメージアップ事業費補助金	10
卸売市場等流通対策事業費	11
卸売市場審議会委員報酬	11
地理的表示保護制度導入支援事業費	11
岐阜の「食」資源発掘・活用事業	11
食農連携販路開拓事業費	11
重点戦略国輸出プロジェクト事業費	11
岐阜県農産物等海外輸出促進事業費	11
輸出拡大・定着化推進事業	12
ハラール認証飛騨牛海外販路開拓事業費	12
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金	12

新規輸出品目促進事業費補助金	12
グローバル産地づくり推進事業費補助金	12
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費補助金	12
清流の国ぎふ産地消運動推進事業費	13
岐阜県農業フェスティバル開催費負担金	13
学校給食産地消推進事業費補助金	13
清流の国ぎふ豚肉消費拡大推進事業費	13
6次産業化促進事業費	14
食と農のアンテナショップ機能強化事業費	14
「観光・食・モノ」情報発信強化事業費	14
県産農産物販売力強化事業費	14
6次産業化サポート体制整備事業費	14
農業6次産業化促進支援事業費補助金	15
6次産業化推進事業費補助金	15
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	15
<東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策室>	16
東京オリ・パラ大会県産農畜水産物販路拡大対策事業費	16
東京オリ・パラ大会県産農畜水産物利用促進事業費補助金	16
東京オリ・パラ大会県産農畜水産物利用促進事業費	16
飛騨牛首都圏進出プロジェクト事業費	16
GAPチャレンジ推進事業費	17
GAPチャレンジ推進事業費補助金	17
国際水準GAP認証取得支援事業費補助金	17
岐阜県GAP推進事業費	17
農林水産祭参加費	17
(4)農業経営課	18
普及指導員活動費	18
普及推進事業費	18
新品種・新技術普及推進事業費	19
新たなブランド育成支援事業費	19
普及指導費	19
農業大学校運営費	19
スマート農業高度化推進事業費	19
人材養成指導費	19
緑の学園開催事業費	20
アグリ・エンジョイネット岐阜活動推進事業費補助金	20
農村青少年クラブ事業費補助金	20
農業担い手リーダー支援事業補助金	20
農業共済指導検査事務費	20
利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金	20
<担い手対策室>	22
就農・就業相談窓口事業費補助金	22
就農・就業相談員等補助金	23
農業経営者総合サポート事業費補助金	23
農業次世代人材投資事業費補助金	23
農業次世代人材投資事業推進事務費	23
就職氷河期世代の新規就農促進事業費補助金	24
就職氷河期世代の新規就農促進事業推進事務費	24
ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金	24

新規就農サポート事業費補助金	24
意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費	24
新規就農者研修施設整備事業費補助金	25
農福連携推進活動事業費補助金	25
農福連携推進活動事業費	25
農地中間管理機構事業費補助金	26
農地中間管理機構運営費補助金	26
農地中間管理事業事務費	26
機構集積協力金交付事業費補助金	26
人・農地問題解決加速化支援事業費補助金	27
経営体育成支援事業費補助金	27
集落営農等育成推進事業費	28
施設園芸等就農推進事業費補助金	28
中山間地域等担い手育成推進事業費補助金	28
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金	28
新規就農者経営安定支援事業費補助金	29
農業の雇用促進事業費補助金	29
岐阜県就農支援センター運営費	29
岐阜県就農支援センター施設整備事業費	29
(5) 農産園芸課	30
環境保全型農業直接支払交付金	30
環境保全型農業直接支払等推進交付金	31
環境保全型農業直接支払等県推進指導費	31
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費	31
清流を守る環境保全型農業総合支援事業費補助金	31
ぎふ清流GAP推進事業費	32
ぎふ清流GAP推進事業費補助金	32
GAP指導員育成事業	32
主要農作物重金属等安全対策推進事業費	32
肥料検査指導費	32
防除指導費	32
病虫害防除所運営費	32
病虫害防除員活動費	32
病虫害総合管理技術推進対策事業費	33
侵入病虫害緊急防除対策推進費	33
植物防疫推進事業費	33
ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策事業費	33
ジャンボタニシ被害対策推進事業費	33
ジャンボタニシ被害対策推進補助金	33
指定病虫害発生予察事業費	34
重要病虫害発生予察事業費	34
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費	34
農薬安全使用総合推進指導事業費	34
元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	34
ぎふ米産地生産対策強化推進事業費	36
岐阜県米麦改良協会補助金	36
採種指導運営事業費	37
主要農作物原種等供給強化事業費	37
備蓄米管理調整交付金	37
農産物検査対策事業費	37
麦・大豆等生産販売推進事業費	37
農業機械利用総合対策推進事業費	37

産地収益力向上対策条件整備事業費補助金	38
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	38
水田農業構造改革推進補助金	38
水田農業構造改革推進指導費	38
水田フル活用推進事務費補助金	39
水田フル活用実践指導費	39
加工・業務用野菜拡大支援推進事業費	39
加工・業務用野菜拡大推進事業費補助金	39
園芸産地持続力強化支援推進事業費	39
園芸産地持続力強化支援事業費補助金	39
農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金	40
野菜生産出荷安定資金造成費補助金	40
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金	40
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	40
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	41
園芸特産振興推進指導費	41
園芸特産振興団体育成対策費補助金	41
園芸新ブランド生産拡大支援事業費	41
果樹経営支援対策推進事業費	41
元気な美濃茶産地づくり推進事業費	42
蚕業振興対策事業委託料	42
学校花壇コンクール（F B C）推進費	42
花き生産振興指導費	42
関東東海花の展覧会事業費	42
園芸福祉サポーター実践活動促進事業費	43
ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金	43
清流の国ぎふ花き戦略会議運営負担金	43
花き安定供給対策推進事業費	43
高校生花いけバトル全国大会開催費負担金	44
国際園芸アカデミー運営機能強化推進事業費	44
花いけバトル世界大会開催準備事業費	44
清流の国ぎふ花き振興計画策定事業費	44
花き総合指導センター事業費	44
国際園芸アカデミー運営費	44
(6)畜産振興課	45
畜産経営指導事務費	45
畜産経営指導事務費（維持管理費）	45
ポーノブラウン普及推進事業費	45
中小家畜生産強化支援事業費補助金	45
養蜂推進事業事務費	45
畜産協会等事業推進費補助金	45
畜産コンサルタント設置事業費補助金	45
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金（公共）	45
農畜産業振興機構委託事務費	46
地方競馬全国協会委託事務費	46
畜産高度化支援リース事業委託事務費	46
加工原料乳認定事業委託事務費	46
酪農振興対策支援事業費	46
酪農振興プロジェクト推進対策事業費	46
資源循環型畜産確立推進事業費	47
自給飼料生産・利用拡大推進事業費	47
牧場管理委託料	47

牧場管理委託料（人件費分）	47
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価員会運営事務費	47
県営育成牧場施設等修繕費	47
県営育成牧場備品購入費	47
県営育成牧場施設等撤去費	47
県有施設長寿命化修繕費	47
飼料安全性・品質確保調査検査事業費	47
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）	47
畜産担い手育成総合整備事業費（公共枠）	47
強い畜産構造改革支援事業費補助金	48
共同利用模範牧場土地借上料	48
<飛騨牛銘柄推進室>	48
県優良種雄牛造成対策事業費	48
繁殖雌牛増頭支援事業費補助金	48
飛騨牛生産基盤強化対策事業費	48
飛騨牛生産基盤強化対策事業費補助金	49
飛騨牛繁殖マイスター育成事業費	49
飛騨牛戦略推進強化事業費	49
未来の飛騨牛造成事業	49
家畜流通指導費	49
畜産GAP拡大推進加速化事業費	49
畜産GAP拡大推進加速化事業費補助金	50
飛騨牛銘柄推進事業費補助金	50
(7)家畜防疫対策課	51
定期種畜検査費	51
県検査費	51
家畜保健衛生所運営費等	51
飛騨家畜保健衛生所整備事業費	51
家畜改良増殖指導推進事務費	51
高度病性鑑定費	51
死亡牛BSE検査推進事業費	51
死亡牛検査処理円滑化推進事業費補助金	51
死亡牛保管施設整備事業費補助金	51
監視・危機管理体制整備促進対策事業費	51
地域衛生管理技術対策事業費	52
家畜衛生指導調査費	52
家畜疾病診断精度管理向上事業費	52
畜産物安全対策事業費	52
動物用医薬品製造業者等監視指導費	52
獣医師確保修学資金貸与事業費補助金	52
大学家畜衛生連携事業費	52
家畜伝染病予防事業費	52
家畜伝染病防疫対応強化事業費	52
家畜伝染病検査体制整備事業費	53
C S F 等埋却地管理事業費	53
C S F 埋却候補地調査費	53
C S F 対策事業費	53
C S F 予防的ワクチン接種事業費	53
自衛防疫強化促進事業費補助金	53

(8)家畜伝染病対策課	54
CSF・ASF対策調査・研究事業費	54
岐阜県CSF有識者会議開催費	54
CSF対策・養豚業再生支援センター設置事業費	54
強い畜産構造改革支援事業費補助金（家畜伝染病）	54
CSF拡散防止対策事業費	54
野生イノシシ捕獲等対策強化事業費	54
野生イノシシ捕獲等対策強化事業費補助金	55
野生イノシシ捕獲等対策強化事業費（補助職員）	55
野生いのししに対する効果的なワクチン散布手法検討事業	55
(9)農村振興課	56
ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費	56
岐阜県農業農村整備委員報酬	57
棚田地域水と土保全基金事業費	57
棚田地域水と土保全活動推進補助金	58
都市農村交流推進事業費	58
都市農村交流推進事業費補助金	58
農泊推進事業費	58
耕作放棄地再生支援事業費	59
荒廃農地等利活用促進事業費補助金	59
経営構造対策推進事業費（推進費）	59
農業会議交付金（単補）	59
農業会議交付金（人件費）	59
中山間地域等直接支払交付金	59
中山間地域等直接支払推進交付金	60
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金）	60
岐阜県農業農村整備委員報酬（中山間）	60
多面的機能支払交付金	60
多面的機能支払推進費	60
岐阜県農業農村整備委員報酬（多面的）	60
多面的機能支払推進交付金	61
生態系保全支援事業費補助金	61
生態系保全推進費	61
水田魚道設置推進事業費	61
人権問題啓発推進事業費	61
市町村農業委員会交付金	61
市町村農業委員会補助金	62
指導費（農業委員会運営費）	62
農業会議国庫補助金	62
農業会議県単補助金	62

農地集積・集約化推進事業費補助金	62
農地等利用関係適正化事務費	63
農地関係指導費	63
指導費（国有農地等管理費）	63
自作農財産管理事務取扱交付金	63
<鳥獣害対策室>	63
鳥獣被害対策ステップアップ支援事業費	63
鳥獣被害防止対策県活動事業費	63
鳥獣被害対策専門指導員設置費	64
鳥獣害対策推進事業費	64
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金	64
鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金	65
有害鳥獣等対策費	65
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金	65
野生鳥獣保護管理推進事業費	65
カワウ駆除対策事業費	65
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金（カワウ対策）	66
ぎふジビエブランド戦略事業費	66
獣肉加工・消費拡大促進事業費	66
獣肉処理施設整備事業費補助金	66
(10)里川振興課	67
世界農業遺産推進事業費	67
世界農業遺産推進協議会負担金	67
世界農業遺産国際支援推進費	67
内水面漁業研修センター設置運営事業費	67
<水産振興室>	67
内水面漁場管理委員会費	67
漁業取締費	67
水産業指導調整費	67
遊漁者増大対策事業費補助金	68
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	68
県産アユ販路拡大支援事業費補助金	68
東京オリ・パラ県産アユ利用促進事業費補助金	68
県産アユ利用普及推進事業費	68
水産多面的機能発揮対策事業費	68
河川遡上アユ親魚養成技術実証事業	68
県有施設維持管理費	68
内水面振興施設整備事業費	68
清流長良川あゆパーク管理運営費	69
清流長良川あゆパーク指定管理評価員会議運営費	69
清流長良川あゆパーク活用促進事業費	69
錦鯉振興会事業活動費補助金	69
内水面漁業普及啓発促進事業費	69
養殖衛生管理体制整備事業費	69
魚苗放流委託料	69
県産アユ早期放流促進対策事業費補助金	69
アユ漁業振興対策事業費	69
魚類繁殖被害対策費（あゆ種苗放流委託料）	69
電力補償事業費	69
河川遡上アユ再生産促進事業費	70

外来魚生息拡大防止対策事業費	70
(11)農地整備課	71
<調査計画係>	71
県営土地改良事業計画等調査費	71
農林水産省受託農業基盤情報基礎調査費	71
農業水利保全事業費	71
国営・機構営等建設事業負担金（直入分）	71
農村振興地理情報システム維持管理費	72
<事業管理係>	72
土地改良区体制強化事業費補助金	72
飛騨エアパーク管理運営費	73
土地改良区資産評価データ整備事業費	73
<水利・小水力係>	73
県営かんがい排水事業費	73
受託県営かんがい排水事業費	76
土地改良施設突発事故復旧事業費補助金	76
基幹的農業用水路強靱化事業費	77
土地改良施設保全計画策定事業費	78
団体営基盤整備促進事業費	78
管理省力化ICT技術等検証事業費	79
県営農村環境整備事業費	79
小水力発電施設整備事業費	81
小水力発電による環境保全推進事業費	82
小水力発電活用支援事業費補助金	83
<農地・農道係>	84
県営経営体育成基盤整備事業費	84
農業経営高度化支援事業費	88
県営農業基盤整備促進事業費	88
県営広域農道整備事業費	90
県営基幹農道整備事業費	91
県営農道施設強化対策事業費	92
経営体育成基盤整備事業費	92
土地改良事業調査設計事業補助金	93
農地集積促進意向調査事業費	93
農道施設保全対策調査費	94
<総合整備係>	94
県営中山間地域総合整備事業費	94
県営農村振興総合整備事業費	96
農村振興総合整備実施計画調査費	97
団体営農業集落排水事業費補助金	98
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費	98
中山間地域農業生産基盤整備促進事業	99
生態系保全施設整備推進事業費	99
用排水路・河川落差解消支援事業費	100
<農地防災対策室>	101
県営水質保全対策事業費	101
県営湛水防除事業費	102

県営ため池等整備事業費	103
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	106
県営地すべり対策事業費	107
団体営ため池機能廃止等事業費補助金	107
県営ため池防災対策事業費	108
ため池防災支援事業費	109
地すべり防止施設管理事業	110
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	110
団体営農地災害復旧費	110
団体営ため池サポートセンター事業補助金	111
農業農村整備事業費補助金	111
生きものにぎわうため池再生事業	115
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	116
農業水利施設管理強化事業費補助金	116
農業用排水機維持管理費補助金	116
農業用施設緊急改修事業	117
農業農村整備調査事業	117
農地防災ダム点検管理強化事業費補助金	117
3 各種計画・地域指定等	118
(1) 農業振興地域	119
(2) 特定農山村地域	122
(3) 農村産業法対象地域	124
(4) 酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村	126
(5) 野菜指定産地	128
4 行政組織等	129
(1) 農政部組織	130
(2) 各課事務分掌表	131
① 農政課	131
② 検査監督課	132
③ 農産物流通課	132
④ 農業経営課	133
⑤ 農産園芸課	134
⑥ 畜産振興課	135
⑦ 家畜防疫対策課	135
⑧ 家畜伝染病対策課	136
⑨ 農村振興課	137
⑩ 里川振興課	137
⑪ 農地整備課	138

1 令和2年度 農政部の基本方針

令和2年度 農政部の基本方針

1 日米貿易協定等を追い風とした農畜水産物の輸出拡大

飛騨牛や鮎などのプロモーション展開、輸出推進チーム設置、ハラル認証飛騨牛の販路開拓、海外販路開拓に向けた産地の取組支援

2 スマート農業の推進

推進拠点を活用した普及促進、AI分析による最適な栽培体系の構築に向けた取組支援、農業大学校のスマート農業教育の充実

<CSF・ASF対策の充実・強化>

3 農場を守る対策、養豚業再生支援

農場を守る対策強化（家保整備等）、早期再開支援（支援センター設置等）、県産豚肉の販売促進、「ホーブラウン」再造成

4 野生いのしし対策

個体数削減に向けた捕獲の強化、経口ワクチン散布の強化、総合的なCSF・ASF対策の調査・研究

5 激甚化する自然災害等に対応した農業・農村の強靱化

農業用ため池等の防災対策の推進、自然災害に強い産地の構築

I 多様な担い手づくり

6 ぎふ農業を担う人材の確保

- ・相談窓口の機能強化
- ・新規就農者の経営能力向上に向けた支援制度の充実
- ・経営基盤の強化への支援

7 多様な人材の確保等による持続可能な園芸産地等の構築

- ・持続可能な園芸産地の構築支援
- ・外国人の活用促進、雇用労働力確保
- ・農福連携の本格展開（ジョブコーチ育成）

8 花き産業の未来を担う人材育成・確保

- ・国際園芸アカデミーの機能強化
- ・高校生花いけバトルの全国選抜大会開催

II 売れるブランドづくり

9 東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた農畜水産物の魅力発信

- ・大会期間のプロモーション展開
- ・大会を契機とした新たな販路拡大

10 持続可能な農業の実現に向けたGAP推進

- ・推進拠点の設置、新GAP評価制度運用

11 飛騨牛の生産基盤と生産体制の強化

- ・国内外の販路拡大を支える生産基盤強化
- ・未来の飛騨牛を支える生産体制強化

12 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の持続的な発展

- ・世界農業遺産を底支えする人材育成
- ・鮎王国ぎふの復活と発展

13 主要農作物の安定供給に向けた体制の強化

- ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編整備支援、種子供給体制強化、²ジャンボタニシ対策

III 住みよい農村づくり

14 棚田地域の振興と農泊受入強化による農村地域の活性化

- ・棚田地域を支える人づくりと活性化
- ・農泊受入強化に向けた人づくり

15 鳥獣害防止対策・ジビエの推進強化

- ・地域ぐるみによる鳥獣害対策の推進
- ・カウ対策の強化
- ・ジビエの販路拡大とブランド化の推進

16 力強い農業を支える農業生産基盤の整備

- ・農地の大区画化、水田の乾田化推進
- ・農業用水路の更新整備と補修
- ・地域条件に応じたきめ細かな基盤整備

2 令和2年度農政部の施策

令和2年度事業一覧

(1) 農政課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
農業技術国際協力事業費		2,000	県	H29 (H28 補正)	県単	—	○農業技術研修の実施 ゲアン省から農業技術者を招へいし、栽培技術や普及指導に関する農業技術研修を実施	政策調整 係
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金		800	農協中 央会	S30 ～	県単	県1/2	岐阜県農業協同組合中央会が、県下各農業協同組合等を対象に実施する次の事業に要する経費に対して支援 ①担い手支援に係る人材育成事業 ②食や農への理解促進を図る事業 ③健全経営のための助言・相談活動等の支援事業	政策調整 係
農林系アカデミー・農業大学校 連携推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		8,000	県	H31 ～	国補 県単	—	森林文化アカデミー、国際園芸アカデミー、農業大学校の運営向上を図るため、3つの教育機関が連携して以下の取組みを実施。 ○学校の魅力発信 ・小中学生を対象にした見学ツアーの開催 等 ○社会の変化に対応した学校づくり ・教員の相互交流や合同研修会の実施 ・共同授業の開催 ○就職・就農支援の強化 ・移住・定住の担当部局や外部機関との連携強化	政策調整
農畜水産物の放射性物質モニタ リング検査事業費		459	県	H23 ～	県単	—	県内で生産される農畜水産物について放射性物質のモニタリング検査を実施し、検査結果を県ホームページにて公表	農業研究 推進係
農畜水産業イノベーションプロ ジェクト事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		39,186	県	H31 ～ R5	県単 国補	—	本県の特徴ある品目（トマト、カキ、飛騨牛、アユなど）について、ICTやAI、ゲノム解析技術を活用し、革新的な技術・品種開発を行い、農業生産を革新的に向上させ、競争力強化を推進	農業研究 推進係
農業の地球温暖化適応プロジェ クト事業費		12,733	県	H29 ～ R3	県単	—	水稻、イチゴ、カキなど地球温暖化による気象変動の影響が顕著な作目について、温暖化に適応できる技術を開発し、強い産地づくりを推進	農業研究 推進係

農畜産物のブランド力強化プロジェクト事業費	新	10,515	県	R2 ～ R6	県単	—	「美味しさ」など優れた特徴を持つ新たな品種づくりや、海外展開に対応した品種選定や流通管理技術を開発	農業研究 推進係
高額研究開発機器等整備事業費		28,000	県	H28 ～	県単	—	高度化する研究ニーズに対応して研究を実施していくために必要不可欠な高額研究機器等を整備（令和2年度：ロールペーラー1台、トラクター2台、バックホー1台）	農業研究 推進係
重点研究開発推進費		15,993	県	H15 ～	県単	—	ぎふ農業・農村基本計画の基本方針に基づき、生産性向上や高品質化によるブランド力強化等について、重点課題化し研究を実施	農業研究 推進係
農業技術センター試験調査費 [国事業名] 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業		32,784	県	S29 ～	県単 国補	—	農業技術センターで生産現場の課題解決のため実施する試験研究を実施	農業研究 推進係
中山間農業研究所県単試験調査費		10,279	県	H25 ～	県単	—	中山間農業研究所で生産現場の課題解決のため実施する試験研究を実施	農業研究 推進係
畜産研究所県単試験調査費		31,918	県	H22 ～	県単	—	畜産研究所で生産現場の課題解決のため実施する試験研究を実施	農業研究 推進係
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業費		1,214,000	県	H29 ～	県単	—	畜産研究所養豚養鶏研究部（美濃加茂市）と養豚養鶏研究部関試験地（関市）の再編整備を進めるにあたり必要な設計業務・土地造成工事・豚舎等建築工事等を実施	農業研究 推進係
種豚再造成事業費		19,800	県	H31 ～	県単	—	県ブランド豚を支えるポーノブラウンの種豚集団の再造成を実施	農業研究 推進係
飛驒牛改良事業費		51,239	県	S33 ～	県単	—	畜産研究所において、優良種雄牛の造成や優良雌牛牛群の系統保存、優良種雄牛の凍結精液の生産・譲渡などを実施	農業研究 推進係
水産研究所試験調査費 [国事業名] 環境収容力推定手法開発事業		6,941	県	H25 ～	県単 国補	—	水産研究所において生産現場の課題を解決するために実施する試験研究を実施	農業研究 推進係

<スマート農業推進室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
スマート農業推進拠点整備事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		6,000	県	H31 ～	国庫	—	「スマート農業推進拠点」において、日進月歩するスマート農業技術について最適な情報発信ができるよう必要な機器を整備。	スマート 農業推進 係
スマート農業技術導入支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	拡	55,000	市町村等	H31 ～	国庫	県1/3 、1/2	<p>農業者がスマート農業技術を活用して経営発展を目指す際に必要となる機器・機械等の導入や中山間地域等の集落協定又は個別協定等においてスマート農業機器・機械等を共同で利用する際に必要となる機器・機械等の導入、就農希望者が円滑にスマート農業技術を導入できるよう研修の実施に必要な機器・機械等の導入を支援。</p> <p>○農業経営発展支援事業（国補） 事業実施主体：市町村 助成対象者：認定農業者等 補助対象経費：「岐阜県スマート農業推進計画」（平成31年3月策定）に記載のあるICT、AI、ロボット技術等を活用している農業機器・機械等 成果目標：経営規模の拡大、生産コストの2割以上縮減、農産物付加価値向上による生産額の1割以上増加、多収・高品質化による生産額の1割以上増加のいずれかに取り組むこと 補助率：1/3以内（上限3,000千円）</p> <p>○中山間地域等農業機械共同利用支援事業（国補） 事業実施主体：市町村 助成対象者：中山間地域等直接支払交付金実施要領に定められる集落協定又は個別協定等 補助対象経費：「岐阜県スマート農業推進計画」（平成31年3月策定）に記載のあるICT、AI、ロボット技術等を活用している農業機器・機械等 成果目標：中山間地域等において、スマート農業機器・機械等を共同で利用し、作業の省力化・効率化や農地の維持・集積等を図ること 補助率：1/3以内（上限3,000千円）</p>	スマート 農業推進 係

							<p>○就農研修支援事業（国補） 事業実施主体：市町村、県内を区域とする農業協同組合連合会 助成対象者：あすなる農業塾長、農業協同組合、県内を区域とする農業協同組合連合会等 補助対象経費：「岐阜県スマート農業推進計画」（平成31年3月策定）に記載のあるICT、AI、ロボット技術等を活用している農業機器・機械等 目標：目標年度まで、スマート農業技術を学ぶ就農研修生を確保すること。 補助率：1/2以内（上限3,000千円）</p> <p><主な拡充内容> 中山間地域等農業機械共同利用支援事業を新たに追加</p>	
スマート農業普及推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	拡	11,923	県	H31 ～	県単 ・ 国庫	—	<p>農作業の省力化・効率化・軽労化、技術の平準化や継承といった課題を解決するため、ICTやロボット技術、AI等を活用したスマート農業技術の導入・普及、情報発信を実施。 ①スマート農業推進協議会の運営 ②スマート農業推進拠点を活用したスマート農業技術研修及びスマート農業推進員研修の実施 ③スマート農業技術の展示・実演会及び推進セミナーの開催 ④全国の取組事例調査、展示会への参加 ⑤スマート農業実践者のネットワークの強化 ⑥スマート農業推進拠点の開所式の開催</p> <p><主な拡充内容> ②⑥を新たに追加</p>	スマート農業推進係
スマート農業加速化実証プロジェクト事業費 [国事業名] スマート農業技術の開発・実証プロジェクト、スマート農業加速化実証プロジェクト	拡	69,854	コン ソー シア ム	H31 ～	国庫	—	<p>各地域の実情に応じたスマート農業技術体系が構築・実践されるよう、「スマート実証農場」を設置し、現在の技術レベルで最先端のロボット・AI・IoT等の技術の生産現場への導入・実証、技術面・経営面の効果を明らかにする取組を実施。 ○スマート実証農場（5地区） ①スマート農業を活用した高度輪作体系（3年5作）の構築による超低コスト輸出用米生産の実証（継続） ②棚田地域における安定的な営農継続のための先端機械・機器低コスト共同利用モデルの実証（新規） ③超多収2年3作スマート農法の導入による大規模経営体における水稻・小麦・大豆の高品質多収技術の実証（新規）</p>	スマート農業推進係

							④スマート農業技術による中山間地域農業の課題解決の実証（新規） ⑤地域密着型 飛騨牛・ホルスタイン複合経営における日本型スマート畜産の実証（新規） <主な拡充内容> ②～⑤の実証を追加	
地域まるごとスマート農業化推進事業費 [国事業名] スマート農業技術の開発・実証プロジェクト、スマート農業加速化実証プロジェクト	新	144,130	コンソーシアム	R2～	国庫	—	スマート農業技術の導入・普及を進めるうえで、ICTを活用するための通信環境の整備と係るコストが課題となっており、LPWA等の新たな通信技術の基地局の整備と、スマート農業への活用を実証。 ○新たな通信技術を活用したスマート農業の実証を行うために必要なLPWA等の無線基地局を設置。 ○新たな通信技術を活用したスマート農業機械・機器等の購入及び、技術を実証。	スマート農業推進係
次世代につながる営農体系の確立支援事業費補助金 [国事業名] スマート農業総合推進対策事業（次世代につながる営農体系確立支援）	拡	39,600	協議会	H31～	国庫	定額、1/2	産地が抱える課題解決のため、新技術を組み入れた新たな営農技術体系構築の戦略づくり及びデータ駆動型農業の実践体制づくりの取組みを支援。 ○産地の戦略づくり支援 新技術を組み入れた産地としての新たな営農技術体系とその実践への道筋を明確化する取組みを支援。 助成対象者：協議会（生産者、農機メーカー、普及指導組織等で構成） 補助対象経費：検討会の開催及び革新計画の策定、新たな営農技術体系の検証に要する経費 補助率：定額（上限2,000千円） ○データ駆動型農業の実践体制づくり支援 施設園芸産地において、データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築や農業者の技術習得等を支援。 助成対象者：協議会（生産者、農機メーカー、普及指導組織等で構成） 補助対象経費：推進会議の開催、データ収集・分析機器の活用検証、データ活用のために必要な農業用ハウスのリノベーション、検証の成果等の普及・情報発信に要する経費 補助率：定額、1/2 <主な拡充内容> データ駆動型農業の実践体制づくり支援を追加	スマート農業推進係

(2) 検査監督課

事業名	新規 継続	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
農業協同組合監督事務費		5,112	県	S42 ～	県単	—	農業協同組合等が関係法令を遵守し自己責任原則に基づく健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と共同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督・検査係
水産業協同組合監督事務費		646	県	S47 ～	県単	—	水産業協同組合が関係法令を遵守し自己責任原則に基づく健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と共同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督係

(3) 農産物流通課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名												
県産農産物情報収集活動費		4,669	県	S47 ～	県単	—	県産農産物の出荷先である首都圏、京阪神圏、中京圏、北陸圏の農産物の流通・消費動向を把握するとともに、県産農産物の販売促進活動を実施	流通企画 係												
大都市圏販路拡大対策事業費		9,510	県	H24 ～	県単	—	<p>県産農産物等の県外への販路拡大のために、三大都市圏向けに各市場圏の特性に合わせた販路拡大対策を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ブランド力向上を目指し、大都市圏に対し「鮎」、「柿」をはじめとする県産農産物等の集中的なPR活動を展開 ○県産農産物等の販路の開拓等を図るため、関西圏で開催される青空市等へ出店し、PR・販売を実施 ○「中部圏のブランド食材の販売促進に向けたワーキング・グループ」の取組み、各県市において開催されるイベントへの相互出店 	流通企画 係 販売対策 係												
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金		7,200	生産者 団体	H25 ～	県単 国補	1/2 以内	<p>県産農産物等の販売促進、ブランド化を推進するため、全農岐阜県本部が行う各種販売推進活動を支援</p> <p>○事業内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・販売</td> <td>県産農産物等の展示・販売PR等</td> <td rowspan="4">全国農業協同組合連合会岐阜県本部</td> </tr> <tr> <td>商談会への参加</td> <td>市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加</td> </tr> <tr> <td>レストラン等でのメニューフェア</td> <td>レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	事業主体	展示・販売	県産農産物等の展示・販売PR等	全国農業協同組合連合会岐阜県本部	商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加	レストラン等でのメニューフェア	レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供	広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施	流通企画 係
項目	内容	事業主体																		
展示・販売	県産農産物等の展示・販売PR等	全国農業協同組合連合会岐阜県本部																		
商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加																			
レストラン等でのメニューフェア	レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供																			
広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施																			
県産農産物イメージアップ事業費補助金		900	生産者 団体等	H25 ～	県単	1/2 以内	<p>県産農産物等の新品目・新ブランド品目を中心に知名度向上、イメージアップを目的に行う販売促進活動を支援</p> <p>○事業内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・販売</td> <td>県産農産物等の展示・販売PR等</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合、漁業協同組合及びそれらの連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村 </td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたPR活動</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	事業主体	展示・販売	県産農産物等の展示・販売PR等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合、漁業協同組合及びそれらの連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村 	広報活動	地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたPR活動	流通企画 係				
項目	内容	事業主体																		
展示・販売	県産農産物等の展示・販売PR等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合、漁業協同組合及びそれらの連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村 																		
広報活動	地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたPR活動																			

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
卸売市場等流通対策事業費		264	県	S47 ～	県単	—	卸売市場の活性化と卸売市場の適正な運営を確保するため、県卸売市場整備計画の推進、岐阜県卸売市場審議会の開催、地方卸売市場業務の適正化指導等を実施	流通企画 係
卸売市場審議会委員報酬		210	県	S47 ～	県単	—	岐阜県卸売市場整備計画に関する事項等を審議 ・設置根拠：卸売市場法及び岐阜県卸売市場条例	流通企画 係
地理的表示保護制度導入支援 事業費		100	県	H28 ～	県単	—	国や関係機関と連携し、地理的表示保護制度（GI制度）活用を希望する生産団体等に対し、相談活動等を実施	流通企画 係
岐阜の「食」資源発掘・活用事業 [国事業名] 地方創生推進交付金		2,138	県	H28 ～	県単 国補	—	地域に埋もれた特色ある「食」資源の掘り起こしや魅力の発信を行い、地産地消と県内誘客に繋げるため、以下の取組みを実施 ○伝統食材・郷土料理の掘り起こし及び魅力再発見 ○伝統食材・郷土料理等岐阜の「食」情報発信・PR ○伝統食材・郷土料理キャンペーンの開催	流通企画 係
食農連携販路開拓事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		5,000	県	H31 ～	県単 国補	—	（一社）日本食農連携機構のネットワークを活用し、農業者等の商品開発や販路開拓に向けた取組みのサポートを実施 ○企業的な経営や先進事例を学ぶ研修の実施 ○消費者モニタリングやテスト販売の実施 ○実需者とのマッチングの実施	流通企画 係
重点戦略国輸出プロジェクト事業費		28,000	県	H29 ～	県単	—	新規ターゲット国への飛騨牛、鮎、柿等の県産農産物の輸出ルートの開拓に向け、プロモーションの展開による認知獲得活動を実施	輸出戦略 係
岐阜県農産物等海外輸出促進事業費		30,200	県	H29 ～	県単	—	県産農産物の輸出ルートを開拓した国における継続取扱店舗の獲得に向け、レストランでのメニューフェアや量販店での販売フェア等によるPRを実施	輸出戦略 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
輸出拡大・定着化推進事業費		14,800	県	H29 ～	県単	—	民間事業者の輸出促進に向け、県が協力覚書を締結した百貨店や岐阜県農林水産物輸出促進協議会等との連携による県産農産物のPRを実施	輸出戦略 係
ハラール認証飛騨牛海外販路開拓事業費		12,000	県	H29 ～	県単	—	市場規模の大きいイスラム諸国をターゲットとし、ハラール認証飛騨牛の輸出ルート構築や認知獲得に取り組み、販路を開拓	輸出戦略 係
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金		5,000	食肉 処理 事業者	H27 ～	県単	1/2 以内	対EU・アメリカなど海外向け輸出認定施設として稼働する県内事業者の微生物検査費用等に対する経費の一部を助成	輸出戦略 係
新規輸出品目促進事業費補助金		5,000	生産者 、生産 者団体 等	H31 ～	県単	1/2 以内	各地域・生産者が主体となって行う新品目の輸出促進の取組みに対する経費の一部を助成 事業主体：農畜水産業者、農業協同組合 等 対象品目：県内で生産された農畜水産物等で、海外で販路を開拓する品目 対象経費：輸出環境の整備や販路の拡大に必要な旅費、消耗品費、業務委託料 等	輸出戦略 係
グローバル産地づくり推進事業費補助金 [国事業名] GFPグローバル産地づくり推進事業	新	15,000	農林漁業者を含む3者以上の連携体、協議会、等	R2 ～	国補	定額	海外のニーズ、規制などに対応した生産・加工体制を構築するための産地計画（GFPグローバル産地計画）の策定などの取組みに対する経費を助成 事業主体：農林漁業者を含む3者以上の連携体、協議会、農業協同組合等 対象経費：産地計画の策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証等に必要な旅費、消耗品費、調査費 等	輸出戦略 係
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費補助金 [国事業名] 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備（緊急）対策事業	新	75,000	食品製造事業者、中間加工事業者等	R2 ～	国補	1/2 以内	加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に必要な経費の一部を助成 事業主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 対象経費：輸入条件や輸出先ニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備 等	輸出戦略 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
清流の国ぎふ地産地消運動推進 事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		4,140	県	H26 ～	県単 国補	—	県民共同の地産地消活動を促進するため、以下の取組みを実施 ○地産地消キャンペーンの実施 ・県内の朝市・直売所、小売店、飲食店等と協力し、県産農産物の料理メ ニュー提供や販売フェアを集中的に行う「地産地消Weekぎふ」を実施 ○企業等と連携した地産地消の推進 ・県と協定を締結する企業等と連携し、県産農産物の販売フェアを開催 ○地産地消ネットワークづくりの推進 ・地産地消Weekに参加した店舗等を中心に、需要者とのニーズ、マッチン グ等について意見交換会を開催 ○地産地消情報の収集発信 ○朝市・直売所の活動支援 ・魅力ある朝市・直売所づくり研修会、生産者交流会等の開催 ・地域朝市連合活動の促進	地産地消 係
岐阜県農業フェスティバル開催 費負担金		19,000	実行 委員会	S60 ～	県単	—	県農業の現状と将来方向を広く県民にPRするとともに、農産物消費拡大の ために開催する岐阜県農業フェスティバルに要する経費の一部を負担 ・事業主体：岐阜県農業フェスティバル実行委員会 (構成：県、県市長会、県町村会、農協中央会他関係団体)	地産地消 係
学校給食地産地消推進事業費補 助金		14,872	農協 中央 会	H3～	県単	1/3 又は 1/2 以内	学校給食での県産農産物の利用促進により、将来の消費者である児童・生徒 に県農業への理解・県産農産物の愛着心を醸成 ・学校給食に県産農産物を利用した場合、その経費の一部を助成 助成対象となる農産物等：県内産の玄米、小麦粉、大豆、米粉、野菜、 果実、牛肉、豚肉、水産物 ・補助率：県1/3（市町村立）、1/2（その他校）	地産地消 係
清流の国ぎふ豚肉消費拡大推進 事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	新	4,000	県	R2～	県単 国補	—	県産豚肉の試食・販売などの消費拡大キャンペーンを行い、安全・安心な県 産豚肉のPRを実施 ○アンテナショップでの販売・PR ○農業フェスティバルでのPR ○岐阜県産豚肉応援イベントの開催	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
6次産業化促進事業費		12,662	県	H26 ～	県単	—	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取組みを促進するため、6次産業化商品のテストマーケティング拠点の設置と農林漁業者への専門家の派遣を実施 ○テストマーケティング拠点の設置・運営 ○6次産業化実践アドバイザーの派遣	地産地消 係
食と農のアンテナショップ機能 強化事業費		3,500	県	H31 ～	県単	—	県産農産物や6次産業化商品のPRやテストマーケティング拠点としての強化に加え、観光情報や地場産品と食文化を組み合わせた販売やPRに向けて「観光・食・モノ」との連携による情報発信拠点を維持・整備	地産地消 係
「観光・食・モノ」情報発信強 化事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		2,000	県	H31 ～	県単 国補	—	観光・商工関連機関、県内農業生産者等と連携し、観光と食・農に繋がるフードツーリズムを実施するとともに、アンテナショップを拠点とした「観光・食・モノ」の情報発信強化等を実施	地産地消 係
県産農産物販売力強化事業費		14,000	県	H13 ～	県単	—	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取組みを促進するため、食品バイヤー等業界向け及び消費者向けの販路拡大活動を実施 ○商談会・研修会等の開催、及び販路開拓支援 ○販売フェア、PRイベント等の開催	地産地消 係
6次産業化サポート体制整備事 業費 [国事業名] 6次産業化地域サポート事業 食料産業・6次産業化交付金		23,419	県	H25 ～	国補	定額	6次産業化を推進するための支援機関「6次産業化サポートセンター」を設置し、人材育成、サポート活動等を実施 ○委託先：民間事業者（公募により選定） ○事業内容： ①戦略に基づく交流会の開催 ②人材育成研修の実施 ③専門家（プランナー）派遣、経営改善の取組をサポート	地産地消 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
農業6次産業化促進支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		4,500	農林 漁業者等	H23 ～	県単 国補	1/2 又は 1/3 以内	6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、農林漁業者自らが生産した農林水産物を使用し加工品を開発するために必要な機械器具の整備を支援	地産地消 係
6次産業化推進事業費補助金 [国事業名] 食料産業・6次産業化交付金		3,500	県、市 町村、 農林 漁業者等	H25 ～	国補	定額	農山漁村の優れた地域資源について、農林漁業者等が流通業者及び食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化・地産地消の取組みを支援する。 ○6次産業化等に関する戦略の策定 ○人材育成研修会の開催 ○インバウンドを中心とする観光消費の促進 ○経済活動としての農福連携の発展 ○2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 ○新商品開発・販路開拓の実施 ○直売所の売上向上に向けた多様な取組み	地産地消 係
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金 [国事業名] 食料産業・6次産業化交付金		2,700	県、市 町村、 食育 事業 団体	H29 ～	国補	国1/2 以内	地域における食育の推進に必要となる、食育推進リーダーの育成、食文化の保護・継承、農林漁業体験の機会の提供、和食給食の普及等に取り組む団体（市町村、民間団体等）を支援	地産地消 係

<東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
東京オリ・パラ大会県産農畜水産物販路拡大対策事業費	拡	25,200	県	H30 ～	県単	—	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて首都圏でプロモーション活動を展開するとともに、大会を契機とした新たな販路拡大に取り組む。 ○「2020ホストタウン・ハウス」等首都圏イベントへの出展PR ○グルメサイトやSNSを活用した飛騨牛・鮎メニューフェア等の情報発信	販売対策 係
東京オリ・パラ大会県産農畜水産物利用促進事業費補助金	新	6,000	農畜 水産物 供給団 体、市 町村	R2	県単	定額	東京オリ・パラ大会関係施設に県産食材を供給する取り組みや県内のホストタウンで行われる県産食材を利用した食文化交流活動を支援。 <大会関連施設への食材供給> ○事業主体：農畜水産物供給団体 ○補助対象：県産食材の供給に要する経費 <ホストタウン食文化交流活動> ○事業主体：市町村 ○補助対象：食文化交流活動における県産食材の使用に要する経費	販売対策 係
東京オリ・パラ大会県産農畜水産物利用促進事業費		400	県	H29 ～	県単	—	東京オリ・パラ大会を契機に、GAP等の認証取得と首都圏での農畜水産物のPR活動を関係団体が一丸となって取り組む協議会運営に係る経費	販売対策 係
飛騨牛首都圏進出プロジェクト 事業費 [拡	8,334	県	H26 ～	県単	—	経験豊富なコーディネーターのネットワークや経歴を生かし、首都圏にて飛騨牛や県産農産物の取り扱いに興味のある料理店の掘り起しを行うとともに、首都圏での飛騨牛等の販売を希望する食肉事業者、生産者の営業活動に対して助言を行う。 ○飛騨牛販路拡大コーディネーターの設置及び飛騨牛の取扱料理店の開拓 ○首都圏の飛騨牛取扱料理店でのメニューフェアの開催 <主な拡充内容> ○ハラル認証飛騨牛メニューフェアの開催	販売対策 係 輸出戦略 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
GAPチャレンジ推進事業費		5,600	県	H30 ～	県単	—	持続可能な農業の実現を目指して農業者のGAPの実践や認証取得の取組 みを総合的に推進する。 ○担い手等へのGAP指導活動の実施 ○GAPアドバイザーの派遣 ○農業者向けGAP実践セミナーの開催 ○GAPの消費者認知度向上のためのイベントの開催 ○フードチェーンを構成する事業者がGAPの価値を共有する交流会の 開催	販売対策 係
GAPチャレンジ推進事業費補 助金		10,000	農業 者等	H30 ～	県単	1/2 以内	GAPを実践するために必要な環境整備に対して支援を行う。 ○補助対象：GAPの実践のために必要な施設改修、備品購入、残留農薬分 析、水質検査 ○事業主体：農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人 農業者の組織する団体、農業協同組合	販売対策 係
国際水準GAP認証取得支援事 業費補助金		1,000	農業 者等	H30 ～	県単	1/2 以内	地域のモデルとなる農業者等が国際水準GAPの認証取得のために必要な 認証審査に対して支援を行う。 ○補助対象：GAP認証取得のために必要な認証審査の受審 ○事業主体：農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人 農業者の組織する団体、農業協同組合	販売対策 係
岐阜県GAP推進事業費		300	県	H30 ～	県単	—	農場審査によるGAP基準適合の確認など県GAP確認制度の運営事 務費	販売対策 係
農林水産祭参加費		300	県	H26 ～	県単	—	国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発 展の意欲の高揚を図るため、農林水産省が国民的な祭典として開催する農林水 産祭中央行事（顕彰普及関係行事）への参加経費の一部を負担。	販売対策 係

(4) 農業経営課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
普及指導員活動費 [国事業名] 協同農業普及事業交付金	拡	44,748	県	S58 ～	国補 県単	—	<p>地域の特性に即した農業の振興に向けた普及指導活動を展開するための活動費及び効率的な活動を支援するための運営費</p> <p>① 普及指導員活動費 普及指導活動を展開するための活動費及び農林事務所及び農業経営課地域支援係・園芸技術支援係の運営費</p> <p>② 一般研修費 普及指導員の資質向上を図り、「ぎふ農業・農村基本計画」の目標達成に向けた高度な専門力を習得するため、計画的・体系的な研修を実施若手若手普及指導員の早期育成のためのOJT研修を行う補助職員の設置</p> <p>③ 普及情報活動推進費 効率的な普及活動を展開するために各農林事務所へタブレットを増設。普及情報ネットワーク（EK-SYSTEM）等を活用し、情報収集するとともに農業者へ技術情報等を提供</p> <p>④ 農業改良普及推進協議会運営費 普及指導推進検討会、成果検討会を開催</p> <p>⑤ 新技術導入普及支援事業費 試験研究機関で開発された新技術等の現地適応性の実証と普及</p> <p>⑥ 農村青少年活動促進指導 地域農業のリーダー育成、新規就農者の育成のため、農業担い手リーダー（指導農業士、青年農業士、女性農業経営アドバイザー）の認定等実施</p> <p>⑦ 普及指導員調査研究活動費 現地の課題解決のため、普及指導員及び革新支援専門員が担当項目に関する調査研究を実施</p> <p><主な拡充内容> 上記②のうちOJTの補助職員、③のうちタブレット端末の増設</p>	普及企画 係
普及推進事業費		3,891	県	H18 ～	県単	—	<p>普及指導員が直接農業者に接し、県独自の普及指導課題の解決や国施策や園農政を推進する。</p> <p>① 普及職員研修強化特別事業費 専門力を高める研修を実施し、産地をリードできる高い指導力を持つ普及指導員を育成する。特に、若手指導員の資質向上を図るための研修を実施する。</p>	普及企画 係

							② 輝く農業女子支援事業 農業・農村において、各々が能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、女性を対象としたフォーラム、若手女性農業者等を対象とした研修会を実施する。「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」を策定する。	
新品種・新技術普及推進事業費 [国事業名] 産地ブランド発掘事業		4,634	県	H26 ～	国補	定額	地域特産品開発に適した品種を導入し地域適応性の確認などを行うとともに、実需者と連携することにより安定的な販売ルートを確保し経営の安定化を図る。	普及企画 係
新たなブランド育成支援事業費		6,769	県	R1 ～	県単	—	普及指導員が中心となって地域にある自然・文化・人材といった資源を活かし、学校や企業などの農業関係者以外とのコラボレーションを展開して、加工品づくりやイベントを結び付け、消費者に選ばれる新たなブランド創出の支援や、産地の持続的発展につなげる。	普及企画 係
普及指導費		3,295	県	S50 ～	県単	—	農林事務所（農業普及課）の運営指導費 効率的・効果的に普及活動が展開できるよう農林事務所（農業普及課）の運営指導を行うとともに、国・関係団体との連携・情報交換等を実施	普及企画 係
農業大学校運営費		48,678	県	S57 ～	県単	—	農業大学校の管理運営費 本県農業の担い手の育成・確保に向けて、農業大学校において次代の農業・農村の指導的役割を期待する青少年に対し長期の実践教育を実施。 ① 運営費 ② 自動車管理費 ③ 会計年度任用職員（施設管理業務専門職等） ④ 施設整備事業費 ⑤ 男子寮外壁等改修事業費 ⑥ GAP推進事業費 ⑦ 農業機械整備費	普及企画 係
スマート農業高度化推進事業費 [国事業名] 地方創生拠点整備交付金	新	20,000	県	R2～	県単 国補	—	農業大学校において、スマート農業に対応した施設整備によりスマート農業教育を推進し、次世代の農業を担う人材を育成する。	普及企画 係
人材養成指導費		49,069	県	S57	国補	—	農業大学校の授業実施経費等	普及企画 係

[国事業名] 協同農業普及事業交付金			～	県単			農業改良助長法に基づく教育研修施設として、より実践的な農業教育を行うため、外部講師の招へいやほ場等管理、調査研究等を実施する。 ① 人材養成指導事業費 ② 非常勤講師等設置費 ③ 就農支援強化事業費	
緑の学園開催事業費 [国事業名] 協同農業普及事業交付金		315	県	S57 ～	国補	—	高校生の農業経営への興味と関心を深め、就農への意欲を高めるため、農業大学校において、若手農業者との懇談会や農業体験を実施する	普及企画 係
アグリ・エンジョイネット岐阜 活動推進事業費補助金		100	アグリ・エン ジョイネ ット岐 阜	H14 ～	県単	県1/2 以内	多様な担い手の育成・強化を図るため、組織活動等を通じて課題解決に取り組み、活力ある地域づくりを推進しているアグリ・エンジョイネット岐阜の活動を支援 活動内容：各種研修会、農産物加工技術や農村文化の伝承支援等	普及企画 係
農村青少年クラブ事業費補助金		180	岐 阜県4 Hクラブ 連絡 協議会	S49 ～	県単	県1/2 以内	次世代を担うリーダーの育成を図るため、若い農業者である4Hクラブ員の自発的な活動を支援 活動内容：各種研修会、地区研修活動、活動連携強化、4HクラブのPR活動等	普及企画 係
農業担い手リーダー支援事業費 補助金		1,575	岐 阜県農 業担 い手リ ーダー	H28 ～	県単	県1/2 以内	次世代を担う農業後継者の育成・確保のため農業高校生、農業大学生の研修受入れなど本県農業の担い手育成や青年農業者並びに女性農業者のリーダー育成に取り組む農業者団体の活動運営に対して支援 活動内容：各種研修会、農業研修生受入、国内外視察研修等	普及企画 係
農業共済指導検査事務費		698	県	S33 ～	県単	—	農業共済組合の業務運営及び会計の状況について、検査を行うことで、適切な農業共済事業の遂行に資するとともに、農業共済組合に対して必要な指導を実施	農業共済 ・金融係
利子補給金・利子助成補助金・ 保証料補給金		26,241	県	S36 ～	県単	県 10/10	【農業近代化資金（利子補給）】(S36～) 農協等の資金を長期かつ低利に融通し、農業経営の近代化を支援 償還期限 原則15年（うち据置期間3年）以内 農機具のみは原則7年（うち据置期間2年）以内	農業共済 ・金融係

					<p>貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者等個人 18,000千円 (知事特認 200,000千円) ・法人等 200,000千円 ・農協等 1,500,000千円 <p><資金の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資金 ・農業経営体育成資金 ・農業災害緊急支援資金 	
					<p>【農業企業化特融資金 (利子補給・CSF緊急対策資金は保証料も補給)】 (S36～)</p> <p>県内特産物の育成、災害復旧、家畜伝染病による経営再建等を支援するため、資金を低利に融通</p> <p>償還期限、貸付限度額は資金の種類により異なる。</p> <p><資金の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養魚施設造成 ・地域農業災害経営 ・地域農業活性化資金 ・CSF緊急対策資金 ・花き類種苗導入 ・農業災害緊急支援特別資金 ・家畜疾病経営維持資金 ・食肉流通経営維持資金 	農業共済 ・金融係
					<p>【農業経営改善促進資金 (利子補給)】 (H6～)</p> <p>認定農業者が経営改善を図るための短期運転資金を低利で融通</p> <p>償還期限 1年程度</p> <p>極度額の上限 (畜産、園芸施設は下記の4倍)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人 5,000千円 ・法人 20,000千円 	普及企画 係
					<p>【農業経営基盤強化資金 (利子助成)】 (H6～)</p> <p>認定農業者が経営改善を図るための設備資金等を日本政策金融公庫が長期かつ低利で融通 (新規の県の利子助成なし)</p> <p>償還期限 25年 (うち据置期間10年) 以内</p> <p>貸付限度額 個人 300,000千円 (特認 600,000千円) 法人1,000,000千円 (特認2,000,000千円)</p>	農業共済 ・金融係
					<p>【農業経営負担軽減支援資金 (利子補給)】 (H13～)</p> <p>農協等の資金を低利で融通し、営農負債を借り換えることにより、農業者の経営改善を支援</p>	

						償還期限 10年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 営農負債の残高	
						【経営体育成強化資金（利子助成）】（H29～） 日本政策金融公庫の「経営体育成資金」を借り受けた認定新規就農者及び農業参入法人に対し、新規就農に必要な設備等準備資金を全額利子助成し、新規就農を支援 償還期限 25年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 150,000千円	農業共済 ・金融係
						【新規経営体育成資金（利子補給）】（H29～） 日本政策金融公庫の「経営体育成資金」を借り受ける際の自己負担分に相当する準備資金を無利子で融通し、新規就農を支援 償還期限 25年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 37,500千円	農業共済 ・金融係

<担い手対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
就農・就業相談窓口事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		36,708	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H29 ～	県単 国補	県 10/10 以内	ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」が実施する就農支援活動、経営支援活動に対して助成する。 ○補助対象経費 ・ぎふアグリチャレンジ支援センターが実施する以下の経費 1 就農支援事業 （1）就農・就業相談専門員、就農アドバイザーの設置 （2）ワンストップ就農・就業相談活動 （3）就農啓発活動 （4）就農関連情報の一元化と情報発信 （5）就農支援研修（農業基礎） 2 経営支援事業 （1）農業参入・法人化推進コーディネーターの設置 （2）企業等農業参入・法人化に関する相談活動 （3）企業参入啓発活動 （4）就業関連情報の一元化と情報発信 ○事業実施主体	就農支援 係

							・(一社)岐阜県農畜産公社	
就農・就業相談員等補助金		4,877	(一社)岐阜県農畜産公社	H29～	県単	県 10/10 以内	ぎふアグリチャレンジ支援センター内に就農・就業相談員を設置し、新規就農希望者に対し就農・就業相談活動を実施する。 ○補助対象経費 ・就農・就業相談員設置経費(人件費) ○事業実施主体 ・(一社)岐阜県農畜産公社	就農支援係
農業経営者総合サポート事業費補助金		24,650	(一社)岐阜県農畜産公社	H31～	国補	国 定額	ぎふアグリチャレンジ支援センターが全国新規就農相談センターと連携し新規就農相談活動を実施する。 ○補助対象経費 ・新規就農相談活動	就農支援係
[国事業名] 農業経営法人化支援総合事業							農業経営相談に関する体制を整備し、農業経営の法人化、規模拡大等に関する経営相談、経営診断や巡回指導などの取組み等を支援 新規就農相談や雇用就農者の定着に向けた支援 ○事業内容 ア. 農業経営者サポート事業 ・農業経営相談に関する取組みを支援 イ. 集落営農等の法人化支援 ・ア. による支援を受け、任意組織から法人化した組織に交付金を交付(250千円/1法人)	経営体強化育成係
農業次世代人材投資事業費補助金		391,505	市町村、(一社)岐阜県農畜産公社	H29～	国補	国 定額	新規就農者確保のため、就農前の研修期間(2年間)と就農直後(5年間)について、経営の安定化を図るため資金を交付する。 (1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 交付対象: 県が認める研修機関等で研修を受ける50歳未満の者 交付金額: 年間150万円(最長2年) (2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 交付対象: 市町村の人・農地プランに位置づけられる50歳未満の独立・自営就農者 交付金額: 年間150万円以内(最長5年)	就農支援係
農業次世代人材投資事業推進事務費		420	県	H29～	国補	国 定額	交付事務に係る、県事務費	就農支援係
[国事業名] 農業人材力強化総合支援事業								

就職氷河期世代の新規就農促進事業費補助金 [国事業名] 新規就農支援緊急対策事業	新	48,752	(一社)岐阜県農畜産公社	R2～	国補	国定額	就職氷河期世代の新規就農者確保のため、就農前の研修期間(2年間)について、経営の安定化を図るため資金を交付する。 (1) 資金 交付対象: 県が認める研修機関等で研修を受ける原則30歳以上50歳未満の者 交付金額: 年間150万円(最長2年)	就農支援係
就職氷河期世代の新規就農促進事業推進事務費 [国事業名] 新規就農支援緊急対策事業	新	110	県	R2～	国補	国定額	交付事務に係る、県事務費	就農支援係
ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金	新	40,500	市町村	R2～	県単	県定額 ただし (1) 及び (3) は県 1/2 以内	知識や能力等を集中的に習得する就農研修者及び就農初期段階の新規就農者に対して、支援金を給付 (1) 農業研修スタート型 交付対象: 県が認める研修機関等で研修を受ける55歳未満の者 交付金額: 年間100万円以内(1年限り) (2) 経営チャレンジ型 交付対象: 市町村の人・農地プランに位置付けられている55歳未満の農業後継者等 交付金額: 年間100万円以内(1年限り) (3) キャリアチェンジ型 交付対象: 市町村の人・農地プランに位置付けられている55歳以上60歳未満の新規就農者等 交付金額: 年間50万円以内(1年限り)	就農支援係
新規就農サポート事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		29,000	右記	H26補正～	県単 国補	県1/2以内、 県定額、 県4/5以内	新規就農者の就農相談から就農後の技術・経営支援を実施する「地域就農支援協議会」等の運営及び長期実践研修に必要な経費を助成する。 実施主体: 市町村、JA、JA全農岐阜、地域就農支援協議会、就農応援隊等 ○地域就農支援協議会等の運営に対する支援 ○長期実践研修費助成(あすなろ農業塾実施事業) ○就農応援隊が実施する就農応援活動に対する支援	就農支援係
意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費		7,950	県	H16～	県単 国補	—	担い手育成プロジェクト2000の実現に向け、就農相談から研修、営農定着まで一貫した支援活動を実施する。	就農支援係

[国事業名] 地方創生推進交付金							<ul style="list-style-type: none"> ・就農モデルPR動画の配信 ・都市部での就農相談会の実施 ・全国会議等への参画 ・研修指導力向上研修、経営力強化研修の実施 ・農業の現場を学ぶ出前講座、バスツアーの実施 ・就農応援大使による就農応援サポート活動 ・研修拠点ネットワーク化 ・農業技術や農業経営の研修動画の配信 	
新規就農者研修施設整備事業費 補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		6,000	右記	H26 ～	県単 国補	県1/2 以内	<p>就農希望者が、農業経営に必要な技術・知識及び経営管理等について、円滑に学ぶことができるよう研修施設を県内各地に整え、新規就農者の育成確保を推進する。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期就農支援研修を実施する者が、当該研修を実施するために必要な施設等を整備する際、かかる経費の一部を助成 <p>○事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合、独立学校法人 <p>○助成対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修栽培施設、研修作業棟等 	就農支援 係
農福連携推進活動事業費補助金	拡	12,450	(一社)岐阜県農畜産公社	H29 ～	県単	県 10/10 以内	<p>障がい者の農業分野での就労を促進するため「ぎふアグリチャレンジ支援センター」が実施する農福連携推進活動について助成する。</p> <p>○補助対象経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農福連携推進室長、マネージャーの設置 (2) 調査研究活動、優良事例集作成 (3) 農福連携啓発活動 (4) 岐阜県版農業ジョブコーチの育成・派遣 (5) 農業者に対する障がい者受入体験助成 (6) 農業者に対する農業施設改修助成 (7) 福祉事業所と農業者の作業受委託マッチング活動 (8) 福祉事業所農業参入相談、営農定着支援活動 <p>○事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)岐阜県農畜産公社 <p><主な拡充内容> 上記(3)の内容</p>	就農支援 係
農福連携推進活動事業費	拡	3,500	県	H31 ～	県単	—	<p>農福連携を推進するための活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培技術基礎講座の開催 ・農福連携全国都道府県ネットワークへの参画及び全国研修会の開催 	就農支援 係

							・地域ネットワーク活動 <主な拡充内容> 農福連携全国都道府県ネットワークの全国研修会の開催	
農地中間管理機構事業費補助金 [国事業名] 農地集積・集約化対策事業	10,500	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H26 ～	国補	国 9/10 県 1/10		農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地の賃料、維持管理や条件整備等の事業費に対する補助	経営体強化育成係
農地中間管理機構運営費補助金 [国事業名] 農地集積・集約化対策事業	80,000	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H26 ～	国補	国 7/10 県 3/10		機構の運営に要する経費、市町村やJA等への窓口業務等の委託に要する経費に対する補助	経営体強化育成係
農地中間管理事業事務費 [国事業名] 農地集積・集約化対策事業	3,980	県	H26 ～	国補	国 7/10 県 3/10		農地中間管理事業の促進に要する県の事務費	経営体強化育成係
機構集積協力金交付事業費補助金 [国事業名] 農地集積・集約化対策事業	120,300	市町村	H26 ～	国補	国 定額		機構を活用した農地の集積・集約化を加速化するため、人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付（対象は、農業振興地域の区域内の農地） (1) 地域集積協力金 ○交付対象者 ・実質化した人・農地プランを策定し、機構にまとまった農地を貸し付けた地域 ○交付要件 ・交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実 ・「集積・集約化タイプ」については、地域内の農地の20%超（ただし、中山間地域は4%超）が機構に貸付けられている ・「集約化タイプ」については、地域内の農地に占める担い手の1ha以上（ただし、中山間地域及び樹園地は50a以上）の団地面積の割合が20%ポイント以上増加することが確実等 (2) 経営転換協力金 ○交付対象者 ・農業部門の減少により経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ○交付要件 ・農地を10年以上機構に貸し付けること等	経営体強化育成係

<p>人・農地問題解決加速化支援事業費補助金</p> <p>[国事業名] 人・農地問題解決加速化支援事業</p>	<p>拡</p>	<p>12,300</p>	<p>市町村</p>	<p>H24 ～</p>	<p>国補</p>	<p>国 10/10</p>	<p>市町村が人・農地プランを実質化させるための取組みに要する以下の経費 (1) 人・農地プランの実質化活動 (2) 専門家（コーディネーター）の派遣等 (3) 農業者グループが異業種と連携しての中心経営体を目指すモデル構築</p> <p><主な拡充内容> 上記（2）、（3）の内容</p>	<p>経営体強化育成係</p>
<p>経営体育成支援事業費補助金</p> <p>[国事業名] 強い農業・担い手づくり総合支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業</p>		<p>116,000</p>	<p>市町村</p>	<p>H25 ～</p>	<p>国補</p>	<p>国 3/10 等</p>	<p>人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体等の経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入について支援</p> <p>(1) 経営体育成支援事業 ○事業内容 ア. 先進地農業経営確立支援タイプ ・広域に展開する農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援（融資残補助） イ. 地域担い手育成支援タイプ ・地域の担い手が、経営基盤を確立し、更に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援（融資残補助又は事業費補助） ○補助率 ・3/10以内等（上限：個人10,000千円、法人15,000千円等）</p> <p>(2) 担い手確保・経営強化支援事業 ○事業内容 ・地域の担い手が、先進的な農業経営の確立のために必用な農業用機械・施設の導入を支援（融資残補助） ○補助率 ・1/2以内等（上限：個人15,000千円、法人30,000千円）</p> <p>(3) 追加的信用供与補助事業 ○事業内容 ・融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援 ○補助率 1/15以内</p> <p>(4) 市町村付帯事務費 ○事業内容 ・事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費を支援 ○補助率 1/2以内</p>	<p>経営体強化育成係</p>

集落営農等育成推進事業費		1,500	県	H29 ～	県単	—	集落営農による生産体制づくりや労働力確保の取組みを推進 ・担い手育成重点推進地域等における集落ビジョン作成や集落合意形成等の取組支援 ・集落営農の体制づくりをけん引するリーダーとなる人材と指導者を育成するための研修会の開催 ・労働力確保に関する研究会の開催 等	経営体強化育成係
施設園芸等就農推進事業費補助金		2,200	市町村	H27 ～	県単	県 定額	施設園芸品目等の新規就農者が農地中間管理機構を通じて農地等を借り受けた場合、その農地所有者に対して補助金を交付 ○補助金額の上限 ・10a当たり15千円又は20千円	経営体強化育成係
中山間地域等担い手育成推進事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		3,000	市町村、 地域 農業再生 協会等、 岐阜県 土地改良 事業 団体連 合会等	H29 ～	県単 国補	国・県 定額	中山間地域における集落営農組織等の育成や農地集積を推進するための活動経費の一部を助成 ○事業内容 ・新たな集落営農組織化や組織間連携又は農地集積を一体的に推進する地区における研修会等の取組みを支援 ・効率的な営農体系を確立するため、スマート農業導入に向けた専門家の活用を支援 ・土地改良事業団体が行うアンケート調査や地元説明会の開催などの取組みを支援 ○補助金額の上限 ・1地区あたり200千円	経営体強化育成係
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	拡	50,000	市町村	H29 ～	県単 国補	国・県 1/2 以内 等	中山間地域等における集落営農組織等の育成や経営力強化に必要な農業機械等の導入を支援 (1) 集落営農経営安定支援 ○事業内容 ・中山間地域等において、新たに設立される集落営農組織の経営安定に必要な農業用機械等及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備を支援 ○補助率 ・1/2以内（上限5,000千円） (2) 担い手経営力強化支援 ○事業内容 ・農地集積を推進する地域の担い手の経営力・生産力強化に必要な農業機械等及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備を支援 ○補助率 ・定額（上限2,000千円又は4,000千円）	経営体強化育成係

							<p>(3) 集落営農連携強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の集落営農が連携し、農業機械等を共同利用する際に必要な農業機械・施設 ○補助率・1/2以内（上限10,000千円） <p>(4) 労働環境の改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者又は集落営農組織法人が雇用者を確保するために必要な農業機械、施設及び外国人労働者受入れに必要な住居施設の改修 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/3以内（上限3,000千円） <p><主な拡充内容> 上記（4）の新設</p>	
新規就農者経営安定支援事業費補助金		7,000	市町村	H30～	県単	1/4以内	<p>新規就農者の営農定着に向けた支援を行う事業実施主体に対し、経営継続に必要な施設修繕（農業用ハウス被覆資材等）を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ハウス被覆資材の更新に必要な経費 ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・1/4以内（上限1,000千円） 	経営体強化育成係
農業の雇用促進事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	新	2,800	岐阜県農業協同組合中央会、農協、農業者等の組織する団体	R2～	県単 国補	国・県 1/3以内	<p>外国人材の活用を含めた雇用に向けた取組みを総合的に支援</p> <p>(1) 労働力確保の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・農業分野における雇用人材を確保するために必要な取組み ○補助率 1/3以内 <p>(2) 外国人材の雇用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の雇用・定着に必要な取組み ○補助率 1/3以内 	経営体強化育成係
岐阜県就農支援センター運営費		45,193	県	H26～	県単	—	<p>岐阜県就農支援センターにおいて、新規就農者を育成するために必要となる経費</p>	就農研修係
岐阜県就農支援センター施設整備事業費		8,600	県	R2	県単	—	<p>岐阜県就農支援センターのトマトハウス施設の修繕に必要な経費</p>	就農研修係

(5) 農産園芸課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
環境保全型農業直接支払交付金 [国事業名] 環境保全型農業直接支払交付金		19,875	農業者 の組織 する団 体等	H23 ～	国単 国補	国 1/2 県 1/4 市町 村 1/4	農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じ交付金を交付。 [支援対象] 原則次の①～③の要件を満たす農業者の組織する団体等 ① 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減又は有機農業を行う作物について、販売を目的として生産を行うこと ② 国際水準GAPを実施していること ③ 環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと [支援対象取組] ① カバークロップ（緑肥）の作付け ② 堆肥の施用 ③ 有機農業の取組（化学肥料、農薬原則不使用） ④ リビングマルチ ⑤ 草生栽培 ⑥ 不耕起栽培 ⑦ 長期中干し ⑧ 秋耕 ※農業振興地域内の農地で行われる取り組みが支援対象 [交付金単価] ※交付単価の調整が行われる場合がある ① 6,000円/10a ② 4,400円/10a ③ 12,000円/10a（うちそば等雑穀、飼料作物 3,000円/10a） 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り 2,000円加算（そば等雑穀、飼料作物には加算なし） ④ 5,400円/10a（うち小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用 する場合3,200円/10a） ⑤ 5,000円/10a ⑥ 3,000円/10a ⑦ 800円/10a ⑧ 800円/10a	クリーン 農業係

環境保全型農業直接支払等推進交付金 [国事業名] 日本型直払推進交付金	59	市町村推進組織	H19～	国補	定額	市町村、推進組織が実施する環境保全型農業直接支援対策事業に係る推進指導や、実施確認等に要する経費に対して支援。	クリーン農業係
環境保全型農業直接支払等県推進指導費 [国事業名] 日本型直払推進交付金	300	県	H19～	国補	定額	環境保全型農業直接支援対策事業を推進するための県指導費。	クリーン農業係
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費 [国事業名] 有機農業推進体制整備交付金	2,677	県	H26～R2	国補 県単	—	ぎふクリーン農業や有機農業等、環境への負荷が少なく、安全・安心な農産物を県民に供給する環境保全型農業の普及推進を図るため、ぎふクリーン農業の生産登録・更新業務、有機農業の推進を実施。 ①ぎふクリーン農業（生産登録（新規・更新））の推進 ・登録審査、更新講習会、新たな技術の普及推進等の実施 ②有機農業の推進 ・有機農業生産者を対象とした研修会の実施等	クリーン農業係
清流を守る環境保全型農業総合支援事業費補助金	4,709	市町村農業者、農事組合法人、農協、農業者の組織する団体	H28～R3	県単	県1/2 又は 県1/3	ぎふクリーン農業の推進を図るため、化学肥料の使用量を削減する新技術の導入や農産物の安全性の確認を支援。 [支援内容] ①環境保全型農業新技術導入支援 ・県試験研究機関等が開発、試験した環境保全効果の高い技術の導入支援 ②農産物安全性確認支援 ・ぎふクリーン農業の生産（更新）登録申請に必要な残留農薬自主検査の実施支援 ・朝市等直売所の自主管理体制づくりを支援 [事業実施主体] ①市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体 ②ぎふクリーン農業生産（更新）登録者、朝市等直売所の運営主体 [補助率] ① 1/3以内、② 1/2又は1/3以内	クリーン農業係

ぎふ清流GAP推進事業費	新	2,400	県	R2 ～R5	県単	—	農場評価を実施しGAP取組みをステップアップする「ぎふ清流GAP評価制度（仮称）」の創設・運用。	クリーン 農業係
ぎふ清流GAP推進事業費補助金	新	11,400	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	R2 ～R5	県単	定額	(一社)岐阜県農畜産公社内にGAP推進拠点を設置して「ぎふ清流GAP評価制度（仮称）」の農場評価、指導員育成、相談窓口対応などのGAP関連推進業務を実施。	クリーン 農業係
GAP指導員育成事業 [国事業名] 国際水準GAP普及推進交付金		4,792	県	R2 ～R5	国補 県単	—	GAP取組みを普及するための指導員を育成。 ・普及指導員をGAP指導員育成 ・農業高校教諭のGAP指導員研修 ・高度な指導員育成を目指すステップアップ研修	クリーン 農業係
主要農作物重金属等安全対策推進事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金		1,675	県	H19 ～	国補 県単	—	農作物中の重金属類の実態把握、吸収抑制技術の情報収集及び普及。	クリーン 農業係
肥料検査指導費		287	県	S53 ～	県単	—	肥料の品質保全を図るため、肥料取締法に基づく普通肥料登録及び肥料販売業務等の届出の受理、その他肥料の検査や指導業務を推進。	クリーン 農業係
防除指導費		1,033	県	S25 ～	県単	—	病害虫・雑草防除指導指針及び病害虫発生予察情報に基づく効率的な防除指導を実施。	クリーン 農業係
病害虫防除所運営費 [国事業名] 植物防疫事業交付金		2,390	県	S25 ～	国補	定額	病害虫防除所による植物防疫事業を効率的に推進。	クリーン 農業係
病害虫防除員活動費 [国事業名] 植物防疫事業交付金		1,094	県	S25 ～	国補	国3/4	市町村段階における植物防疫事業の推進を図るため、病害虫防除員を設置。	クリーン 農業係

病虫害総合管理技術推進対策事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金		1,663	県	H17 ～	国補	国 1/2	トマト、いちご等の県内主要品目の薬剤抵抗性病害虫に対する薬剤感受性のモニタリングを行い、I P M (総合的病虫害雑草管理)につながる防除技術を確立。	クリーン 農業係
侵入病虫害緊急防除対策推進費 [国事業名] 消費・安全対策交付金		203	県	H9 ～	国補	定額	ミカンコミバエ種群等侵入警戒を要する病虫害の侵入・拡散を未然に防止。	クリーン 農業係
植物防疫推進事業費		2,557	県	H25 ～	諸収	—	現地で問題となっている病虫害及び雑草等に対して、効果的な防除方法の調査を行い、地域に適した農薬の普及並びに、航空防除指導等を実施。	クリーン 農業係
ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金		200	県	H28 ～	国補	定額	ウメ輪紋ウイルス感染樹の調査。	クリーン 農業係
ジャンボタニシ被害対策推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	新	1,500	県	R2 ～R4	国補 県単	-	耕種的、化学的防除を組み合わせた総合的な対策を立案し、重点地区における対策の評価と改善策を提案。 ・被害対策チームの設置 ・被害対策アドバイザーの招へい ・重点地区の実態調査や被害発生の一組みの解明 ・被害対策チラシの作成・配布 等	クリーン 農業係 米麦大豆 係
ジャンボタニシ被害対策推進補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	新	2,000	市町村 農協	R2 ～R4	国補 県単	県1/2	重点地区を設定し、ジャンボタニシの水田ほ場内における耕種的・化学的防除の広域かつ総合的な対策の実践とその効果確認を支援。	クリーン 農業係 米麦大豆 係

指定病害虫発生予察事業費 [国事業名] 植物防疫事業交付金		3,379	県	H9 ～	国補	定額	<ul style="list-style-type: none"> 国が指定した病害虫の発生状況を調査。 指定病害虫の発生予察手法の確立及び予察基準の策定。 難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。 	クリーン 農業係
重要病害虫発生予察事業費		1,446	県	H9 ～	県単	-	<ul style="list-style-type: none"> 国指定以外の病害虫の発生状況を調査。 重要病害虫に対する発生予察手法の確立と発生予察情報への利用。 難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。 	クリーン 農業係
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金		820	県	H18 ～	国補	国1/2	<p>地域特産農産物の農薬登録拡大に必要な試験を実施。</p> <p>[対象作物] 1作物 [対象薬剤] 1農薬 [試験内容] 薬剤効果、薬害、農薬残留</p>	クリーン 農業係
農薬安全使用総合推進指導事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金		2,100	県	H15 ～	国補	国1/2	農産物の安全の確保を図るため、生産者への農薬安全使用の徹底、農薬販売業者への指導、農薬適正使用に関する研修会の開催や農薬管理指導士の育成を実施。	クリーン 農業係
元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	拡	420,000	農業協同組合連合会、市町村、農協、農事組合法人、生産集団、その他知事が認めるもの	H28 ～R3	県単	県1/4 又は 県1/3	<p>「ぎふ農業・農村基本計画」（平成28～令和2年）の3つの基本方針（多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくり）に沿った産地の構造改革の取組み、基幹的共同利用施設の改良整備及び気象災害に対応するためのハウスの強靱化等を支援し、未来につながる農業・農村づくりを推進。</p> <p>[事業の採択要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新産地構造改革計画を策定し、知事もしくは農林事務所長の認定を受けること 一事業の受益戸数が3戸以上であること ただし、事業実施主体が①認定新規就農者に機械・施設を利用させる場合、②あすなる農業塾長に新規就農者研修施設を利用させる場合、③構成員に対し県試験研究機関が開発した新技術導入にかかる機械・施設を利用させる場合等及びその他農政部長が認める場合にあつては受益戸数3戸未満でも可。 整備する機械施設で対応する目標受益面積が基準以上であること 基幹的共同利用施設の改良整備に取り組む場合には次の要件を満たす施設であること 	米麦大豆 係

						<ul style="list-style-type: none"> ①農業協同組合法に基づき設置 ②設置後10年以上経過 ③産地の農業生産を維持するうえで重要な役割を果たしている ④受益範囲が概ね市町村以上 ⑤直近3ヶ年の利用率の平均が原則50%以上 ・ 米政策改革対応に取り組む場合には次の要件を満たすこと ①県内に住所をもつ水稻作を中心とした農業経営を行う農業法人、農地所有適格化法人、特定農業団体、認定農業者（個人）、認定新規就農者および集落営農組織であること ②過去2カ年※米の直接支払交付金の支払いを受けていること ※平成28～29年度 ③経営面積が平坦地域で概ね30ヘクタール以上、中山間地域で概ね15ヘクタール以上であること ・ ハウスの強靱化に取り組む場合には次の要件を満たすこと ①補強等計画書を添付すること ②既に設置されおり、今後10年以上の利用が見込まれるハウス（既存ハウス）であること ③園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること ・ 再編整備の促進に取り組む場合には次の要件を満たすこと ①複数の共同利用施設の再編合理化を行うこと ②再編利用計画書を添付すること <p>[補助対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安定的な経営体づくりに必要な機械・施設 新規就農者支援、企業型経営体育成支援 ②足腰の強い産地づくりに必要な機械・施設 新技術導入、新ブランド産地づくり、新たな共同化取組、規模拡大・生産性向上取組、国際競争力強化、流通改善に必要な共同利用施設整備、米政策改革対応 ③農業・農村環境の維持・確保に必要な機械・施設 環境に配慮した農業、災害に対する産地の強靱化、ハウスの強靱化 ④基幹的共同利用施設の改良整備 ⑤共同利用施設の再編整備の促進 	
--	--	--	--	--	--	---	--

							<p>[補助率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/4以内 ※ ただし、次の(1)～(4)に定める機械・施設については1/3以内 (1) 新規就農者支援 新規就農者研修施設(新規就農者研修施設整備事業の助成対象となる施設は除く)、新規就農者の農業生産に必要な機械・施設 (2) 企業型経営体育成支援 家族経営体から雇用型経営体への移行、企業の新規農業参入、主として園芸を営む法人の設立に必要な機械・施設 (3) ハウスの強靱化 緊急かつ応急的な既存ハウスの補強、防風ネットの設置 (4) 共同利用施設の再編整備の促進 複数の共同利用施設の再編合理化の促進に必要な整備 <p><主な拡充内容> ハウス強靱化、共同利用施設の再編整備の促進を追加。</p>	
ぎふ米産地生産対策強化推進事業費	3,390	県	H27～R2	県単 国補	—	<p>米の品質向上対策と「特A」獲得・堅持に取り組むとともに、需要に応じた米生産や気象変動等に対応したぎふ米産地づくりを推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主食用米産地の技術強化 ・新たな奨励品種の産地育成 ・需要が伸びている用途の米産地育成 ・気象変動等に対応した産地づくりの検討 	米麦大豆 係	
[国事業名] 地方創生推進交付金								
岐阜県米麦改良協会補助金	4,609	右記	S27～	県単	定額	<p>主要農作物の種子に関する生産・流通対策及び普及啓発活動を実施する(一社)岐阜県米麦改良協会に対し、専任職員の人件費を補助。</p> <p>[実施主体] (一社)岐阜県米麦改良協会 [対象] 事務局長(1名)</p>	米麦大豆 係	

採種指導運営事業費		3,024	県	S27 ～	県単	—	<p>稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、県内で普及すべき品種を選定する調査や、種子審査を実施するとともに、種場農業協同組合等に対し採種管理指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励品種決定調査の実施 ・種子審査（ほ場、生産物審査）の実施 ・種子生産体制強化計画の策定指導 	米麦大豆 係
主要農作物原種等供給強化事業費	拡	3,358	県	H31 ～	県単	—	<p>岐阜県主要農作物種子条例に基づき、稲、麦類、大豆の高純度・高品質な原原種・原種の生産供給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究機関における原原種・原種の生産供給体制の強化 <p><主な拡充内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究機関における種子専用機械の計画的な更新 	米麦大豆 係
備蓄米管理調整交付金		847	県	H13 ～	県単	—	<p>県とJA全農岐阜との間で締結した「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定（H22.4.1）」に基づき、JA全農岐阜が行う備蓄米の管理経費等の一部を交付。</p> <p>備蓄量：200トソ（玄米） ※県内の農協低温倉庫等を利用して5圏域に分散備蓄</p>	米麦大豆 係
農産物検査対策事業費		535	県	H28 ～	県単	—	<p>農産物検査法に基づき、地域登録検査機関の登録管理や指導監督業務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録、変更登録、登録更新、検査報告の審査等 ・巡回立入調査、疑義案件調査の実施 	米麦大豆 係
麦・大豆等生産販売推進事業費		1,900	県	H17 ～R2	県単	—	<p>麦・大豆等の安定生産を図るため、県内各地において新技術の実証や導入効果の検証等を実施。</p> <p>[麦] タンパク向上に向けた施肥改善試験、加工適性評価の実施 等 [大豆] 大豆の低単収を解決する栽培技術体系の実証 等</p>	米麦大豆 係
農業機械利用総合対策推進事業費		500	県	H18 ～R4	県単	—	<p>農業機械の効率的かつ安全な利用と農作業事故防止を推進。</p> <p>[農作業安全対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業事故調査及び分析と農作業安全の手引き作成 	米麦大豆 係

産地収益力向上対策条件整備事業費補助金 [国事業名] 産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金	2,000,000	農協、農業者の組織する団体等	H17～R4	国補	国1/2以内	産地の収益力を強化するため、産地基幹施設の整備や機能向上、再編等に要する経費の一部を助成。 [事業主体] 農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者 等 [対象施設] 主要農作物の乾燥調製施設、園芸特産物・花き等の共同選果場、農産物処理加工施設 等 [採択要件] 成果目標基準を満たすこと 等	水田経営係
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金 [国事業名] 産地生産基盤パワーアップ事業	50,000	農業者等	H28～R4	国補	国1/2以内	各産地が地域の強みを活かして進める収益力強化の取組みに要する経費の一部を助成。 [事業主体] 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等 [対象事業] 農業機械の導入及びリース導入、生産資材の導入 等 [採択要件] 成果目標基準を満たすこと 等	水田経営係
水田農業構造改革推進補助金	12,300	市町村、農協	H29～R2	県単	定額	地域一体となった米の需給調整の着実な実行に向け、地域の実状に応じた水田フル活用と需要に応じた米生産の推進に係る取組みに要する経費を助成。 [事業実施主体] ・市町村、農業協同組合 [補助対象経費] (市町村) ・米の需給調整の周知や体制強化 ・地域の水稲等作付状況調査の実施 ・地域で取り組む需要に応じた米生産への指導助言 等 (農業協同組合) ・担い手との需要に応じた米生産の合意形成 ・米卸業者等とのマッチング活動 ・担い手の所得確保に資する技術検討会の開催 等	水田経営係
水田農業構造改革推進指導費	800	県	H17～	県単	—	・産地競争力強化に向けた共同利用施設の効率的活用や、需要に応じた生産の円滑な推進に向けた指導等を実施。 ・改正食糧法に基づく飼料用米等の適正な流通を監視。	水田経営係

水田フル活用推進事務費補助金 [国事業名] 経営所得安定対策等推進事業		166,633	市町村、 農業再生協議会	H23 ～R4	国補	定額	市町村及び農業再生協議会が行う経営所得安定対策等の普及や水田フル活用の推進に係る事務等に要する経費に対し助成。 [事業実施主体] ・市町村、地域農業再生協議会、岐阜県農業再生協議会	水田経営係
水田フル活用実践指導費 [国事業名] 経営所得安定対策等推進事業		4,500	県	H24 ～R4	国補	—	経営所得安定対策等の普及・推進や、水田フル活用の実践に向けた指導等を実施。 [事業内容] ・経営所得安定対策等の普及推進 ・水田フル活用ビジョンの作成、周知 ・産地交付金の活用促進 ・水田フル活用に向けた指導 ・市町村、地域農業再生協議会に対する指導助言 等	水田経営係
加工・業務用野菜拡大支援推進事業費		630	県	H25 ～	県単	—	加工・業務用野菜の生産拡大を図るための現地での活動に対する支援や、現地での課題の解決を目的とした試験研究などを推進。	野菜果樹特産係
加工・業務用野菜拡大推進事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		1,500	農協、 生産組織等	H31 ～R3	県単	県1/2 以内	加工・業務用野菜生産に先進的に取り組む産地を対象に、産地自らが行う安定生産、省力化等の取組みを支援。	野菜果樹特産係
園芸産地持続力強化支援推進事業費	新	500	県	R2 ～R4	県単	—	持続可能な園芸産地づくりのため、産地自らが行う課題解決に向けた取組みを支援。	野菜果樹特産係
園芸産地持続力強化支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	新	6,000	農協、 生産組織等	R2 ～R4	県単 国補	県1/2 以内	トマト・ほうれんそう・えだまめ・いちご・かき（柿）、だいこん、茶などぎふ農業・農村基本計画に位置付ける振興すべき県内の園芸特産物を対象に、持続可能な園芸産地づくりのため、産地自らが行う課題解決に向けた取組みを支援。 ・「産地推進プラン」の策定	野菜果樹特産係

農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金 [国事業名] 農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金	34,200	市町村等	H31 ~R2	国補	国1/2 以内	農業用ハウスの被害防止計画に基づき、市町村等が行う既存ハウスの補強等を支援。 [事業対象] ・今後10年以上の利用が見込まれるハウスの補強、防風ネットの設置等（補助率：1/2以内） ・被害防止技術講習会の開催（補助率：定額）	野菜果樹 特産係
野菜生産出荷安定資金造成費補助金 [国事業名] 野菜価格安定対策事業	1,427	(一社) 岐阜県 野菜価格 安定基金協 会	S40 ~	県単 国補	右記	独立行政法人農畜産業振興機構が行う野菜価格安定対策事業に係る資金造成に対して、岐阜県野菜価格安定基金協会が納付する納付金に対して助成。 [補助率] 重要野菜 国65/100、県17.5/100 その他野菜 国60/100、県20/100 [対象野菜] 重要野菜：秋冬だいこん、たまねぎ（2品目、2種別） 調整野菜：夏だいこん、春夏にんじん、冬にんじん（2品目、3種別） 一般野菜：夏秋トマト、冬春トマト、夏秋なす、秋冬さといも、秋冬ねぎ、ほうれんそう、冬春きゅうり（6品目、7種別）	野菜果樹 特産係
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金 [国事業名] 野菜価格安定対策事業	0	(一社) 岐阜県 野菜価格 安定基金協 会	S50 ~R4	県単 国補	右記	岐阜県野菜価格安定基金協会が行う特定野菜等価格安定事業にかかる交付準備金造成について助成。（必要額が生じた場合は補正対応） [補助率] 指定野菜 国1/2、県1/4 特定野菜 国1/3、県1/3 [対象野菜] 春だいこん、秋冬だいこん、ほうれんそう、かぶ、しゅんぎく（4品目、5種別）	野菜果樹 特産係
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	0	(一社) 岐阜県 野菜価格 安定基金協 会	S46 ~R4	県単	県1/2	岐阜県野菜価格安定基金協会が行う県単野菜価格安定事業にかかる交付準備金造成について助成。（必要額が生じた場合は補正対応） [対象野菜] 春だいこん、夏秋なす、えだまめ、ほうれんそう、秋冬さといも、春キャベツ、夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬はくさい、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、こねぎ、ブロッコリー（10品目、14種別）	野菜果樹 特産係

岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	5,066	(一社)岐阜県野菜価格安定基金協会	H12～R4	県単	右記	野菜価格安定事業の実施主体である岐阜県野菜価格安定基金協会の基盤強化に向け、同協会の管理運営費の一部並びに事務局長人件費について助成。 [補助率] 管理運営費 1/2以内 事務局長人件費 10/10	野菜果樹特産係
園芸特産振興推進指導費	1,780	県	S38～	県単	—	園芸振興団体の指導及び園芸品目の生産振興指導事務。 ・ 県園芸特産振興団体育成対策の推進事務 ・ 園芸特産振興対策の推進 ・ 流通情報活用の推進事務 ・ 農業用使用済プラスチック等適正処理の推進事務 ・ 飛騨・美濃伝統野菜生産消費推進 ・ 飛騨美濃特産名人の認定及び活用促進	野菜果樹特産係
園芸特産振興推進指導費(単建)	2,400	県	R2	県単	—	旧生物工学研究所跡地記念碑設置。	野菜果樹特産係
園芸特産振興団体育成対策費補助金	4,302	右記	S38～R5	県単	定額	県産園芸特産物の更なるブランド化と安全・安心・健康な園芸特産物の生産・供給を図るため、岐阜県園芸特産振興会が実施する生産及び消費流通対策に係る事業活動等に助成。 [実施主体] 岐阜県園芸特産振興会	野菜果樹特産係
園芸新ブランド生産拡大支援事業費	2,721	県	H25～R3	県単	—	国体向けに育成された園芸新ブランド品目(カキ(早秋、太秋)、クリ(ぼろたん)、夏秋いちご)、県が近年開発した新品種(イチゴ(華かがり)、カキ(ねおスイーツ)、クリ(えな宝来、えな宝月)、モモ(飛騨おとめ))の生産・販売の拡大を推進。 ・ 栽培現地研修会の開催、試験研究成果の普及等による生産拡大 ・ 高品質で安定した生産技術の確立・普及	野菜果樹特産係
果樹経営支援対策推進事業費	700	県	H25～	県単	—	産地ごとに、将来方向を明確化した果樹産地構造改革計画の策定・見直しと実践を通じた果樹産地の収益向上、生産拡大を推進。 ・ 高品質な果実生産のための優良品種への転換の推進	野菜果樹特産係

元気な美濃茶産地づくり推進事業費		306	県	H18 ～	県単	—	平坦地域、中山間地域の特性にあった茶生産を進め、産地の維持拡大を図るとともに、県産茶のPR等により消費拡大に向けた取組みを支援。 ・茶産地構造改革計画策定推進会議の開催 ・茶園の共同管理体制づくり、作業受託体制の整備の推進 ・岐阜県茶業振興大会、関西茶業振興大会の開催支援	野菜果樹 特産係
蚕業振興対策事業委託料		432	(一財) 岐阜県 蚕糸 協会	S44 ～R4	県単	定額	新たな蚕糸対策に呼応して蚕糸業と絹業との提携関係の早期構築に向け支援を行うとともに、小学生に絹文化を知ってもらうための養蚕文化伝承活動及びGIFUシルククラフトのブランド化を支援するため、養蚕農家の現地指導、蚕業動向調査、蚕種・繭流通対策、養蚕文化伝承、PR活動等の蚕業振興対策を委託。	野菜果樹 特産係
学校花壇コンクール（FBC）推進費		350	右記	S39 ～R4	県単	—	県内の小・中学校及び地域社会の環境美化に努めるとともに豊かな情操教育を推進するため、参加校にコンクール用の草花の種子等を提供し、学校花壇コンクール（フラワー・ブラボー・コンクール）を開催（負担金）。 [実施主体] フラワー・ブラボー・コンクール実行委員会	花き係
花き生産振興指導費	拡	1,635	県	S39 ～	県単	—	県内主要産地の実態を把握し、特徴を活かした花き振興施策の立案、展開により、花き生産振興を推進。 ・花き産業振興総合調査の実施 ・全国大会、各種研修会への参加 ・花き関係者との連携強化 <主な拡充内容> ・高等教育の修学支援制度の運用 他	花き係
関東東海花の展覧会事業費		450	関東、 東海地 域の1 都11 県 他	S46 ～R4	県単	—	県産花きのPRを進めるため、関東、東海地域の1都11県が共同開催する関東東海花の展覧会に参画（負担金）。 [1都11県] 埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、茨城県、群馬県、栃木県、神奈川県、岐阜県、三重県、山梨県	花き係

園芸福祉サポーター実践活動促進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	拡	1,803	県	H19 ～R2	県単 国補	—	園芸の持つ効果を地域づくり・医療・福祉等の分野において花きの新たな需要拡大を図るため、園芸福祉の地域活動の活性化、普及及び園芸福祉サポーターの認定、スキルアップ研修などの支援を実施。 ・園芸福祉サポーターの認定 ・園芸福祉サポーターの活動支援 <主な拡大内容> ・学生を対象としたサポーター養成講座	花き係
ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		2,000	生産者 団体	H21 ～R4	県単 国補	県1/2	国内外のバイヤーを招聘した商談会等の開催及び首都圏もしくは海外等の商談会等への出展を支援し、県産花きの安定販売、販路拡大を推進。 [助成対象] ・国内外で開催される商談会、IFEX、ギフト・ショー等への出展及び買参人等を招いた商談会の開催 [補助率] 県1/2以内 [事業採択要件] ・各商談会の開催、各商談会等への出展は3戸以上で行う ・出展者、来場者へのアンケート調査等により、事業成果の検証を行う ・商談会を開催または市場が開催する商談会に出展する場合は、商談を行う上で必要となる能力の向上研修会の開催または参加を必須とする ・業界が開催する商談会に出展する場合は、事業実績及び効果等について報告会開催等により、県内花き生産者間の情報共有に努めることを必須とする。	花き係
清流の国ぎふ花き戦略会議運営負担金		9,500	清流の 国ぎふ 花き戦 略会議	H27 ～R2	県単	—	花き業界、教育・行政組織からなる「清流の国ぎふ花き戦略会議」が、「清流の国ぎふ花き振興計画」に基づき、各種の花き振興施策を実施。 ・花きの日（8月7日）のPR ・高校生花いけバトル花きの日大会の開催 （時期：2020年8月、場所：花フェスタ記念公園） ・ぎふフラワーフェスティバルの開催 （時期：2020年10月 場所：花フェスタ記念公園） ・県産花き輸出に向けた取組み	花き係
花き安定供給対策推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		1,922	県	H28 ～R2	県単 国補	—	花きの安定供給に向けた技術向上セミナー及び品評会の開催、県育成ブランド品種のPR等を実施。 ・岐阜県花き品評会の開催	花き係

							<ul style="list-style-type: none"> ・花き販売力強化セミナーの開催 ・県ブランド品種のPR 	
高校生花いけバトル全国大会開催費負担金		12,800	清流の国ぎふ花き戦略会議	H31～R3	県単	—	<p>高校生が花を生けることにより、花の魅力を発信し、花き振興の担い手を育成することを目的とした高校生花いけバトル春の全国選抜大会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生花いけバトル春の全国選抜大会の開催 (時期：2021年3月、場所：花フェスタ記念公園) ・審査員の派遣および選考委員会の開催 	花き係
国際園芸アカデミー運営機能強化推進事業費	拡	16,638	県	H31～R3	県単	—	<p>国際園芸アカデミーの運営機能を強化し、学校の魅力向上につなげることを目的とした取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的ネットワークの構築を図るための企業派遣研修 ・産官学連携体制を構築し、施設整備等、教育ニーズを捉えた教育の実施 ・海外の園芸協会等との人材育成面での連携推進及び学校の機能強化のための移転の必要性の検討 など <p><主な拡大内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営機能強化に向けた基本構想策定、施設改修 	花き係
花いけバトル世界大会開催準備事業費	新	3,100	県	R2	県単	—	<p>R3年度に開催する花いけバトル世界大会の開催に向けたPR等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界のトップレベルの園芸業界関係者に花いけバトルを中心とした岐阜県の花文化をPR及びPR資材の作成 	花き係
清流の国ぎふ花き振興計画策定事業費	新	1,500	県	R2	県単	—	<p>R2年度に終期を迎えるため、新たな「清流の国ぎふ花き振興計画」を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花で彩る「清流の国ぎふ」推進本部の開催 ・花で彩る「清流の国ぎふ」県民会議の開催 	花き係
花き総合指導センター事業費		1,600	県	H18～R4	県単	—	<p>県産花きの生産振興、消費啓発を目的とし、花き関連の展示及び講習会、寄せ植えのコンテストなどを実施。</p>	花き係
国際園芸アカデミー運営費		47,858	県	H16～	県単	—	<p>「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」を基本理念とする「国際園芸アカデミー」において、実践を重視した独自のカリキュラムにより21世紀の花と緑の産業を担う人材を育成。</p>	花き係

(6) 畜産振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
畜産経営指導事務費		5,179	県	S36 ～	その他	—	農家及び畜産関係団体等との連絡・調整・調査・検査・指導等に要する経費	管理調整 係
畜産経営指導事務費（維持管理 費）		1,493						
ポーノブラウン普及推進事業費		200	県	H28 ～	その他	—	増加する安価な輸入豚肉や国内他産地との競合に打ち勝つため、県内養豚農家に本県独自の「霜降豚肉」が生産できる県有種豚「ポーノブラウン」の利用を推進するのに要する経費	養豚・養 鶏係
中小家畜生産強化支援事業費補助金		5,692	右記	H28 ～	県単	1/2 以内	増加する安価な輸入畜産物に対抗するため、安全・安心な県内畜産物のPR活動等に要する経費の支援 【事業主体】：（一社）岐阜県畜産協会、岐阜県養豚協会、岐阜県養鶏協会 奥美濃古地鶏銘柄推進協議会、岐阜県養蜂組合連合会 【補助率】：1/2以内	養豚・養 鶏係
養蜂推進事業事務費		500	県	H15 ～	その他	—	養蜂振興法等に基づく転飼調整等に係る県事務費	養豚・養 鶏係
畜産協会等事業推進費補助金		12,107	右記	S33 ～	県単	定額	各種団体及び畜産農家等への指導事業等に対する助成 【事業主体】：（一社）岐阜県畜産協会 【事業内容】：畜産振興事業（畜産コンサルタント、家畜改良、畜産展示（全日本ホルスタイン共進会参加経費）、畜産振興計画推進、家畜・家きん及び畜産物流通対策、畜産環境保全推進指導、自給飼料生産指導） 畜産振興推進事業（地域畜産振興他）	養豚・養 鶏係
畜産コンサルタント設置事業費補助金		22,875	右記	H15 ～	県単	定額	畜産コンサルタントの設置に対する助成 【事業主体】：（一社）岐阜県畜産協会	養豚・養 鶏係
明) 畜産・酪農収益力強化整備 等特別対策事業費補助金（公共 ） [国事業名] 畜産・酪農収益力強化整備等特		344,250	右記	H28 ～	国補	1/2 以内	県が認定した畜産クラスター計画に基づき、畜産クラスター協議会が実施する施設整備事業に要する経費への補助 【事業主体】：畜産クラスター協議会 【事業内容】：鶏舎整備等 【補助率】：1/2以内	養豚・養 鶏係

別対策事業（R1補正・繰越）								
農畜産業振興機構委託事務費	1,044	県	S37 ～ その他	その他	—	農畜産業振興機構の助成事業に要する県事務費	養豚・養鶏係	
地方競馬全国協会委託事務費	135	県	S37 ～ その他	その他	—	地方競馬全国協会（畜産振興事業）の助成業務に要する県事務費	養豚・養鶏係	
畜産高度化支援リース事業委託事務費	50	県	S57 ～ その他	その他	—	畜産環境整備機構の助成業務に要する県事務費	養豚・養鶏係	
加工原料乳認定事業委託事務費	179	県	S43 ～ その他	その他	—	加工原料乳量及び発酵乳向け生産量の把握調査に要する県事務費	養豚・養鶏係	
酪農振興対策支援事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	10,306	市町村、 農協、 農協連	H27 ～	県単 国補	1/2 以内	酪農経営の安定及び後継乳用牛の効率的な確保を推進するため、乳用牛の改良や飼養管理の改善の調査、指導や雌雄産み分け用選別精液を交配した初妊牛の県内導入・自家保留を行う事業に対する助成 ①乳用牛改良増殖推進事業 【事業主体】：岐阜県酪農農業協同組合連合会 【事業内容】：乳用牛改良に要する経費支援 【補助率】：1/2以内 ②効率的乳用後継牛確保対策支援事業費 【事業主体】：市町村、農協、農協連 【事業内容】：効率的に後継雌牛を確保するための雌雄判別精液等を交配した初妊牛の県内導入・保留に対する支援 【補助率】：1/2以内 ③乳用初妊牛増頭対策支援事業 【事業主体】：市町村、農協、農協連 【事業内容】：乳用初妊牛の増頭に要する経費に対する支援 【補助率】：1/2以内	酪農・飼料係	
酪農振興プロジェクト推進対策事業費	3,300	県	R1 ～	県単	—	乳用後継牛の安定的な確保のため、東濃牧場を再編整備し、乳用初妊牛の供給頭数の拡大等を行うための基本構想の策定に要する経費	酪農・飼料係	

資源循環型畜産確立推進事業費		1,028	県	H18 ～ その他	—	家畜糞尿の適切な処理指導及び堆肥流通促進等に要する経費	酪農・飼料係
自給飼料生産・利用拡大推進事業費	新	3,366	県	R2 ～ その他	—	自給飼料の増産、公共牧場利用推進、飼料用米・稲WC Sの利用を推進するために行う調査、指導等に要する経費	酪農・飼料係
牧場管理委託料		6,719	県	S48 ～ その他	—	岐阜県家畜育成牧場の管理、放牧預託、使用料の徴収及び収納事務に要する委託料	酪農・飼料係
牧場管理委託料（人件費分）		9,181	県	H15 ～ その他	—	岐阜県家畜育成牧場に係る任期付職員の人件費の経費	酪農・飼料係
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価委員会運営事務費		249	県	H18 ～ その他	—	岐阜県家畜育成牧場に指定管理者制度を導入したことに伴い、設置した管理運営業務評価委員会の開催に要する経費	酪農・飼料係
県営育成牧場施設等修繕費		5,000	県	H23 ～ その他	—	岐阜県家畜育成牧場を維持・管理していくために必要な施設・機械の修繕に要する経費	酪農・飼料係
県営育成牧場備品購入費		12,200	県	H25 ～ その他	—	岐阜県家畜育成牧場の備品購入に要する経費	酪農・飼料係
県営育成牧場施設等撤去費	新	10,000	県	R2 ～ その他	—	岐阜県家畜育成牧場において、老朽化のため現在使用しておらず、倒壊の恐れがある施設の撤去に要する経費	酪農・飼料係
県有施設長寿命化修繕費	新	11,000	県	R2 ～ その他	—	岐阜県県有建物長寿命化計画に基づく岐阜県家畜育成牧場の施設修繕に要する経費	酪農・飼料係
飼料安全性・品質確保調査検査事業費		502	県	H30 ～ その他	—	飼料の安全性を確保するため、飼料製造業者及び販売業者、畜産農家に対する調査、指導、検査等に要する経費	酪農・飼料係
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠） [国事業名] 農山漁村地域整備交付金		31,702	右記	H20 ～ 国補	1/2 以内	畜産主産地形成または再編整備を図るための基本施設、農業用施設整備等に対する助成 【事業主体】：（一社）岐阜県農畜産公社	畜産基盤係
畜産担い手育成総合整備事業事務費（公共枠）		4,162	県	H20 ～ その他	—	畜産担い手育成総合整備事業に係る県事務費	畜産基盤係

強い畜産構造改革支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	128,000	右記	H27 ～	県単 国補	右記	畜産主産地の維持、拡大を図るために、担い手の確保、生産基盤の強化を推進する取り組みに必要となる生産基盤整備（自給飼料基盤整備、農業用施設整備、農機具導入）に要する経費に対する助成 【事業主体】：農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【事業内容】：生産基盤施設、機械器具導入に要する経費の一部を支援 【補助率】 ・新規就農支援型：1/3以内 ・担い手育成支援型：1/4以内 （飼料用米・稲WCS関係施設・繁殖牛関係施設整備は1/3以内） ・GAP認証支援型：1/2以内 ・家畜伝染病対策支援型：1/2以内	畜産基盤 係
共同利用模範牧場土地借上料	16,165	県	S46 ～	その他	—	東濃牧場及び飛騨牧場用地に要する借上料	畜産基盤 係

<飛騨牛銘柄推進室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
県優良種雄牛造成対策事業費		6,720	県	H11 ～	その他	—	優良な県有種雄牛の造成に要する経費	銘柄推進 係
繁殖雌牛増頭支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		16,000	右記	H28 ～	県単 国補	定額	「飛騨牛」増産のために、国、県、市町村で実施する基盤整備事業等で繁殖雌牛増頭を目的に牛舎を整備した農家への繁殖雌牛増頭に係る導入経費の一部を助成 【事業主体】：市町村、農協等 【事業内容】：繁殖雌牛増頭に要する経費の一部を支援 【補助率】：定額（100千円/頭）	銘柄推進 係
飛騨牛生産基盤強化対策事業費		2,600	県	H25 ～	その他	—	肉用牛振興を図るため、「飛騨牛」の増産を目指す総合的取組を行う経費 【事業主体】：（一社）岐阜県畜産協会	銘柄推進 係

飛驒牛生産基盤強化対策事業費補助金		27,080	右記	H25 ～	県単	1/2 以内	肉用牛振興を図るため、「飛驒牛」の増産を目指す総合的な取組に対する助成 ①優良繁殖雌牛保留支援事業 【事業主体】：(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】：優良な繁殖雌牛の県内保留に要する経費の一部を支援 【補助率】：定額(117千円/頭以内) ②飛驒牛生産技術向上推進事業 【事業主体】：(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】：研修会や共進会の開催に要する経費支援 【補助率】：1/2以内	銘柄推進 係
飛驒牛繁殖マイスター育成事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		2,500	県	R1 ～	県単 国補	—	新規就農者の飼養管理技術向上や就農を目指す農大、農業高校生等が実践力を身に付けることを目的とした研修機能を有した繁殖センターにおける、研修生募集や就農支援の取り組みに要する経費	銘柄推進 係
飛驒牛戦略推進強化事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		38,000	県	H30 ～	県単 国補	—	令和4年に開催される第12回全国和牛能力共進会(鹿児島大会)に向け、飛驒牛改良の一環として行う遺伝子レベルでの解析等に要する経費	銘柄推進 係
未来の飛驒牛造成事業	新	8,210	県	R2 ～ R6	県単	—	飛驒牛の生産基盤強化のため、最先端技術を活用した農家支援を行うことに要する経費	銘柄推進 係
家畜流通指導費		113	県	S37 ～	その他	—	公正・円滑な家畜取引に要する県事務費	銘柄推進 係
畜産GAP拡大推進加速化事業費 [国事業名] 持続的生産強化対策事業		1,000	県	H30 ～	県単 国補	—	食品の品質・安全性向上、労働安全の確保、環境保全、経営改善や効率化につながる畜産GAP認証の取得を希望する畜産農家に対する支援に要する経費	銘柄推進 係

畜産GAP拡大推進加速化事業費補助金		750	県	H31	県単	定額	畜産GAP認証の取得を希望する畜産農家支援に要する経費	銘柄推進係
飛騨牛銘柄推進事業費補助金		900	右記	H22 ～	県単	1/2 以内	銘柄化の推進をするための県産畜産物のイメージアップ、消費宣伝に要する経費 【事業主体】：飛騨牛銘柄推進協議会	銘柄推進係

(7) 家畜防疫対策課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
定期種畜検査費		135	県	H13 ～	その他	—	家畜改良増殖法に基づく定期種畜検査旅費	防疫指導 係
県検査費		29	県	S26 ～	県単	—	家畜改良増殖法、岐阜県種雄豚検査条例に基づく検査に要する経費	防疫指導 係
家畜保健衛生所運営費等		92,746	県	S26 ～	県単	—	家畜保健衛生所の管理運営、維持管理、補助職員の設置等に要する経費	防疫指導 係
飛騨家畜保健衛生所整備事業費	拡	207,681	県	H31 ～	県単	—	飛騨家畜保健衛生所再整備事業に要する経費 用地取得、総合庁舎車庫移転工事、本館棟、解剖・焼却炉棟工事	防疫対策 係
家畜改良増殖指導推進事務費		356	県	H7 ～	県単	—	家畜人工授精所及び家畜人工授精師の指導に係る県事務費	防疫指導 係
高度病性鑑定費		8,673	県	S27 ～	県単	—	畜産経営の安定化、安全・安心な畜産物の供給のため、高度病性鑑定センターの機能向上を図り、迅速適確な病性鑑定を実施するために要する経費	防疫指導 係
死亡牛BSE検査推進事業費		1,795	県	H15 ～	国補	—	BSE対策特別措置法、家畜伝染病予防法等により、義務化となっている96ヶ月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査に要する経費	防疫指導 係
[国事業名] 消費・安全対策交付金 死亡牛検査処理円滑化推進事業 費補助金		360	右記	H26 ～	県単	定額	BSE検査の円滑な実施のための生産者への支援により、県内の清浄性確認及び迅速かつ的確な防疫措置による蔓延防止及び安心・安全な畜産物の供給に要する経費 【実施主体】(一社)岐阜県畜産協会	防疫指導 係
死亡牛保管施設整備事業費補助 金	新	2,270	右記	R2	県単	1/2	96ヶ月齢以上の死亡牛全頭検査のために死亡牛を保管する冷凍庫の再整備に対する補助 【実施主体】全国農業協同組合連合会岐阜県支部	防疫指導 係
監視・危機管理体制整備促進対 策事業費		1,147	県	H10 ～	国補	—	畜産経営の安定と安全な畜産物の確保のために、家畜衛生上必要な情報収集・発信、家畜衛生対策、安全な畜産物確保のための調査指導に要する事務費	防疫指導 係
[国事業名] 消費・安全対策交付								

地域衛生管理技術対策事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	8,157	県	H19 ～	国補	—	家畜経営の安定と安全な畜産物を確保するために、疾病発生予防のための飼養衛生管理技術指導等に要する経費	防疫指導 係
家畜衛生指導調査費	568	県	H27 ～	県単	—	自治事務である家畜診療施設及び動物用医薬販売業者等への立入調査等、教育現場における飼育動物の衛生管理に要する経費	防疫指導 係
家畜疾病診断精度管理向上事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	2,275	県	H29 ～	国補	—	家畜保健衛生所における家畜疾病診断の検査技術や検査結果の信頼性向上のために精度管理体制の構築を図るのに要する経費	防疫指導 係
畜産物安全対策事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	1,179	県	H19 ～	国補	—	「畜産経営の安定と安全な畜産物の確保」のために、家畜衛生上使用される動物用医薬品の調査指導に要する経費	防疫指導 係
動物用医薬品製造業者等監視指導費 [国事業名] 薬事監視事務委託費	109	県	H15 ～	国補	—	法定受託事務である動物用医薬品製造業者等の許可更新、立入調査等に要する経費	防疫指導 係
獣医師確保修学資金貸与事業費補助金	13,772	右記	H30 ～	県単	定額	将来、地域において適正な獣医療の提供や自衛防疫を推進するため、産業動物獣医師の確保に要する経費に対する補助 【事業主体】：(公社)岐阜県獣医師会 【事業内容】：修学資金貸与事業、人材バンク運営事業	防疫指導 係
大学家畜衛生連携事業費	2,632	県	H29 ～	県単	—	平成29年6月に中央家畜保健衛生所が岐阜大学構内に移転・開所したことに伴い、新たな家畜衛生連携体制を岐阜大学と構築し、家畜防疫体制の強化等を図るために要する経費及び、将来の産業動物獣医師を育成するために高校生や獣医学学生を対象として実施する各種推進事業に要する経費	防疫指導 係
家畜伝染病予防事業費 [国事業名] 家畜伝染病予防費負担金	34,148	県	S26 ～	国補 県単	—	家畜伝染病予防法に基づく発生予防、まん延防止に係る検査・指導にかかる獣医師の雇上、旅費、消毒検査薬品や動物用生物学的製剤の購入経費等	防疫指導 係
家畜伝染病防疫対応強化事業費 [国事業名]	283	県	H20 ～	国補	—	家畜伝染病予防法に基づく、生産者の飼養衛生管理基準の実施の徹底、特定家畜伝染病防疫指針の周知徹底、再確認等に要する経費	防疫指導 係

消費・安全対策交付金 家畜伝染病検査体制整備事業費		2,921	県	H25 ～	国補	—	高病原性鳥インフルエンザや牛白血病等の各種疾病の正確かつ迅速な診断及び疾病検査を実施するための機器の購入に要する経費	防疫指導 係
[国事業名] 消費・安全対策交付金								
C S F 等埋却地管理事業費		29,000	県	H29 ～	国補	—	平成30年9月以降に発生したC S F の埋却地の適正管理に要する経費	防疫指導 係
[国事業名] 家畜伝染病予防費負担金								
C S F 埋却候補地調査費		33,600	県	H30	県単	—	C S F が発生した際に速やかに防疫措置を終えるために、防疫措置計画で定めた県内養豚場の埋却候補地の土質調査に要する経費	防疫対策 係
C S F 対策事業費		104,272	県	H31	県単 国補	—	C S F 対策に要する経費（検査費、死亡いのしし運搬委託、経営再生検査・審査等）	防疫対策 係
[国事業名] 家畜伝染病予防費負担金、消費 ・安全対策交付金								
C S F 対策事業費（単建分）		3,795	県	H31	県単	—	C S F 対策に要する経費（備品購入） ・超低温冷凍庫、フォークリフト	防疫対策 係
C S F 予防的ワクチン接種事業 費	新	128,470	県	R2 (H31 専決)	国補 県単	—	C S F ワクチンの接種費用及びモニタリングに要する経費	防疫指導 係
[国事業名] 家畜伝染病予防費								
自衛防疫強化促進事業費補助金 （県単）		732	右記	H30 ～	県単	1/2 以内	地域ぐるみでの自衛防疫活動を促進するために実施する消毒剤等の配布に 要する経費の一部に対する助成 【事業主体】：（一社）岐阜県畜産協会 【補助率】：1/2以内	防疫指導 係

(8) 家畜伝染病対策課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
CSF・ASF対策調査・研究 事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	新	9,100	県	R2～	一部 国庫	—	総合的なCSF・ASF対策の充実を図るため、国内外への先進事例調査、 専門家とのネットワーク構築のための学術交流会開催等を実施 ① ドイツ、リトアニア、チェコといった先進事例国調査 ② 歯列による年齢判別情報を取り入れた野生いのしし経口ワクチン散布 に係るデータ管理及び分析 ③ 岐阜大学と連携した国内外の専門家とのネットワーク構築 ④ 家畜保健衛生所の獣医師を北海道大学に派遣・研修 等	防疫企画 係
岐阜県CSF有識者会議開催費	新	2,591	県	R2～	県単	—	CSFから農場を守る対策、野生いのしし対策等について、有識者から助言 を受ける会議を開催	防疫企画 係
CSF対策・養豚業再生支援セ ンター設置事業費	新	12,470	県	R2～	県単	—	県内の養豚場のバイオセキュリティ向上、CSF発生農場の経営再開など、 県内養豚業の再生に向け、(一社)岐阜県畜産協会内に支援拠点を設置 ① 経営再開支援に係る相談窓口の設置 ② 施設整備の推奨基準の作成 ③ 飼養衛生管理の手引き(管理マニュアル、事例集)の作成 ④ 農場責任者等に対する研修の実施 ⑤ 地域ごとの防疫を考える検討会の開催 等	感染予防 対策係
強い畜産構造改革支援事業費補 助金(家畜伝染病)	拡	20,000	岐阜 県畜 産協 会	R1～	県単	右記	県内養豚業再生のため、CSF発生農家等に対する経営再開及び飼養衛生管 理向上に要する経費を支援(ソフト事業) 【事業主体】(一社)岐阜県畜産協会 【取組主体】養豚農家 【事業内容】設備再稼働のためのメンテナンス、繁殖豚導入時の掛り増し経 費の軽減、消毒資材の購入、従業員等の教育 等 【補助率】1/2以内	感染予防 対策係
CSF拡散防止対策事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	新	8,000	県	R2～	一部 国庫	—	野生いのししに係るCSFに関する対策を実施 ① 野生いのししのCSFウイルス浸潤調査及び分析委託 ② サーバー借上げ	企画調査 係
野生イノシシ捕獲等対策強化事 業費	拡	934,764	県	H31 ～	一部 国庫	—	CSFに感染した野生いのししが県内全域に拡大していることから、野生い のししを介した養豚場への感染拡大防止対策を実施	企画調査 係

[国事業名] 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金 消費・安全対策交付金				R2			① 地域別捕獲計画の策定（生息数推計調査） ② 調査捕獲・広域捕獲 ③ ICTの活用による効果的な捕獲推進 ④ 歯列による年齢判定 ⑤ 大規模防護柵の維持管理 等 <主な拡充内容> ①④の事業を新たに追加	捕獲対策 係 経ロワク チン対策 係
野生イノシシ捕獲等対策強化事業費補助金 [国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金 消費・安全対策交付金		139,515	市町村、地域協議会	H31 ～ R2	一部 国庫	国定 額、県 定額	野生いのししのCSF感染防止策を強化するため、市町村等が実施するいのししの有害鳥獣捕獲事業に対して補助 ① いのしし捕獲経費助成 15,000円/頭 ② 中央家保への運搬経費等助成 5,000円/頭	捕獲対策 係
野生イノシシ捕獲等対策強化事業費（補助職員）	新	2,392	県	R2～	県単	—	会計年度任用職員に係る経費	企画調査 係
野生いのししに対する効果的なワクチン散布手法検討事業	新	1,591	県	R2～	県単	—	森林地帯における経ロワクチンの空中散布等効果的なワクチン散布手法について検討	経ロワク チン対策 係

(9) 農村振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費 岐阜県農業農村整備委員報酬 [国事業名] 中山間ふるさと・水と土保全対策事業			県	H5～	国補	国1/3 県2/3 (基金 積立)	土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、住民活動の活性化、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う「岐阜県ふるさと農村活性化対策基金」を造成 【基金の積立】 ・基金造成額：670,000千円 ・基金造成期間：平成5年度～9年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画 係
・ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費		13,585			基金 及び 運用 益活 用		1. 調査研究事業 次世代に受け継がれるべき農業・農村の資源をPRするためのガイドブックを作成 2. 研修事業 農地や土地改良施設の保全に向けた地域住民活動の推進指導及び助言等を行う「ふるさと水と土指導員」を育成 ①県内研修会の開催 ②全国研修会への指導員の派遣 ③スキルアップのための研修会への参加を支援 3. 推進事業 ①岐阜県農業農村整備委員会の運営 ふるさと農村活性化対策事業を効果的に推進するための学識経験者等からなる県委員会を設置し、運営を実施 ②普及啓発活動 農業農村の持つ多面的機能について普及啓発を実施 ・「ぎふ田んぼの学校」活動事業 ・ぎふ水土里の展示会 ・ぎふ水土里の魅力写真コンクール ③ふるさと水と土指導員活動支援 実践指導技術向上を図るため、指導員に対し、農地等の利活用を通じた交流・保全活動を支援(1地区400千円以内) ④ふるさと水と土指導員活用推進 指導員の活用及び活動の活性化を図るため、専門分野別に指導員を紹介 ⑤ぎふの田舎応援事業 ・農村地域の活性化を図るため、都市住民等と連携した活動を支援 ・応援隊員の登録、管理のほか、活動内容の企画及び運営を実施	

・岐阜県農業農村整備委員報酬		315		H25 ～			ふるさと農村活性化対策基金事業を効果的に推進するための学識経験者等 からなる県委員会の委員報酬	
棚田地域水と土保全基金事業費 棚田地域水と土保全活動推進補助金 [国事業名] 中山間ふるさと・水と土保全推進事業			県	H10 ～	国補	国1/3 県2/3 (基金積立)	県に基金を造成し、その運用益の活用等により、棚田保全活動への参加促進、保全活動を行う活動組織の育成、持続的な保全・利活用活動への支援等の対策を実施 【基金の積立】 ・基金造成額：600,000千円 ・基金造成期間：平成10年度～12年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画 係
・棚田地域水と土保全基金事業費	拡	11,620	県		基金 及び 運用 益活 用		1. 保全ネットワーク推進事業 都市住民等の棚田保全活動への参加促進を図るため、棚田の魅力や保全の必要性等の普及啓発を実施 ①「ぎふの棚田21選」のPR ②ぎふの棚田体感バスツアーの開催 ③ぎふの田舎応援事業の実施 ④棚田地域の収益向上に係る取組みへの支援 ⑤棚田啓発用PR資料の作成 <主な拡充内容> メニュー⑤を新たに追加 2. 保全活動推進事業 保全活動を実施する保全組織の立ち上げ支援及び活動が軌道に乗っている保全組織との情報交換を行う機会を創出 ①棚田保全組織の立ち上げ支援 ②「全国棚田サミット」、「棚田シンポジウム」への参加・派遣 ③棚田保全組織座談会の開催	

・ 棚田地域水と土保全活動推進補助金		3,880	棚田保全組織ほか			右記	<p>3. 保全活動支援事業</p> <p>① 県に登録された棚田保全組織が行う保全活動に対し支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：棚田保全組織 ・ 補助率：10/10（1組織500千円を上限） <p>補助対象活動における無償労務費が補助対象経費に満たない場合には、無償労務費の額が上限</p> <p>② 若い力で元気創出ふるさと支援事業</p> <p>県内の大学生等から棚田地域の保全活動の提案を募集し、その実活動に対し支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：大学、短期大学、専門学校に在籍する学生及び教員で構成する団体 ・ 補助率：10/10（1団体300千円を上限） ・ 募集：3団体程度 	
都市農村交流推進事業費		2,500	県	H12～	県単		<p>本県の豊かな自然環境とそこで営まれている農林漁業を一体的に地域資源と捉え、それらを活用とした都市と農村の交流を図る。</p> <p>① 農村地域の魅力を発信するパンフレットを作成</p> <p>② 大都市圏の移住・定住フェア等でのPRの実施等</p>	農村企画係
都市農村交流推進事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		6,500	都市農村交流の推進に取り組む協議会	H29～	県単 国補	定額	<p>本県のグリーン・ツーリズムを推進するため、協議会が行う以下の取組みを支援。</p> <p>① 都市農村交流の情報発信に関する事業</p> <p>② 都市農村交流に係る人材育成や連携強化など受入体制の支援に関する事業</p> <p>③ 農泊相談窓口の設置</p> <p>④ 地域の農業者等と連携する農泊施設への支援</p> <p>⑤ その他都市農村の交流の推進に関する事業</p>	農村企画係
農泊推進事業費 [国事業名] 農山漁村振興交付金	拡	2,500	県	H31～	国補	定額	<p>新たに農泊に取り組む団体の開拓と既存団体の育成を図るとともに、地域内の連携を強化し、地域一丸となって農山漁村滞在型旅行を持続的なビジネスとして実施できる体制整備の支援。</p> <p>① 農泊アドバイザーの設置</p> <p>農泊に取り組む団体等に対し、体験メニュー開発など専門的な助言が行えるアドバイザーを派遣</p> <p>② 農泊プロデューサーの派遣支援</p> <p>地域内で連携するために必要な舵取り役となる人材を育成するために、地域の課題を一緒に考える専門家を派遣</p> <p><主な拡充内容> メニュー②を新たに追加</p>	農村企画係

耕作放棄地再生支援事業費		1,000	県	H25 ～	県単		「農地イキイキ再生週間」を設定し、農業者をはじめ、担い手、住民、企業、農業委員会、市町村、県などが連携し、耕作放棄地を再生する活動や再生された農地で営農を行う担い手の掘り起こしなど、耕作放棄地の再生から営農継続までの一貫した支援を実施	農村支援 係
荒廃農地等利活用促進事業費補助金		3,500	農業 者 法人 等	H31 ～	県単	1/4	農業者等が荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う解消や再生作業、土壌改良等の取組みに対する支援を実施	農村支援 係
経営構造対策推進事業費（推進費）		300	県	H18 ～	県単	県 10/10	<p>県・市町村段階において、地域農業の担い手となるべき農業経営を育成し地域ぐるみで農業構造を変革していくための「経営構造対策事業」実施に伴う、地域農業者等の合意形成及び数値目標の設定、その目標達成のためのプログラムの策定、事業実施後の着実な効果発現、事業の普及啓発に係る支援体制の整備を実施</p> <p>○県推進活動 （一社）岐阜県農業会議と連携して、経営構造対策事業実施地区等における地域マネジメント体制の整備及び活動支援等事業推進のための助言指導を実施</p> <p>○県農業団体推進活動 （一社）岐阜県農業会議が事業実施予定地区に対して助言指導するのに要する経費の一部を支援</p>	農村支援 係
農業会議交付金 （単補）		1,000	（一社） 岐阜 県農 業会 議	H22 ～				
農業会議交付金 （人件費）		4,464	（一社） 岐阜 県農 業会 議	H12 ～				
中山間地域等直接支払交付金 [国事業名] 中山間地域等直接支払交付金	拡	1,120,901	市町 村	R2 ～6	国補	国1/2 特認 1/3 ・ 県1/4 特認 1/3	<p>農業生産活動等を通じ、中山間地域における耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域の持つ多面的機能を確保するため、当該農業生産活動等を行う農業者等に対し、農業生産条件に関する不利を補正する観点から、直接支払いを実施</p> <p>・対象地域：ア 法指定地域：山村振興法、過疎法、特定農山村法により指定された地域 イ 県が指定する特認地域： a 3法地域に地理的に接する地域 b 農林統計上の中山間地域</p> <p>・対象農地：一定の条件を満たす農業生産条件の不利な1ha以上のまとまりのある農地</p> <p>・対象行為：集落協定等に基づき5年以上継続される農業生産活動等</p> <p>・対象者：当該農業生産活動等を行う農業者等</p> <p><主な拡充内容></p> <p>・集落戦略と作成することにより10割交付（基礎単価8割から2割増）</p> <p>・集落協定の広域化や人材の確保、生産性向上等の加算措置の創設・拡充</p>	農村支援 係

中山間地域等直接支払推進交付金 [国事業名] 日本型直接支払推進交付金	9,096	県 市町 村		国補	定額	中山間地域等直接支払交付金の交付にあたり、その趣旨の徹底、対象地域の指定、対象行為の確認等、事務事業の円滑かつ適正な指導を行う (1) 都道府県推進事業 ・審査事務費：中立的審査機関の設置・運営、審査事務等に必要な経費 ・都道府県推進費：市町村担当者への指導及び都市住民への制度啓発を行うための経費 (2) 市町村推進交付金 ・確認事務費：確認事務や補助金支払事務等に必要な経費 ・市町村推進費：集落や農家に対する説明会を開催するための経費等	農村支援 係
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金） [国事業名] 日本型直接支払推進交付金	1,697	県		国補	定額		
岐阜県農業農村整備委員報酬（中山間） [国事業名] 日本型直接支払推進交付金	32	県		国補	定額		
多面的機能支払交付金（国費） [国事業名] 多面的機能支払交付金	900,000	対象 組織	H31 ～ R5	国補	国1/2	農地維持支払活動支援：地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保安全管理活動及び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援 資源向上支払活動支援：地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織等に対し支援市町村を通して支援	農村支援 係
多面的機能支払交付金（県費）	449,000			県単	県1/4		
多面的機能支払推進費（国費） [国事業名] 日本型直接支払推進交付金	2,831	県		国補	国 10/10	○主な交付要件（活動組織等） ・国の要綱等に基づき、農業者の活動組織や非農業者で構成される活動組織等を設立し、市町村長より事業計画の認定を受ける ・活動組織等は、協定に基づき農地、水路等の地域資源の基礎的な保安全管理活動と施設の軽微な補修、農村環境保全活動、多面的機能の増進等の地域資源の質的向上を図る共同活動あるいは施設の長寿命化のための活動等を行う ○実施市町村 39市町村	
岐阜県農業農村整備委員報酬（多面的） [国事業名] 日本型直接支払推進交付金	105			国補			
多面的機能支払推進費（県費）	669			県単	—		

多面的機能支払推進交付金 [国事業名] 日本型直接支払推進交付金	32,362	市町村、推進協議会		国補	国		
生態系保全支援事業費補助金 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	19,300	NPO、地域団体等、市町村	H24～	県単	右記	(1) 生態系保全団体支援事業 里地における生態系を復活させるためのモデル的な取組みを実施する団体等に対し支援 ・事業主体：NPO、地域団体、学生が組織する団体等 ・補助率：10/10 (1団体200万円、学生団体30万円を上限) (2) 生態系保全市町村支援事業 用排水路におけるスキミリングガイの駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援 ・事業主体：市町村 ・補助率：1/2	農村支援係
生態系保全支援事業推進費 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	200	県	H24～	県単		生態系保全団体支援事業に係る提案の審査会等の経費	農村支援係
水田魚道設置推進事業費 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	3,000	県	H24～	県単		水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、以下の取組みを実施し、水路間や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置を促進 ・水田魚道設置研修会の開催 ・アドバイザーの派遣 ・水田魚道の効果検証	農村支援係
人権問題啓発推進事業費 [国事業名] 人権問題啓発推進事業費	200	県	H14～	国委託	国 10/10	農林漁業を振興する上で阻害要因となっている様々な人権問題の解消を図るための啓発を実施	農村支援係
市町村農業委員会交付金 [国事業名] 農業委員会交付金・農地利用最適化交付金	242,862	市町村農業委員会	S45～	国補	定額	○農業生産力の発展と農業経営の合理化を図る農業委員会に対して助成 ○農業委員会が実施する法令業務を適正に実施するための事業や農地利用の最適化促進に関する事業について助成	農地利用調整係
				事業名		事業内容	補助率

市町村農業委員会補助金 [国事業名] 機構集積支援事業	61,078	市町村 、 農業委 員会	S45 ～	国補	国 10/10	農地法に基づく 事務の適正実施 のための事業	・農地の利用関係に関する和解の仲介 ・農地の権利取得の許可取消し及び相続等によ り取得した農地のあっせん措置 ・農地の利用状況調査 等	国 10/10	
指導費 (農業委員会運営費)	215	県	S45 ～	県単		農地の有効利用を 図るための事業	・農業委員の資質向上のための研修の実施 等		
農業会議国庫補助金 [国事業名] 都道府県農業委員会ネットワー ク機構負担金 機構集積支援事業	35,276	(一社) 岐阜県 農業会 議	S29 ～	国補	国 10/10	岐阜県農業委員会ネットワーク機構として、農業委員等に対する研修、意見 の公表、法人化の支援、答申、啓蒙宣伝、調査研究等を実施する(一社)岐阜県 農業会議の事務に要する経費について助成			農地利用 調整係
農業会議県単補助金	5,658			県単	県 10/10				
農業会議県単補助金(人件費)	5,771								
農業会議県単補助金(事務局 長人件費)	5,406								
農地集積・集約化推進事業費補 助金(国補) [国事業名] 機構集積支援事業	1,319	(一社) 岐阜県 農業会 議	H31 ～	国補	国 10/10	農業委員会業務相談活動、農業委員、農地利用最適化推進委員等の資質向上 のための研修及び農業委員会活動事例調査を実施する(一社)岐阜県農業会議 の事務に要する経費について助成			農地利用 調整係
農地集積・集約化推進事業費補 助金	1,620			県単	県 10/10				

農地等利用関係適正化事務費 [国事業名] 農地調整費交付金		410	県	S45 ～	国補	国 10/10	農地に関する紛争処理等、農地利用関係の適正化事務費及び指導費	農地利用 調整係
農地関係指導費		410			県単	—		
指導費（国有農地等管理費） [国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金		4,865	県	S31 ～	国補	国 10/10	国有農地等の適正管理に要する指導費	農地利用 調整係
自作農財産管理事務取扱交付金 [国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金		3,332	市町		国補	定額	国有農地等の管理に要する経費に対する交付金	

<鳥獣害対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
鳥獣被害対策ステップアップ支援事業費		5,200	県	H25 ～	任意	—	鳥獣被害に対し、集落ぐるみの対策が未実施の地域を対象に、対策への取組意欲の醸成やリーダー育成等により実行組織の立ち上げを促進し、対策の実行を推進 ・鳥獣被害の実態調査の実施と集落リーダーの育成 ・地区住民への説明会実施 ・鳥獣被害対策に係る集落プランの作成支援	鳥獣害対 策係
鳥獣被害防止対策県活動事業費 [国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金	新	11,000	県	R2	国補	—	県が近年鳥獣害対策への応用が進んでいるドローン等を活用し、生息調査から、追い払い、捕獲まで一体となった対策の検証やジビエ商品の開発や意向調査、販路開拓を実施する。	鳥獣害対 策係

鳥獣被害対策専門指導員（会計年度任用職員）	31,901	県	R2～	任意	—	集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策が実施されていない集落等を対象に、被害の実態把握や住民参加によるワークショップの開催等を通じて、被害軽減に向けた具体的な対策プランの作成・合意形成を目指すローラー作戦を展開 推進を担う人材として、鳥獣被害対策専門指導員を農林事務所各1名配置するとともに、県下全域を対象として効率的な捕獲技術の普及や獣肉の利活用促進等に取り組むぎふジビエ推進専門指導員を、農村振興課鳥獣被害対策室に1名配置	鳥獣被害対策係
鳥獣被害対策推進事業費	1,400	県	H18～	任意	—	鳥獣被害対策の啓発を実施 ・研修会開催等による鳥獣被害対策相談員の育成 ・相談窓口の設置と農業者等への対応	鳥獣被害対策係
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金	100,000	市町村、地域協議会	H23～	国補	国1/2定額	鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づく総合的な被害防止への取組みを支援 【事業内容】 ○ 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動※ ・捕獲を含めたサルの複合対策 ・発信器等を活用した生息調査 ・捕獲機材の導入 ・鳥獣の捕獲・追い払い ・放任果樹の除去、緩衝帯の整備 ・ICT等を用いた新技術実証※ 等 ○ 鳥獣被害対策実施隊が行う活動※ ・誘導捕獲柵わな ・大規模緩衝帯等 ○ 捕獲活動経費の直接支払 ○ 他地域の人材を活用した取組や農業者団体等の取組など、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた被害防止活動※ 【補助率】 1/2以内等 ※ 実施隊が行う取組や新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額（市町村（1団体）当たり2百万円以内等） ※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組等は、定額（市町村当たり原則1百万円以内） ※ 捕獲活動経費の直接支援については、獣種等に応じて定額（捕獲1頭当たり7,000円以内等）	鳥獣被害対策係

鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金 [国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金	450,000	市町村、地域協議会又はその構成員	H23～	国補	国1/2 5.5/10 定額	鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づく総合的な被害防止のための防護柵設置等の取組みを支援 【事業の内容】 ○侵入防止柵等の被害防止施設※ ○捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設 ○焼却施設 【補助率】1/2以内（条件不利地域は5.5/10以内） ※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能	鳥獣害対策係
有害鳥獣等対策費	35,500	市町村	S47～	県単	定額	市町村を通じて、有害鳥獣の捕獲を行った者に対して捕獲に必要な経費の一部を助成	鳥獣害対策係
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金 （清流の国ぎふ森林環境基金事業）	117,000	右記	H24～	県単	定額	野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害の軽減や生態系の保全等を図るため、市町村等による以下の取組みについて支援 ・ニホンジカ及びイノシシの捕獲推進事業 わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援 ニホンジカの個体数調整に係る補助 ・有害鳥獣対策等に従事する市町村職員の育成 【実施主体】市町村、地域協議会又はその構成員等	鳥獣害対策係
野生鳥獣保護管理推進事業費 （清流の国ぎふ森林環境基金事業）	2,240	県	H26～	任意	—	わなによる捕獲技術の向上に係る研修会の開催	鳥獣害対策係
野生鳥獣保護管理推進事業費 （指定管理鳥獣捕獲等事業費） （清流の国ぎふ森林環境基金事業） [国事業名] 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	21,630	県	H27～	国補	国1/2 定額	急速に生息域や生息数を拡大するニホンジカ及びイノシシの個体数を抑制するため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施	鳥獣害対策係
カワウ駆除対策事業費	325	県	H27～	県単	—	カワウ駆除対策に係る関係機関の調整及び現地確認等を行う	鳥獣害対策係
カワウ駆除対策事業費（国補）	12,000	県	H27～	国補	—	カワウ被害対策指針に基づいた、カワウのコロニーにおける駆除などにより、個体数調整を実施	鳥獣害対策係

[国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金							河川飛来数調査の実施により、駆除対策の効果を検証する	
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金（カワウ等被害対策支援事業） （清流の国ぎふ森林環境基金事業）	24,000	市町村、漁協等	H29～	県単	定額		カワウ及びカワアイサの飛来地等における捕獲及び追払い等の被害対策に必要な経費を支援	鳥獣害対策係
ぎふジビエブランド戦略事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	14,312	県	H28～	国補 県単	国1/2 県1/2		本県ジビエを担う人材の育成や情報発信の拠点となる「森のごちそうの里」づくりのため、以下の取組みを実施する。 ・安全・安全なジビエの確保 ・供給体制づくり ・森のごちそうの里PR	鳥獣害対策係
獣肉加工・消費拡大促進事業費	3,170	県	H25～	任意	—		県内で捕獲されたイノシシ又はシカについて、食用としての利活用を促進するとともに、イベント等で試食・販売することで、消費者への普及を図る。 ・森のごちそうフェア等を通じた消費拡大 ・ジビエの安全性確保のため衛生検査の実施 ・取扱店舗等を対象に登録認定拡大	鳥獣害対策係
獣肉処理施設整備事業費補助金	5,000	法人、任意組合	H25 9補 ～	県単	右記		県内で捕獲されたイノシシ又はシカを食用として流通させる目的で解体処理等を行う施設（ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠した施設）の整備に必要な経費を支援 ・解体処理用建物（改築等に限る） ・給排水設備 ・汚水処理設備 ・加工用設備 ・サテライト施設 【補助率】1/2以内（上限1,000千円）	鳥獣害対策係

(10) 里川振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
世界農業遺産推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		36,900	県	H28 ～	県単 国補	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承に係る取組みを実施 ・世界農業遺産認定5周年記念シンポジウムを開催 ・鮎、長良川等を対象とした高校生への調査研究支援 ほか	里川振興 係
世界農業遺産推進協議会負担金 [国事業名] 地方創生推進交付金		8,546	県	H27 ～	県単 国補	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会への負担金 ・世界農業遺産マルシェ開催 ・メディア等を対象とした体感ツアー実施 ほか	里川振興 係
世界農業遺産国際支援推進費 [国事業名] 地方創生推進交付金		14,000	県	H27 ～	県単 国補	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の海外でのPR、国際貢献活動を実施 ・東アジア農業遺産学会への参加 ほか	里川振興 係
内水面漁業研修センター設置運 営事業費		22,000	県	H28 ～	県単	—	内水面漁業研修センターに海外からの研修生を受け入れ研修プログラム等 を実施するとともに、海外へ研究員を派遣し技術支援を実施 ・開発途上国への技術支援 ほか	里川振興 係

<水産振興室>

事業名	新規 継続	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
内水面漁場管理委員会費 [国事業名] 漁業調整委員会等交付金		1,354	県	S47 ～	国補	国定額	水産動物の保護増殖、漁業調整に必要な指導等を行い、県内漁場の円滑な利 用を図るため、内水面漁場管理委員会を開催	水産係
漁業取締費		544	県	S47 ～	県単	—	漁業調整規則に基づく禁止区域及び禁止漁具漁法の取締り及び漁船法に基 づく漁船登録等事務	水産係
水産業指導調整費		2,312	県	S47 ～	県単	—	漁協、魚苗センターの指導及び水産業の生産動向の調査等を実施	水産係

遊漁者増大対策事業費補助金	4,300	漁協等	H17 ～	県単	県1/2 以内	新たな遊漁者を呼び込むことを目的に、漁業協同組合が行う釣り教室や漁業体験教室、植樹や清掃などの漁場環境保全に係る活動、入川口の整備や案内看板設置などの利便性向上につながる活動及び伝統漁法の講習に対する補助	水産係
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	200	漁協	S44 ～	県単	県定額	健全な淡水魚の生産に資する魚病対策、養殖技術等の情報の組合員への提供、イベントでの塩焼きの販売、養殖魚のレシピ開発・普及等により養殖魚の消費拡大を促進	水産係
県産アユ販路拡大支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	1,000	漁協等	H29 ～	国補 県単	国1/2 以内	漁獲アユの流通拡大に向けた漁協集荷施設への機器設備及び養殖アユの販路拡大に向けた養魚場の衛生管理機器設備の導入を補助	水産係
東京町・パラ県産アユ利用促進事業費補助金	1,192	漁協等	H29 ～	県単	県 10/10 以内等	水産エコラベルのMEL Ver2の新規認証審査経費と、その他のエコラベル認証2年目以降の認証維持中間審査経費を助成 [補助率]新規認証：10/10以内、認証維持に係る中間審査：1/2以内	水産係
県産アユ利用普及推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	3,100	県	H31 ～	国補 県単	—	学生を対象とした創作アユ料理コンテストを開催し、清流長良川あゆパークで提供する料理メニュー候補を収集するとともに、過去3年分の受賞者レシピをまとめたレシピ集を作成	水産係
水産多面的機能発揮対策事業費	600	県	H30 ～	県単	県定額	漁協を中心とした活動組織による河川の清掃活動や水産多面的機能の教育・学習への取り組み等の活動に対し、地域協議会を通じて定額を助成	水産係
河川遡上アユ親魚養成技術実証事業費	4,737	県	H29 ～	県単	—	岐阜県魚苗センターに整備する親魚養成施設の円滑な稼働に向け、新たに導入する河川遡上アユを親魚に育成する技術の実証試験を実施	水産係
県有施設維持管理費	343	県	H26 ～	県単	—	建築基準法第12条の規定に基づく清流長良川あゆパーク施設の設備を点検	水産係
内水面振興施設整備事業費	425,101	県	H30 ～	県単	—	内水面振興施設（魚苗センター、清流長良川あゆパーク）の維持修繕工事等	水産係
内水面振興施設整備事業費 （清流の国ぎふ森林環境基金事業）	53,154	県	H30 ～	国補	—	内水面振興施設（魚道）の維持修繕工事等	水産係

清流長良川あゆパーク管理運営費	16,536	県	H30 ～	県単	—	あゆパークを管理運営するための指定管理料	水産係
清流長良川あゆパーク指定管理評価員会議運営費	200	県	H30 ～	県単	—	あゆパーク指定管理者評価員会議の運営に係る経費	水産係
清流長良川あゆパーク活用促進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	2,000	県	H30 ～	県単 国補	—	来場者達成記念イベント及び地域活性化協議会負担金等	水産係
錦鯉振興会事業活動費補助金	180	団体	S47 ～	県単	県定額	岐阜県錦鯉振興会が開催する岐阜県錦鯉品評大会の開催への補助	水産係
内水面漁業普及啓発促進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	4,700	県	H31 ～	県単 国補	—	広く県民に対して、魚や河川への理解を深めるためのイベントを開催	水産係
養殖衛生管理体制整備事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	2,072	県	H18 ～	国補	—	県内養殖場の疾病対策の指導普及及び水産用医薬品の適正使用の指導・検査を実施	水産係
魚苗放流委託料 [国事業名] 地方創生推進交付金	23,400	県	S47 ～	国補	—	県内河川の水産資源の増殖を目的として、主要4魚種（アユ、アマゴ・ヤマメ、フナ）の種苗放流を実施	水産係
県産アユ早期放流促進対策事業費補助金	11,000	漁協	H29 ～	県単	県定額 県1/2 以内	漁獲量増大に向け、効果の高い早期小型放流を推進するため、漁協が行う早期放流に対する種苗費補助並びに早期小型放流の効果を高めるための試験放流への補助	水産係
アユ漁業振興対策事業費	1,200	県	H13 ～	県単	—	アユ漁業の振興を図るため、放流稚アユの病原体保有状況を継続的に調査するとともに、調査結果に基づき、アユ防疫対策を推進	水産係
魚類繁殖被害対策費 (あゆ種苗放流委託料)	1,245	県	S47 ～	県単	—	電力開発に伴う漁業被害に関するアユ等の種苗放流を実施	水産係
電力補償事務費	200	県	S47 ～	県単	—	岐阜県漁業組合電力補償協会からの放流種苗算定事務	水産係

河川遡上アユ再生産促進事業費		927	県	S47 ～	県単	—	水産資源保護法に基づく保護水面区域等において、アユの産卵場造成及び人工孵化放流事業を実施 ・実施場所：長良川保護水面…岐阜市鏡島地先	水産係
外来魚生息拡大防止対策事業費	新	1,100	県	R2 ～	県単	—	令和元年に揖斐川中下流部で確認されたコクチバスの早期駆除を行うための生息状況調査とボート式電気ショッカーの有効性の現地実証	水産係

(11) 農地整備課
 <調査計画係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名														
県営土地改良事業計画等調査費		7,227	県	H22 ～	県単	—	○土地改良事業調査 1 県営土地改良事業の着手が見込まれる地区の調査計画等を実施 2 農林水産省から委託を受け、土地改良長期計画の基礎資料となる事項について調査を実施 ・対象地区 県下全域	調査計画 係														
農林水産省受託農業基盤情報基礎調査費 [国事業名] 農業基盤情報基礎調査委託事業		255	県	H22 ～	国補	国 10/10																
農業水利保全事業費		2,400	県	H20 ～	県単	—	県が所有する水利権の更新(変更)のために必要な調査等を実施 ○基準 県の所有する許可水利権の更新(変更)を実施する地区であること ただし、水利施設の更新整備に係る国庫補助事業実施中の地区は除く ○施行地区 4地区(継続4)	調査計画 係														
国営・機構営等建設事業負担金 (直入分)		276,292	国、 (独) 水資源 機構	H27 ～R4	国、 水機 構	別表	<木曽川右岸緊急改築事業(独)水資源機構> 「木曽川用水事業(木曽川右岸地区)」(S44～S57年度)により整備された施設におけるPC管について、近年、継手からの出水に加え、管体の破裂が発生し、二次災害や水利用への多大な支障が生じることが危惧されることから、緊急に対策が必要な施設の更新整備を実施 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国営級施設</td> <td>国</td> <td>2/3、</td> <td>県</td> <td>1/6、</td> <td>地元</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td>県営級施設</td> <td>国</td> <td>50%、</td> <td>県</td> <td>25%、</td> <td>地元</td> <td>25%</td> </tr> </table> ※国営級施設とは「国営かんがい排水事業」の基準に準ずる施設、県営級施設とはそれ以外の施設をいう ○関係市町村： 美濃加茂市、関市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町 <国営施設応急対策事業長良川用水地区(農林水産省)> 「国営長良川土地改良事業」(S55～H9年度)により整備された施設について、近年、管のひび割れによる漏水事故や揚水機場の耐震性能の不足やポ	国営級施設	国	2/3、	県	1/6、	地元	1/6	県営級施設	国	50%、	県	25%、	地元	25%	調査計画 係
国営級施設	国	2/3、	県	1/6、	地元	1/6																
県営級施設	国	50%、	県	25%、	地元	25%																

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名														
							<p>ンプの破損、水管理システムの故障などが発生し、維持管理に多大な費用と労力を要していることから、本事業により、水利施設の機能を保全するための整備と耐震化対策を一体的に実施</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>耐震化対策以外</td> <td>国</td> <td>2/3、県</td> <td>19.4%、地元</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>耐震化対策</td> <td>国</td> <td>2/3、県</td> <td>30.0%、地元</td> <td>3.4%</td> </tr> </table> <p>○関係市町村 羽島市、海津市、輪之内町</p> <p><国営総合農地防災事業新濃尾地区（農林水産省）> 濃尾用水関係5土地改良区の維持管理費の軽減のため、犬山頭首工左岸導水路余水吐の落差を利用した小水力発電施設を整備</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>2/3、県</td> <td>30.0%、地元</td> <td>3.4%</td> </tr> </table> <p>○関係市町村 岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町</p>	耐震化対策以外	国	2/3、県	19.4%、地元	14.0%	耐震化対策	国	2/3、県	30.0%、地元	3.4%	国	2/3、県	30.0%、地元	3.4%	
耐震化対策以外	国	2/3、県	19.4%、地元	14.0%																		
耐震化対策	国	2/3、県	30.0%、地元	3.4%																		
国	2/3、県	30.0%、地元	3.4%																			
農村振興地理情報システム維持管理費		1,898	県	H30 ～R4	県単	—	<p>農業農村整備事業の計画的・効率的な推進や、災害時における危機管理体制の整備を図るため、県内の農業振興地域を対象地区に、縮尺 1/2500 のデジタルオルソ画像（航空写真を平面化した画像）をベース（基図）とする、農地及び農業用施設、生活環境基盤の整備状況等に関する諸データを地理情報として一元的に管理するシステムの維持管理を実施</p>	調査計画 係														

<事業管理係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
土地改良区体制強化事業費補助金 [国事業名] 土地改良区体制強化事業		13,054	県土連	H28 ～	国補	国1/2 県1/2	<p>土地改良区における施設管理や農用地の利用集積などの諸課題に的確かつ機敏に対応するため、岐阜県土地改良事業団体連合会が実施する次の業務を支援</p> <p>① 施設・財務管理強化対策 9,836千円 管理運営体制強化委員会の設置・運営、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、財務管理強化相</p>	事業管理 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
							談業務等 ②受益農地管理強化対策 1,242千円 受益農地管理強化委員会の設置・運営、換地選定に関する指導、換地処分未了地区等の解消に関する指導 ③研修・人材育成 1,976千円 換地技術向上研修	
飛騨エアパーク管理運営費		1,243	(一社) 飛騨エ アパー ク協会 、県	H7 ～	県単	—	航空輸送による農業振興や防災活動等の基地を目指して整備された飛騨エアパーク（農道離着陸場・ヘリポート）の施設管理を行う。 ・農道離着陸場、ヘリポート：県有財産 ・管理委託先：（一社）飛騨エアパーク協会 ・事業内容 （1）飛騨エアパークの維持管理 （2）飛騨エアパークの維持修繕 （3）飛騨エアパークの多面的活用推進	事業管理 係
飛騨エアパーク管理運営費 （維持管理費）		7,050						
土地改良区資産評価データ整備 事業費		25,600	県土連	R1 ～ R2	国補	定額	令和4事業年度から土地改良区等に貸借対照表の作成が義務付けられることに伴い、土地改良区等が管理する土地改良施設の資産評価のデータを整理する必要があるため、下記の作業を岐阜県土地改良事業団体連合会が一括実施 ① 資産台帳の整理 ② 資産評価、根拠資料作成 ③ 成果品提出、データ提供	事業管理 係

<水利・小水力係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
県営かんがい排水事業費 [国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 水利施設等保全高度化事業 1.一般型		700,000	県	H24 ～	国補	別表	<一般型> 農業用排水施設の新設又は改良等により、土地利用の高度化及び水利用の安定と合理化を図る事業を県営により施行 ○負担区分（別表）	水利・小 水力係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国 補・ 単の 別	補助率	事業の概要				係名																																
							区分	国	県	地元																																	
2. 特別型 3. 簡易整備型 4. 実施計画策定事業 農地耕作条件改善事業 (非公共) 2. 定率助成 (1) 農業用排水施設 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 (非公共) 1. 長寿命化対策 農村地域防災減災事業 農業水利施設危機管理対策事 業							<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取水施設機能障害</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>一般型</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	県	地元	取水施設機能障害	50%	35%	15%	一般型	50%	25%	25%																								
	区分	国	県	地元																																							
	取水施設機能障害	50%	35%	15%																																							
	一般型	50%	25%	25%																																							
	<保全合理化型> 農業生産効率及び競争力向上のため農業用排水施設の水管理省力化、長 寿命化、安全性向上を図る事業を県営で施行																																										
	○負担区分(別表)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用排水施設整備</td> <td rowspan="3">(55) 50%</td> <td rowspan="3">27.5%</td> <td rowspan="3">(17.5) 22.5%</td> </tr> <tr> <td>施設整備型</td> </tr> <tr> <td>農地集積促進型</td> </tr> <tr> <td>高収益作物導入促進型</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理省力化施設整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全施設整備</td> <td>定額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水利用調整</td> <td>(55) 50%</td> <td>(45) 50%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設計画策定</td> <td rowspan="3">定額</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>機能保全計画策定</td> </tr> <tr> <td>安全対策推進計画策定</td> </tr> </tbody> </table>							区分	国	県	地元	用排水施設整備	(55) 50%	27.5%	(17.5) 22.5%	施設整備型	農地集積促進型	高収益作物導入促進型				管理省力化施設整備				安全施設整備	定額			水利用調整	(55) 50%	(45) 50%	—	施設計画策定	定額	—	—	機能保全計画策定	安全対策推進計画策定				
	区分	国	県	地元																																							
	用排水施設整備	(55) 50%	27.5%	(17.5) 22.5%																																							
	施設整備型																																										
	農地集積促進型																																										
	高収益作物導入促進型																																										
	管理省力化施設整備																																										
	安全施設整備	定額																																									
	水利用調整	(55) 50%	(45) 50%	—																																							
施設計画策定	定額	—	—																																								
機能保全計画策定																																											
安全対策推進計画策定																																											
※()は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域 又は急傾斜畑地帯の区域内																																											
○基準																																											
<一般型> ・農業用排水施設の新設・廃止又は変更であって、受益面積が概ね200																																											

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
							<p>h a 以上であって、かつ末端支配面積がおおむね100ha以上のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設であって、受益面積が概ね100ha以上、かつ末端支配面積が概ね20ha以上のもの <p><保全合理化型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備型：受益面積20ha以上、農地集積計画を策定 農地集積促進型：受益面積20（10）ha以上、農地集積50%以上等農地集積率等が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能 高収益作物導入促進型：受益面積20（10）ha以上、高収益作物の作付面積5%以上向上かつ2（1）ha以上増加等高収益作物の作付面積の向上が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能 ・管理省力化施設整備：用排水付帯施設の整備で事業費20,000千円以上 ・安全施設整備：事業費20,000千円以上及び、県営かんがい排水事業と併せ行う場合で2,000千円以上 ・水利用調整：農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること等 ・施設計画策定：事業費2,000千円以上で本事業の用排水施設整備を実施する予定であること ・機能保全計画策定：末端支配面積10ha以上 <ul style="list-style-type: none"> ※（ ）は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の区域内 <p>○施行地区 25地区（継続14、新規11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 <ul style="list-style-type: none"> <保全合理化型> 【用排水施設整備】 木田（岐阜市）、各務用水三期（岐阜市、関市、各務原市）、桑原二期（羽島市）、揖斐川以東第三期（安八町）、入方用水（大垣市）、山王・下立用水二期（大垣市）、青野（大垣市）、柿之木戸用水2期（大垣市） 【管理省力化施設整備】 	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名								
							松枝・足近2期（羽島市）、高須輪中三期（海津市）、田鶴（海津市）、上野・明野（郡上市）、高原用水（高山市） 【安全施設整備】 青野地区（大垣市） ・新規地区名 <保全合理化型> 【農地集積促進型】 多芸直江（養老町） 【施設整備型】 飛鳥川用水（揖斐川町）、曾代用水五期（関市、美濃市）、羽生用水（富加町）、三ヶ区用水（飛騨市） 【安全施設整備】 席田用水（本巣市）、各務用水（岐阜市、関市、各務原市）、曾代用水（関市、美濃市）、中濃用水東部（関市） 【機能保全計画策定】 岐阜6期（岐阜市、各務原市、垂井町、神戸町） 【安全対策推進計画策定】 岐阜（県下全域）									
受託県営かんがい排水事業費	新	11,800	市町村	R2	受託	市町村 10/10	県営かんがい排水事業において、効率的かつ工事費縮減の観点から、本事業による工事と併せて市町村が所管する工事を一体的に実施するため、市町村工事に係る工事費相当経費を受託 ○施行地区 1地区(新規1) ・新規地区名 揖斐川以東第三期（安八町）	水利・小水力係								
土地改良施設突発事故復旧事業費補助金 [国事業名] 土地改良施設突発事故復旧事業		6,500	市町村、土地改良区等	H30～	国補	別表	耐用年数を超え、老朽化が進行する水路が年々増加しており、自然災害に起因しないパイプラインの破裂等の突発事故について早急な復旧対策を支援 ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(55)</td> <td rowspan="2">25%</td> <td>(20)</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> ※（ ）は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域	国	県	地元	(55)	25%	(20)	50%	25%	水利・小水力係
国	県	地元														
(55)	25%	(20)														
50%		25%														

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
							<p>又は急傾斜畑地帯の区域内</p> <p>○事業内容 自然災害によらない事由により、責任の所在の明確化が困難な突発的な事故により損傷した土地改良施設の復旧を対象とする</p> <p>○基準 ・機能保全計画等を作成、活用して、適切な保全管理を実施している施設であること ・末端受益面積20ha以上（中山間地域は、10ha以上） ・事業費2,000千円以上</p>	
基幹的農業用水路強靱化事業費		38,700	県、 県土連	H26 ～	県単	別表	<p>基幹的農業用水路の適正な保全管理に向けた管理体制の強化を図るため、県が監視用測点等の設置を行うほか、ストックマネジメントセンターが実施する技術研修会や施設の簡易診断、監視・補修履歴等のデータ蓄積に係る経費を支援</p> <p>○事業内容 ＜県が実施＞</p> <p>① 監視用測点の設置 ・保全計画を策定した基幹的農業用水路に監視用測点を設置</p> <p>② 施設監視計画の統一等 ・保全計画策定済みの路線について、各路線の施設監視計画の統一様式の作成や施設監視・点検マニュアルを作成</p> <p>＜県土連（ストックマネジメントセンター）が実施＞</p> <p>③ 技術研修会・現地指導の開催 ・ストックマネジメントに関する技術研修会の開催や施設監視の個別指導等を実施</p> <p>④ 劣化状況の簡易診断及び対策指導 ・施設監視結果を基に劣化状況の簡易診断を行い、施設管理者に対して保全対策を指導</p> <p>⑤ 施設情報の蓄積・共有 ・基幹的農業用水路の施設監視結果や対策工事履歴等を水土里情報システムに一元的に蓄積管理し、共有を図る</p>	水利・小 水力係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名												
							<p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視用測点の設置</td> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2">100%</td> </tr> <tr> <td>施設監視計画の統一等</td> </tr> <tr> <td>技術研修会・現地指導</td> <td rowspan="3">県土連</td> <td rowspan="3">定額</td> </tr> <tr> <td>劣化状況の簡易診断及び対策指導</td> </tr> <tr> <td>施設情報の蓄積・共有</td> </tr> </tbody> </table> <p>○実施地区（新規12地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規地区名 金谷用水（岐阜市、本巣市）、下立用水東支線（大垣市）、三ヶ村用水（大垣市）、宇留生用水熊野支線（大垣市）、池田用水（大垣市）、古宮上流（大垣市）、古宮（大垣市）、外渕（大垣市）、江西江（大垣市）、前田用水（神戸町）、瀬古用水（神戸町）、美並用水（郡上市） 	区分	実施主体	県	監視用測点の設置	県	100%	施設監視計画の統一等	技術研修会・現地指導	県土連	定額	劣化状況の簡易診断及び対策指導	施設情報の蓄積・共有	
区分	実施主体	県																		
監視用測点の設置	県	100%																		
施設監視計画の統一等																				
技術研修会・現地指導	県土連	定額																		
劣化状況の簡易診断及び対策指導																				
施設情報の蓄積・共有																				
土地改良施設保全計画策定事業費		100,650	県	H28 ～	県単	10/10	<p>老朽化が進む県営造成土地改良施設の機能維持を安定的に発揮させるため、施設の機能診断及び機能保全計画を策定</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 突発事故等が発生した等の緊急的に機能診断を実施する必要がある施設 機能保全に関する実施方針に該当しない施設延長が総延長に占める割合が大きい施設 末端受益面積が100ha未満かつ施設又は受益地が広域にわたる施設 <p>○実施地区（新規4地区）</p> <p>新規地区名 金谷用水（岐阜市、本巣市）、桑原用水（羽島市）、各務用水（岐阜市、各務原市）、高須輪中（海津市）</p>	水利・小 水力係												
団体営基盤整備促進事業費 (安全対策促進型)	新	33,500	市町村 土地改	R2	国補	定額	<p>農業水利施設への転落事故等の危険性が増大しており、農業水利施設の安全対策を緊急的に推進する。</p>	水利・小 水力係												

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																						
[国事業名] 農村地域防災減災事業 農業水利施設危機管理対策事業			良区				○事業内容 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備。 ○実施要件 1 地区当たりの総事業費が 200 万円以上 ○施工地区 3 地区 <安全対策促進型> ・新規地区名 西濃用水（田村）（神戸町）、揖西用水（池田町）、雌鷄排水（川辺町）																							
管理省力化 I C T 技術等検証事業費		12,100	県	H30 ～ R2	県単	10/10	農業用水管理の省力化や水配分の効率化に向け、I C T 機器等による取水・分水ゲートの遠隔操作や、水田への自動給水に関する実証実験を行い、効果を検証 ○施行地区 2 地区 ・継続地区名 下池西部（海津市、養老町）、岐礼（揖斐川町）	水利・小 水力係																						
県営農村環境整備事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 水利施設整備 地域用水環境整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共) 1.長寿命化対策 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業		20,000	県	H24 ～	国補	別表	農村地域に広範に存在する、農業水利施設等を対象に、自然環境や農村景観等の保全、親水機能の発揮、防火用水等の提供、魚道整備などの多面的な整備を県営で施行し、豊かであるおいのある農村空間を創出 また、農業水利施設を利用した小水力発電の実施検討及び、施設整備を実施し、土地改良施設等の維持管理費の節減や低炭素社会づくりを促進 ○負担区分（別表）	水利・小 水力係																						
							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水環境整備型</td> <td>水環境整備型</td> <td rowspan="3">50%</td> <td rowspan="3">25%</td> <td rowspan="3">25%</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全整備型</td> </tr> <tr> <td>防災水利型</td> </tr> <tr> <td></td> <td>魚道整備型</td> <td>50%</td> <td>32%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>地域環境整備型</td> <td>魚道整備以外</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		国	県	地 元	水環境整備型	水環境整備型	50%	25%	25%	自然環境保全整備型	防災水利型		魚道整備型	50%	32%	18%	地域環境整備型	魚道整備以外	50%	25%	25%	
区 分		国	県	地 元																										
水環境整備型	水環境整備型	50%	25%	25%																										
	自然環境保全整備型																													
	防災水利型																													
	魚道整備型	50%	32%	18%																										
地域環境整備型	魚道整備以外	50%	25%	25%																										

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要					係名
								魚道整備	50%	32%	18%	
								概略計画	定額	補助残	—	
							小水力発電整備型	導入支援	50%	50%	—	
								施設整備	50%	25%	25%	
<p>○基準</p> <p><水環境整備型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は市町村が整備計画を策定したものであって、かつ総事業費5千万円以上のもの ・水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理、又は整備と一体的に地域用水の有する多面的機能の維持増進に資する施設整備であること ・県営事業にあっては、公園として効果がある整備対象面積がおおむね2ha以上かつ総事業費2億円以上のもの <p><地域環境整備型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境整備計画に基づき事業計画が策定されている地域で、かつ総事業費2億円以上 ・農業の有する多面的機能の発揮や田園空間の形成に資するよう、自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備内容であること <p><小水力発電整備型></p> <p>【導入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概略設計等により、小水力発電所の可能性の検討がなされるなど、小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給対象施設が、土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設、または農業農村振興に資する施設であること ・電気事業者との売電単価に係る協議を了していること、又は了することが確実と認められること。また、発電施設の建設単価及び発電原価が売電単価からみて相当な水準であること <p>○施行地区</p> <p><水環境整備型></p> <p>施行地区 1地区（継続1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 												

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名									
							羽島用水6期(羽島市)										
小水力発電施設整備事業費		38,500	県	H26 ～	県単	別表	<p>農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、売電収益を地域振興に資する施設の電気代や6次産業化等の農村振興活動費に活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理費の削減、農村の新たな多面的機能の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、エネルギーの地産地消を推進</p> <p>○事業内容</p> <p>①概略計画、基本設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討や河川協議等の資料作成 <p>②施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電施設の整備(実施設計を含む) (農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するための施設整備も可能) 県営農村環境整備事業(小水力発電施設整備型)の事業促進 <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概略計画、基本設計</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設整備(実施設計含む)</td> <td>50^{※1、※2}</td> <td>50^{※1、※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施設整備のうち、平成25年度までに概略計画を策定済みの地区については県負担率75%(地元25%)を適用 (ただし、売電収益の充当先が下記基準【施設整備】④に該当するものは、県負担率2/3(地元1/3))</p> <p>※2 平成26年度及び27年度に概略計画を策定済みの地区については2/3(地元1/3)</p> <p>○基準</p> <p>【概略計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね20kW以上の発電規模が見込まれること <p>【基本設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること 	区分	県	地元	概略計画、基本設計	100%	—	施設整備(実施設計含む)	50 ^{※1、※2}	50 ^{※1、※2}	水利・小水力係
区分	県	地元															
概略計画、基本設計	100%	—															
施設整備(実施設計含む)	50 ^{※1、※2}	50 ^{※1、※2}															

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
							<p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売電収益の充当対象が、①土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設の維持管理費、②農業農村振興に資する公的施設の電気代、③地域振興に資する公的施設の電気代、④農村振興に資する活動費に該当すること。(③と④の合計額が①と②の合計額を上回らないこと。また、④に該当する場合は具体的な計画を示すこと) 発電原価が売電単価等からみて相当な水準であること <p>○施行地区 6地区(継続4、新規2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 <p>【施設整備】 干田野(郡上市)、気良(郡上市)、荘川町中央用水(高山市)、名倉用水(揖斐川町)</p> 新規地区名 <p>【基本計画】 萩原中央用水(下呂市)</p> <p>【概略計画】 高原用水(高山市、飛騨市)</p> 	
小水力発電による環境保全推進事業費		5,300	市町村、地域団体等	H29～R3	森林環境基金	別表	<p>自然循環による再生可能エネルギーの活用に大きな関心が寄せられており、比較的小規模な小水力発電は建設時の環境負荷が小さく、環境保全への寄与を図ることができるが、普及・啓発は進んでいない状況である</p> <p>このため、身近な水路等に水力発電施設を設置又は、既存の水力発電施設を活用し、あわせて環境保全活動を実施することを通じ、環境負荷の低い再生可能エネルギーシステムの普及・啓発を図る取組みについて支援</p> <p>○事業内容</p> <p><評価会議></p> <p>応募団体について第三者の評価会議を県が行い、実施団体を決定する</p> <p><①環境教育推進型></p> <p>0.1kW程度の小水力発電施設を設置する。なお、必要に応じて発電した電力を利用する設備を設置することができる。</p> <p><②環境保全提案型></p> <p>0.1kW以上の小水力発電施設を設置し、地域の環境保全に資する活動の提案を行い、提案した活動を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案した活動を実施するために、発電した電気を活動に必要な施設の電源 	水利・小水力係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名						
							<p>に使用する。また、売電収益を環境保全活動に活用することにより環境保全への寄与を図る</p> <p>○補助率（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 環境教育推進型</td> <td>補助率：定額 上限は1団体1,000千円以内</td> </tr> <tr> <td>②環境保全提案型</td> <td>補助率：定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額 1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額 上限は1団体10,000千円 ただし、補助対象経費が補助額を下回る場合は、補助対象経費の範囲内の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区 3地区（新規3） ・新規地区 【①環境教育推進型】：2地区 【②環境保全提案型】：1地区</p>	区 分	県	① 環境教育推進型	補助率：定額 上限は1団体1,000千円以内	②環境保全提案型	補助率：定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額 1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額 上限は1団体10,000千円 ただし、補助対象経費が補助額を下回る場合は、補助対象経費の範囲内の額	
区 分	県													
① 環境教育推進型	補助率：定額 上限は1団体1,000千円以内													
②環境保全提案型	補助率：定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額 1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額 上限は1団体10,000千円 ただし、補助対象経費が補助額を下回る場合は、補助対象経費の範囲内の額													
小水力発電活用支援事業費補助金		2,000	① ② 市町村 土地改 良区 農業協 同組合 ③ 県土連	H26 ～	県単	別表	<p>農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進を図るため、市町村、土地改良区、農業協同組合が運営する小水力発電施設の整備を支援する。</p> <p>○事業内容</p> <p><①地域振興支援型> ・発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化に資することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備</p> <p><②防災機能支援型> ・災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設および蓄電施設の整備</p> <p><③協議会支援型> 県協議会が行う小水力発電施設の導入促進に必要な取組及び、諸問題を検討するための取組への活動支援</p> <p>○補助率（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県			水利・小 水力係		
区 分	県													

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要		係名					
							<table border="1"> <tr> <td>地域振興支援型</td> <td>(55)</td> </tr> <tr> <td>防災機能支援型</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>協議会支援型</td> <td>定額</td> </tr> </table>	地域振興支援型	(55)	防災機能支援型	50%	協議会支援型	定額	
地域振興支援型	(55)													
防災機能支援型	50%													
協議会支援型	定額													
※ () は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合 ○施行地区 【協議会支援型】														

<農地・農道係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要		係名												
県営経営体育成基盤整備事業費 農地整備事業		909,300	県	H26 ~R7	国補	別表	地域農業において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤の整備と必要に応じて生活環境基盤の整備を実施	農地・農道係													
[国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 4 農地整備事業に係る実施計画等の策定 農地耕作条件改善事業 2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良							○負担区分(別表) <一般型>、<面的集積型>、<農業生産法人育成型> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>(55.0)</td> <td></td> <td>(17.5)</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> </table> ※ () は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内 <実施計画策定事業> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	国	県	地元	(55.0)		(17.5)	50%	27.5%	22.5%	国	県	50%	50%	
国	県	地元																			
(55.0)		(17.5)																			
50%	27.5%	22.5%																			
国	県																				
50%	50%																				

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
							<p>○基準</p> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時に担い手の経営面積のシェアを以下のとおり増加させること <ul style="list-style-type: none"> 1) シェア 40%未満 →シェア 50%以上へ 2) シェア 40%以上～50%未満 →シェア 10 ポイント以上引上げ 3) シェア 50%以上～55%未満 →シェア 60%以上へ 4) シェア 55%以上～90%未満 →シェア 5 ポイント以上引上げ 5) シェア 90%以上～95%未満 →シェア 95%以上へ 6) シェア 95%以上 →シェア引き上げ 下表の生産基盤の欄の(5)若しくは(1)～(5)までのうち2以上を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、生産基盤の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上(中山間地域の場合は10ha以上)であること <p><面的集積型></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時において、担い手への農地面的集積率を以下のとおり増加させること <ul style="list-style-type: none"> 1) シェア 23%未満 →シェア 30%以上へ 2) シェア 23%以上～35%未満 →シェア 7 ポイント以上増加 3) シェア 35%以上～38.5%未満 →シェア 42%以上へ 4) シェア 38.5%以上～63%未満 →シェア 3.5 ポイント以上増加 5) シェア 63%以上～66.5%未満 →シェア 66.5%以上へ 6) シェア 66.5%以上 →シェア引き上げ 下表の農業生産基盤の欄の(1)～(5)までのうち2以上((4)又は(5)は単独でも可)を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、生産基盤の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上(中山間地域の場合は10ha以上)であること <p>(事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域(以下「営農区」)の規模の合計が60ha以上の場合、土地や水のつながりを有するという一定区域要件にしばられず、営農区の範囲内で受益地を設定することも可)</p> <p><農業生産法人育成型></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時において、次のいずれかを満たす農業生産法人等が育成され 	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名						
							<p>ること</p> <p>①農業生産法人が存在しない地区 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金に関する法律」に規定する対象農業者である農業生産法人が設立されること</p> <p>②農業生産法人が存在する地区 当該農業生産法人が、特定農業法人となること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了時に、農業生産法人等農地利用集積率が30%以上となる ・下表の農業生産基盤の欄の(1)～(5)までのうち2以上((4)又は(5)は単独でも可)を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、生産基盤の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上(中山間地域の場合は10ha以上)であること <p><中山間傾斜農地型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記に定める要件をすべて満たすこと <p>① 中山間地域で主傾斜1/100以上の農地が50%以上</p> <p>② 高収益作物の面積割合が3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上</p> <p>③ 採択期間 令和3年度まで</p> <p><実施計画策定事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い当該事業に必要な実施計画を策定 							
							<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1081 1166 1352 1267">農業生産基盤</td> <td data-bbox="1352 1166 2009 1267">(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1267 1352 1319">農業生産基盤附帯</td> <td data-bbox="1352 1267 2009 1319">(1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1319 1352 1361">農村生活環境基盤</td> <td data-bbox="1352 1319 2009 1361">(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設</td> </tr> </table>	農業生産基盤	(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理	農業生産基盤附帯	(1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転等	農村生活環境基盤	(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設	
農業生産基盤	(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理													
農業生産基盤附帯	(1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転等													
農村生活環境基盤	(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設													

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名						
							<table border="1" data-bbox="1081 284 2011 432"> <tr> <td data-bbox="1081 284 1361 336"></td> <td data-bbox="1361 284 2011 336">(4)集落環境管理施設 (5)用地整備 (6)環境整備 (7)生態系保全空間整備</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1081 336 2011 432">農地整備事業に係る実施計画等の策定</td> </tr> </table> <p data-bbox="1081 475 2047 783">○施行地区 10地区(継続7、新規3) <一般型> ・新規地区名 更地方(大野町)、長滝(郡上市)、玄の子(飛騨市) ・継続地区名 馬瀬(下呂市) <面的集積型> ・継続地区名 栗原(垂井町)、八布施(中津川市)、小泉(恵那市) 榆俣北部(輪之内町)、羽根(下呂市)、久保原(恵那市)</p>		(4)集落環境管理施設 (5)用地整備 (6)環境整備 (7)生態系保全空間整備	農地整備事業に係る実施計画等の策定				
	(4)集落環境管理施設 (5)用地整備 (6)環境整備 (7)生態系保全空間整備													
農地整備事業に係る実施計画等の策定														
農地中間管理機構関連農地整備事業 [国事業名] 農地中間管理機構関連農地整備事業 1 農業生産基盤整備事業 (1)区画整理事業 5 機構集積推進事業							<p data-bbox="1081 810 2047 903">機構による担い手への農地の集積・集約化を加速し、豊かで競争力のある農業の実現のため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施</p> <p data-bbox="1081 946 1317 975">○負担区分(別表)</p> <table border="1" data-bbox="1104 978 1559 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="1104 978 1256 1031">国</th> <th data-bbox="1256 978 1408 1031">県</th> <th data-bbox="1408 978 1559 1031">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1104 1031 1256 1070">62.5%</td> <td data-bbox="1256 1031 1408 1070">27.5%</td> <td data-bbox="1408 1031 1559 1070">10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1081 1102 2047 1161">※国の負担区分62.5%は補助率50%(55%)に推進費12.5%(7.5%)を加えた率 ()書きは6法指定地域等</p> <p data-bbox="1081 1161 2047 1315">○施行地区 3地区(継続2、新規1) ・新規地区名 木知原(本巣市) ・継続地区名 中野方(恵那市)、下野(中津川市)</p>	国	県	市町村	62.5%	27.5%	10.0%	
国	県	市町村												
62.5%	27.5%	10.0%												

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名														
農業経営高度化支援事業費 [国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 4 農業経営高度化支援事業 (3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業 水利施設等保全高度化事業 4 農業経営高度化支援事業 2 農業経営高度化促進事業 (イ) 中心経営体農地集積促進事業	新	95,400	市町村 土地改良区	H27 ～R8	国補	別表	経営体育成基盤整備事業などの実施を契機として、担い手への農地利用集積・農地面的集積により、経営規模の拡大を促進し、農業経営の安定を実現することを目的として、中心経営体への農地集積・集約化の割合に応じ国等が補助 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中心経営体 農地集積促進事業</td> <td>県営 団体営</td> <td>(55) 50%</td> <td></td> <td>(45) 50%</td> </tr> <tr> <td>県営かつ 機構重点推進地域</td> <td>(55) 50%</td> <td>(45) 50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※()は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内 ※機構重点推進地域は、農地中間管理事業重点推進地域及び指定されることが確実と見込まれる地域 ○実施地区 7地区(継続3、新規4) ・新規地区名 栗原(垂井町)、八布施(中津川市)、馬瀬(下呂市)、多芸直江(養老町) ・継続地区名 小泉(恵那市)、紋原(関市)、羽根(下呂市)	事業名	区分	国	県	地元	中心経営体 農地集積促進事業	県営 団体営	(55) 50%		(45) 50%	県営かつ 機構重点推進地域	(55) 50%	(45) 50%		農地・農道係
事業名	区分	国	県	地元																		
中心経営体 農地集積促進事業	県営 団体営	(55) 50%		(45) 50%																		
	県営かつ 機構重点推進地域	(55) 50%	(45) 50%																			
県営農業基盤整備促進事業費 [国事業名] 農地耕作条件改善事業 2. 定率助成 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理		361,000	県	H30 ～R4	国補	別表	農業の競争力強化を図るため、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小や排水不良等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応するために農地・農業水利施設の整備を実施 高収益作物への転換を図る場合には、営農定着に必要な取り組みをハードとソフトを組み合せ実施 ○事業内容 <地域内農地集積型> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	備考			農地・農道係										
事業種類	備考																					

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名															
							<table border="1"> <tr> <td>1) 農業用排水施設</td> <td>2) 暗渠排水</td> <td>7) ~ 9) はハー ド支援 1) ~ 6) と併せて行う</td> </tr> <tr> <td>3) 土層改良</td> <td>4) 区画整理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 農作業道等</td> <td>6) 農用地の保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7) 管理省力化支援</td> <td>8) 高品質作物導入支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9) 営農環境整備支援</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1) 農業用排水施設	2) 暗渠排水	7) ~ 9) はハー ド支援 1) ~ 6) と併せて行う	3) 土層改良	4) 区画整理		5) 農作業道等	6) 農用地の保全		7) 管理省力化支援	8) 高品質作物導入支援		9) 営農環境整備支援			
1) 農業用排水施設	2) 暗渠排水	7) ~ 9) はハー ド支援 1) ~ 6) と併せて行う																					
3) 土層改良	4) 区画整理																						
5) 農作業道等	6) 農用地の保全																						
7) 管理省力化支援	8) 高品質作物導入支援																						
9) 営農環境整備支援																							
							<p><高収益作物転換型></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) ~ 6) は「地域内農地集積型」と同</td> <td rowspan="6">9) ~ 13) はハー ド支援 1) ~ 8) と併せて行う</td> </tr> <tr> <td>7) 農地造成</td> </tr> <tr> <td>8) 営農環境整備支援</td> </tr> <tr> <td>9) 管理省力化支援</td> </tr> <tr> <td>10) 管理省力化支援</td> </tr> <tr> <td>11) 品質向上支援</td> </tr> <tr> <td>12) 条件改善促進支援</td> </tr> <tr> <td>13) 高収益作物導入支援</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	備考	1) ~ 6) は「地域内農地集積型」と同	9) ~ 13) はハー ド支援 1) ~ 8) と併せて行う	7) 農地造成	8) 営農環境整備支援	9) 管理省力化支援	10) 管理省力化支援	11) 品質向上支援	12) 条件改善促進支援	13) 高収益作物導入支援					
事業種類	備考																						
1) ~ 6) は「地域内農地集積型」と同	9) ~ 13) はハー ド支援 1) ~ 8) と併せて行う																						
7) 農地造成																							
8) 営農環境整備支援																							
9) 管理省力化支援																							
10) 管理省力化支援																							
11) 品質向上支援																							
12) 条件改善促進支援																							
13) 高収益作物導入支援																							
							<p>○実施要件 農地中間管理事業の重点推進地域または指定が確実と見込まれる地域 1 地区当たりの総事業費が 200 万円以上、かつ受益者数が 2 者以上である こと 受益面積 20ha 以上（ただし、中山間地域においては 10ha 以上）【地域内 農地集積型】 受益面積 5ha 以上【高収益作物転換型】 作付面積のうち 1/4 以上を稲作等から新たに高収益作物に転換【高収益作 物転換型】 ※中山間地域は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は 急傾斜地帯の区域内</p>																
							<p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	区分	国	県	備考											
事業名	区分	国	県	備考																			

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要					係名								
							事業内容	補助率	国	県	地元									
							<table border="1"> <tr> <td>県営農業基盤整備 促進事業</td> <td>定率助成</td> <td>(55) 50%</td> <td>(45) 50%</td> <td>()は中山間地 域の場合</td> </tr> </table>	県営農業基盤整備 促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	()は中山間地 域の場合								
県営農業基盤整備 促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	()は中山間地 域の場合																
							<p>○施行地区 14地区(継続6、新規8)</p> <p><地域内農地集積型></p> <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 高須輪中日原(海津市)、高須輪中札野(海津市)、烏江(養老町)、 高須輪中平田(海津市、羽島市)、高須輪中海津(海津市)、 羽生夕田(富加町) 新規地区名 揖斐川桂(揖斐川町)、オオノ(大野町)、高峰(中津川市) えな第2期(恵那市)、三川・上広瀬(高山市)、馬瀬中央(下呂市) <p><高収益作物転換型></p> <ul style="list-style-type: none"> 新規地区名 帆引新田(海津市)、上田(池田町) 													
県営広域農道整備事業費 [国事業名] 地方創生道整備推進交付金事業 広域農道 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農道整備事業		430,000	県	H3～ R14	国補	別表	<p><一般型></p> <p>広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良を県営により施工</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定の基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること 受益面積がおおむね1,000ha以上であること 総事業費が20億円以上であること 車道幅員がおおむね5m以上であること 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること <p><道整備交付金型></p>					区 分	国	県	地 元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	農地・農道係
区 分	国	県	地 元																	
一般地域	50%	42.5%	7.5%																	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名								
							<p>地域の再生に意欲のある地方公共団体が、地域の再生の目標及び目標を達成するために必要な事業等を記載した地域再生計画を作成し、地域の重要なインフラである道路・農道・林道を一体的に整備することで地域の再生を図るうちの農道の新設若しくは改良を県営により施工</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区 11地区（継続10、新規1）</p> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 飛騨東部2期（高山市） <p><道整備交付金型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 郡上南部4－3期～4－8期（郡上市） 郡上南部5－1期～5－3期（郡上市） ・新規地区名 郡上南部5－4期（郡上市） 	区 分	国	県	地 元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	
区 分	国	県	地 元													
一般地域	50%	42.5%	7.5%													
<p>県営基幹農道整備事業費</p> <p>[国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型)</p> <p>地方創生道整備推進交付金事業 広域農道</p>		400,000	県	H21 ～R7	国補	別表	<p>農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の新設又は改良を県営により施工</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定の基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること ・受益面積が、おおむね50ha以上のもの ・総事業費が1億円以上であること ・車道幅員は、おおむね4m以上のもの ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること 	区 分	国	県	地 元	一般地域	1/2	1/3	1/6	農地・農道係
区 分	国	県	地 元													
一般地域	1/2	1/3	1/6													

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名								
							○施行地区 3地区(継続3) ・継続地区名 ＜道整備交付金＞ 高鷲北部(郡上市) ＜一般型＞ 下呂中央3期(下呂市)、東白川(東白川村)									
県営農道施設強化対策事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型)		411,300	県	H26 ～R4	国補	別表	<p>社会情勢等の変化により緊急に対策が認められ、農業の振興及び農村居住者の生活安定確保が必要な路線について、安全で安心して暮らせる「魅力ある農村づくり」に資する耐震補強、交通安全対策、路面改良等を県営により施工</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地域単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象とする ・受益面積の合計が50(30)ha以上であること ()は条件不利地域で、振興山村または過疎地域 ・総事業費の合計が30百万円以上であること <p>○施行地区 9地区(継続7、新規2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 羽島中央(羽島市)、鮎立(郡上市)明宝田口(郡上市)、 関ヶ原中部(関ヶ原町)、揖斐中部4期(揖斐川町・池田町)、 切立(郡上市)、越原(東白川村) ・新規地区名 八百津(八百津町)、若宮大橋(中津川市) 	区 分	国	県	地 元	一般地域	50%	25%	25%	農地・農道係
区 分	国	県	地 元													
一般地域	50%	25%	25%													
経営体育成基盤整備事業費		16,922	県	R1 ～R5	県単	9/10	<p>農地中間管理機構関連農地整備事業と一体的な団地で、国の事業要件を満足できない農地のうち、県単の要件を満足する農地において、補助事業と併せ一体的な整備を実施</p> <p>○負担区分(別表)</p>	農地・農道係								

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要		係名			
							県	市町村				
							<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>90%</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構関連農地整備事業と一体性があること ・団地の連担化する農地面積が0.3ha(中山間地域等は0.2ha)以上あること ・施行申請日において4年間以上の農地中間管理権が設定されていること <p>○施行地区 1地区(継続1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 中野方町地区(恵那市) 	県	市町村	90%	10%	
県	市町村											
90%	10%											
土地改良事業調査設計事業補助金		86,300	市町村 土地改 良区	R2	県単	県 1/2 以内	<p>県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査、測量及び試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費に補助</p> <p>○調査設計 17地区(新規17)</p>	農地・農 道係				
農地集積促進意向調査事業		58,300	県	R2	県単	10/10	<p><意向調査事業> 農地中間管理事業によりマッチングできなかった地区において、担い手(受け手)に対してアンケートや聞き取り等を行い、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、各路線の概略設計、事業の概略計画を作成する</p> <p><促進調査事業> 基盤整備を推進し担い手による農地集積を向上させるため、県下全域の生産基盤・営農状況及び課題を調査し、農地集積が進まない地域、基盤整備が未実施の地域において、各地域の問題解消に向けた基盤整備計画を作成</p> <p>○調査地区 7地区(新規7)</p> <p><意向調査事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 長森(岐阜市)、大月・呂久(瑞穂市)、楡俣南部(輪之内町) 下日立(関市)、沓部(下呂市)、跡部・西上田(下呂市) <p><促進調査事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 岐阜地区(県内全域) 	農地・農 道係				

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
農道施設保全対策調査費		33,000	県	H31 ～R3	県単	10/10	農道施設（農道橋・トンネル）は重要な社会インフラであるにもかかわらず、建設年度や構造・形式などの施設緒元や、劣化・損傷などの老朽化の進展状況などが不明な施設が存在することから、緊急的に点検・診断・保全計画の策定を行う。 ○調査地区 1地区（新規1） ・新規地区名 岐阜5期（郡上、可茂）	農地・農 道係

<総合整備係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
県営中山間地域総合整備事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型) 農地耕作条件改善事業 中山間地域所得向上支援事業 中山間地域農業農村総合整備事業		1,427,000	県	H22 ～R6	国補	別表	自然的、経済的、社会的等条件が不利な中山間地域において、地域の立地条件を生かした農業と活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤と農村生活環境の整備を一体的に実施 ○事業内容 (1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュー方式で、地域の実情に応じた整備を総合的に実施 (1)農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る (工種) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、 ⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全 (2)農村生活環境整備事業 農村集落内の生活環境を整備し、地域の活性化を図る (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、 ⑦地域農業活動拠点施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設 基盤整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施 設等整備、⑬地域資源利活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境 整備、⑯歴史的土壌改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合 ⑲集落土地基盤整備	総合整備 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名						
							<p>(3)特認事業 地方農政局長等が特に必要と認める事業</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1" data-bbox="1128 389 1677 489"> <thead> <tr> <th>国庫補助</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、過疎地域、山村振興、特定農山村地域又は指定棚田地域の指定を受けている市町村で地形等の条件が不利な地域であること ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること ・農業振興地域であること <p><一般型、広域連携型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業2工種以上かつ農村生活環境整備事業を1工種以上実施すること ・受益面積(農業生産基盤整備事業の受益面積の合計) 農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が50%以上、かつ、主傾斜が概ね1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね60ha以上 ※ただし、農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が75%以上、かつ、主傾斜が概ね1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね20ha以上 <p><生産基盤型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業のみを実施すること ・受益面積が概ね20ha以上(ただし、ほ場整備事業の受益面積が概ね10ha以上) <p><生活環境型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤が概ね了している地域であること ・農業生産基盤整備事業と農村生活環境基盤整備事業の中から2工種以上を実施(ただし、農村生活環境基盤整備事業が1工種以上)すること <p>○施行地区 32地区(継続30、新規2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 高鷲(郡上市)、郡上北西部(郡上市)、東白川(東白川村)、瑞浪中部(瑞浪市)、中津川東部(中津川市)、阿木(中津川市)、下呂東南 	国庫補助	県	地元	55%	30%	15%	
国庫補助	県	地元												
55%	30%	15%												

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名			
							部（下呂市）、揖斐谷汲（揖斐川町）、郡上北東部（郡上市）、八百津（八百津町）、阿木北部（中津川市）、えな南部（恵那市）、益田北東部（下呂市）、東高山（高山市）、大垣上石津（大垣市）、大和南西部（郡上市）、七宗（七宗町）、茶の里白川（白川町）、飛騨西部（飛騨市）、関ヶ原（関ヶ原町）、白鳥北部（郡上市）、益田西部（下呂市）、揖斐川中央（揖斐川町）、岩村・山岡（恵那市）、益田北西部（下呂市）、国府上宝（高山市）、郡上八幡（郡上市）、みなみ（郡上市）、北吉城（飛騨市）、合掌（白川村） ・新規地区名 やさか（中津川市）、高山南（高山市）				
県営農村振興総合整備事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型) 農地耕作条件改善事業		263,000	県	H24 ～R6	国補	別表	混住化が進む都市近郊の農村地域の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住みよい農村となるよう、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に実施 ○事業内容 (1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュー方式で、農村振興基本計画に基づき地域のニーズに応じた整備を総合的に実施 (1)農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る (工種) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全 (2)農村生活環境整備事業 農村集落内の生活環境を整備し、地域の活性化を図る (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、⑦地域農業活動拠点施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設基盤整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施設等整備、⑬地域資源利活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境整備、⑯歴史的土壌改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合、⑲集落土地基盤整備 ○負担区分（別表）	総合整備 係			
							<table border="1"> <tr> <td>国庫補助</td> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> </table>	国庫補助	県	市町村等	
国庫補助	県	市町村等									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要			係名									
							50%	25%	25%										
							○事業要件 <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興基本計画が計画されていること ・農業振興地域であること ・総事業費が2億円以上であること ・農業生産基盤整備事業を2工種以上かつ農村生活環境整備事業を1工種以上実施すること ・受益面積（農業生産基盤整備事業の受益面積の合計）が概ね60ha以上 ※ただし、ほ場整備を行うものであって、その事業の受益面積の合計が20ha以上、または、ほ場整備事業とその他農業生産基盤整備事業メニューの事業を併せ行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が、概ね10ha以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が概ね20ha以上												
							○施行地区 4地区（継続3、新規1） <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 関（関市）、可児（可児市）、大野（大野町） ・新規地区名 池田2期（池田町） 												
農村振興総合整備実施計画調査費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (実施計画策定型)		30,000	県	R2	国補	別表	農村地域の今後の発展方向を探り、農業を中心とした地域の活性化に資する事業の実施計画を策定			総合整備係									
							○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>国庫補助</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業生産基盤整備</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境整備</td> <td>0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			工種	国庫補助	県	農業生産基盤整備	50%	50%	農村生活環境整備	0%	100%	
工種	国庫補助	県																	
農業生産基盤整備	50%	50%																	
農村生活環境整備	0%	100%																	
							○計画策定地区 3地区（新規3） <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 三郷・東野（恵那市）、清見荘川（高山市）、大野3期（大野町） 												

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
団体営農業集落排水事業費補助金 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業		20,500	市町村	R2	国補	国1/2	<農業集落排水事業> 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を促進 ○基準 <ul style="list-style-type: none"> ・整備対象地域は、農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）内の農業集落で、当該市町村の農業集落排水整備計画に即していること ・受益戸数はおおむね20戸以上 ・処理対象人口は、おおむね1,000人程度に相当する規模以下。ただし、1,000人を超える場合でも、関係市町村及び県の下水道部局と所要の協議を経て実施可能 ・対象とする汚水には重金属等の有害物質を含む恐れがある工場排水等は含めない ・機能強化型については、該当改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする <ol style="list-style-type: none"> ①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること ○施行地区 1地区（新規1） <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 蛭川南部（中津川市） 	総合整備 係
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業		179,000	市町村	H30 ～R2	国補	国 10/10	農業集落排水施設の有効活用、長寿命化を図るために、市町村が管理する施設の機能診断を実施し、その結果に基づき最適な更新時期等を定めた構想計画（最適整備構想）を策定 ○計画策定地区 11地区（継続4、新規7） <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 本巢市、揖斐川町、関市、郡上市 ・新規地区名 	総合整備 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
							山口市、垂井町、養老町、美濃加茂市、七宗町、坂祝町、高山市	
中山間地域農業生産基盤整備促進事業		45,100	県	R2	県単	10/10	中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額（事業費の3.5～5%）を事業実施年度又は後年度に集積率に応じて交付	総合整備係
生態系保全施設整備推進事業費		18,700	県 市町村 等	R2	県単	別表	<p>生態系に配慮した農業農村整備を推進するため、県営事業で整備した生態系配慮施設の効果検証を実施し、保全整備手法を今後の施設整備にフィードバックする。また検証に基づく整備手法の確立とあわせて、生態系保全施設整備を推進し、自然と共生する農村づくりを推進</p> <p>○保全検証事業 生態系保全施設の整備手法の効果を点検・評価するため、地域として守るべき生態系のモニタリング調査を、事業実施中、事業実施後等必要な時期に実施</p> <p>○保全整備事業 (1) 生態系配慮整備事業 モニタリング調査の結果、生態系保全施設の設置効果を確保するために必要となる簡易な整備及び機能修繕等の補完的工事や、生態系保全に係る工事に必要な範囲の用地買収・補償を実施 (2) ビオトープ等整備事業 ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近な生活空間における動植物の生態系保全を住民協働により整備を実施</p> <p>○保全推進事業 農業農村整備事業を実施するにあたり、地域として保全が必要とされる生態系に配慮した工法を採用する場合、従来工法との差額にかかる工事費の地元負担分（市町村負担分を除く）について県が負担</p> <p>○負担区分等（別表）</p>	総合整備係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要				係名
							区分	事業主体	補助率(県)	補助率(地元)	
							保全検証事業	県	100%	—	
							保全整備事業				
							生態系配慮整備事業	県	100%	—	
							ビオトープ等整備事業	市町村等	50%	50%	
							○施行地区 2地区(継続1、新規1) ・継続地区名 広見(関市) ・新規地区名 可児(可児市)				
用排水路・河川落差解消支援事業費		10,000	市町村等	R2	森林環境基金	10/10	河川と水田をつなぐ農業用排水路の多くは、多様な生物が生息し、自然豊かな環境となっているが、水路等に生じている落差により、魚類等の面的生息環境を分断している箇所もある。水路等に生じている落差を解消することは、魚類の絶滅リスクの軽減や生息個体数の増加といった効果が期待できることから、清流を支える森・川・海のつながりを保全し、生物の多様性を守るため、河川と水田等を往来する魚類等の生息環境を改善する取り組みについて支援を実施 ○基準 ・整備する施設を含む路線全体の全面改修でないこと ・事前に実施する魚類生息調査等により、周辺に魚類等の生息が確認でき、事業を実施することで生息域の拡大が期待できる路線であること ・事業の実施にあたり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること ・事業完了後の施設の維持管理の継続が確実に実施されること ・1施設当たり5,000千円を上限とする ○施行地区 2地区(新規2)				総合整備係

<農地防災対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																						
県営水質保全対策事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (8) 水質保全対策事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村基盤整備事業 (ウ) 農地防災 2. 水質保全対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 ク 水質保全対策 3 機能発揮対策 (1) 調査計画等		5,000	県	H24 ～R2	国補	別表	市街地の進展等に起因する、農業用排水路の水質悪化により、農作物の生育不良等の被害が発生している地域において、その機能を回復するために農業用排水施設の新設又は改修などを実施 ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※調査計画事業は農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し定額 ○基準 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素（DO）等の水質基準を満たさない地域で行う農業用排水施設整備等の事業であって、受益面積がおおむね10ha以上のもの (参考) 羽島地区については、H12年度に国営附帯農地防災事業として採択されているため、採択当時の要件を下記に示す ・水質基準 下記5項目のうち2項目以上が基準を超えていて、かつ汚濁原因者が特定できず補償が不可能な場合 (農業用水水質基準) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度（PH）</td> <td>6.0～7.5</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量（COD）</td> <td>6mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>無機浮遊物質（SS）</td> <td>100mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素（DO）</td> <td>5mg/l以上</td> </tr> <tr> <td>全窒素濃度（T-N）</td> <td>1mg/l以下</td> </tr> </tbody> </table> ・受益面積が20ha以上のもの		国	県	地元	小規模	50%	35%	15%	調査計画事業	100%	—	—	水素イオン濃度（PH）	6.0～7.5	化学的酸素要求量（COD）	6mg/l以下	無機浮遊物質（SS）	100mg/l以下	溶存酸素（DO）	5mg/l以上	全窒素濃度（T-N）	1mg/l以下	農地防災係
	国	県	地元																											
小規模	50%	35%	15%																											
調査計画事業	100%	—	—																											
水素イオン濃度（PH）	6.0～7.5																													
化学的酸素要求量（COD）	6mg/l以下																													
無機浮遊物質（SS）	100mg/l以下																													
溶存酸素（DO）	5mg/l以上																													
全窒素濃度（T-N）	1mg/l以下																													

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																				
							○施行地区 ・継続地区名 羽島6期(羽島市他4市町)																					
県営湛水防除事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (3) 用排水施設等整備事業 1) 湛水防除事業 3) 用排水施設整備事業 (5) 地域防災機能増進事業 1) 土地改良施設豪雨対策事業 2) 土地改良施設耐震対策事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村基盤整備事業 (7) 農地防災 1. 農地防災事業 III. 湛水防除事業 IX. 土地改良施設耐震対策事業 XII. 土地改良施設豪雨対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 イ 湛水防除		564,500	県	H22 ～ R13	国補	別表	低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国庫補助</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 規 模 (特大規模)</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>小 規 模</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中 山 間 地 域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>調 査 計 画 事 業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村 ※調査計画事業は農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し定額 ○基準(農業用排水機改修) (農村地域防災減災事業の場合) ・受益面積が、おおむね大規模400ha、小規模30ha以上であること ・事業費が 大規模500,000千円、小規模50,000千円以上であること ・農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50パーセント未満のこと ・受益面積の50パーセント以上が農用地であること 等 (農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合) ・長寿命化・防災減災計画を策定していること ・地区当たりの事業費が2,000千円以上であること ・地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること ・地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること ○施行地区 ・継続地区名	区 分	国庫補助	県	地元	大 規 模 (特大規模)	55%	35%	10%	小 規 模	50%	35%	15%	中 山 間 地 域	55%	35%	10%	調 査 計 画 事 業	100%	—	—	農地防災係
区 分	国庫補助	県	地元																									
大 規 模 (特大規模)	55%	35%	10%																									
小 規 模	50%	35%	15%																									
中 山 間 地 域	55%	35%	10%																									
調 査 計 画 事 業	100%	—	—																									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																																																								
エ農業用排水施設整備 3機能発揮対策 (1)調査計画等							逆川2期(羽島市、笠松町、岐阜市)、逆川3期(羽島市、笠松町、岐阜市)、鶯森三郷(大垣市)、鶯森(大垣市) ・新規地区名 古宮(大垣市) ・新規地区名(調査計画事業) 桑原輪中(羽島市)																																																									
県営ため池等整備事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 Ⅰ調査計画事業 Ⅱ整備事業 1用排水施設等整備 (2)ため池整備事業 (3)用排水施設等整備事業 3)用排水施設整備事業 (5)地域防災機能増進事業 2)土地改良施設耐震対策 事業 (6)農業用河川工作物等応急 対策事業 1)農業用河川工作物応急対 策事業 2災害管理施設等 (1)農業用施設等災害管理対 策事業 Ⅲ体制整備事業 1ため池緊急防災体制整備促 進事業 農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村基盤整備事業 (ウ)農地防災 1.農地防災事業		1,160,000	県	H24 ~R6	国補	別表	農業用ため池で、老朽化を要因として漏水が見受けられたり、取水・余水吐機能に支障が起きているものや、耐震・豪雨対策を必要としているものについて改修などを実施 また、利用されていないため池で施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与える恐れがあるもの(H30までに選定された防災重点ため池)について廃止工事を実施 ○負担区分(別表)	ため池防 災係																																																								
							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>国庫補助</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大規模</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小規模</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中山間地域</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">耐震・豪雨対策</td> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">〃(堤高15m以上)</td> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>40%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>40%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">廃止事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調査計画事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		国庫補助	県	地元	大規模		55%	25%	20%	小規模		50%	25%	25%	中山間地域		55%	30%	15%	耐震・豪雨対策	大規模	55%	35%	10%	小規模	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	〃(堤高15m以上)	大規模	55%	40%	5%	小規模	50%	40%	10%	中山間地域	55%	40%	5%	廃止事業		100%	—	—	調査計画事業		100%	—	—	
区 分		国庫補助	県	地元																																																												
大規模		55%	25%	20%																																																												
小規模		50%	25%	25%																																																												
中山間地域		55%	30%	15%																																																												
耐震・豪雨対策	大規模	55%	35%	10%																																																												
	小規模	50%	35%	15%																																																												
	中山間地域	55%	35%	10%																																																												
〃(堤高15m以上)	大規模	55%	40%	5%																																																												
	小規模	50%	40%	10%																																																												
	中山間地域	55%	40%	5%																																																												
廃止事業		100%	—	—																																																												
調査計画事業		100%	—	—																																																												
							※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村																																																									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
II. ため池等整備事業 VII. 地域ため池総合整備 事業 VIII. 農業用河川工作物応急 対策等事業 IX. 土地改良施設耐震対策 事業 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 ア ため池整備 オ 土砂崩壊防止 キ 農業用河川工作物応急 対策 3 機能発揮対策 (1) 調査計画等							※廃止事業及び調査計画事業は令和2年度まで定額、以降は国50%、県50% ○基準（通常のため池改修） ・受益面積が、概ね大規模100ha（堤高10m又は貯水量10万m ³ ）、小規模10ha（高度な技術を要する場合にあっては2ha）以上であること ・事業費が 大規模80,000千円、小規模8,000千円以上であること ・貯水量がおおむね1千m ³ 以上であること ・ため池に関係する農家が2戸以上あること 等 ○特別耐震対策 特別耐震対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用 1) 貯水量が10万m ³ 以上であること 2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域もしくは南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に該当する地域であること 3) 次のアとイの条件を、両方満たすこと ア 人家概ね5戸（公共的建物を含む）以上に著しい被害を及ぼす恐れのあるもの イ 被害を受けるおそれのある区域内に次の施設があるもの (1) 市町村の地域防災計画に位置づけられた避難場所又は避難路 (2) 災害弱者関連施設 (3) 道路法に基づく高速自動車国道、一般国道、都道府県道並びに市町村道のうち幹線市町村道および迂回路のない市町村道 (4) JR線および私鉄 (5) 水道施設（配水管を除く） 4) 平成25年度から平成32年度に着手する事業（かつ当該事業の実施期間に同一市町村において他のため池整備工事を実施するもの） 5) 事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること。 6) 特別耐震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足していることが明らかなため池において、危機管理施設及び付帯施設の改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする ※平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名
							<p>○耐震対策 耐震対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用 1) 下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池 2) 事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること。 3) 耐震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足していることが明らかなため池において、危機管理施設及び付帯施設の改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする ※平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による</p> <p>○豪雨対策 豪雨対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用 1) 下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池 2) 事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること 3) 豪雨対策は、豪雨調査等の結果により堤体の余裕高不足や洪水吐の断面不足等が明らかなため池において、危機管理施設及び浚渫、廃止を除く改修を行う地区とする ※平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による</p> <p>○施行地区 ・継続地区名 【整備、廃止事業】 岐阜圏域：松尾、山口 西濃圏域：鴻之巣、岩手、須郷池 中濃圏域：那留、可茂南部3期、上池、滝ヶ洞、鐘付第2、碓(はざま)、真名田 東濃圏域：深山新池、、瑞浪3期、土岐、中津川1期、打杭 飛騨圏域：久々野 【調査事業】</p>	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																
							岐阜圏域：苧ヶ瀬池、大安寺新池 西濃圏域：東蛇池、北整理 県下一円：岐阜た11期 ・新規地区 【整備、廃止事業】 西濃圏域：垂井第2、関ヶ原第1 中濃圏域：山本南、枋洞、可児川 東濃圏域：峠の池、桜堂、多治見、瑞浪4期、浮沼、中津川第1 【調査事業】 東濃圏域：加子母防災																	
県営特定農業用管水路等特別対策事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (7) 特定農業用管水路等特別対策事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村基盤整備事業 (ウ) 農地防災 1. 農地防災事業 V. 農村地域環境保全整備事業 (2) 特定農業用管水路等特別対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策		224,500	県	H27 ～ R6	国補	別表	農業者や周辺住民に対する石綿障害予防のため、石綿吹付けされた農業用排水機場建屋や、石綿製の農業用管水路について、緊急的に改修 ○負担区分（別表）調査事業を除く <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村 ※調査計画事業は平成30年度まで定額、以降は国50%、県50% ○基準 ・石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難、又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 ・上記水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ・石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 ※ 農業用排水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの ・受益面積20ha以上	区分	国	県	地元	一般地域	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	調査計画事業	100%	—	—	農地防災係
区分	国	県	地元																					
一般地域	50%	35%	15%																					
中山間地域	55%	35%	10%																					
調査計画事業	100%	—	—																					

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名				
カ特定農業用管水路等 特別対策 3機能発揮対策 (1)調査計画等							○施行地区 ・継続地区名 時南部（大垣市）、土倉（海津市）、福江（海津市）、木曾川右岸美濃 加茂（美濃加茂市） ・新規地区名 坂祝東部（坂祝町）					
県営地すべり対策事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 Ⅰ調査計画事業 Ⅱ整備事業 1用排水施設等整備 (10)地すべり対策事業		60,000	県	H31 ～R5	国補	別表	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等を行う。 ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> ○施行地区 ・新規地区 御坊主・干田野（郡上市）	国	県	50%	50%	農地防災 係
国	県											
50%	50%											
団体営ため池機能廃止等事業費 補助金 [国事業名] 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2防災減災対策 (1)自然災害等対策 アため池整備		350,000	市町村	R1 ～R3	国補	別表	岐阜県農業用ため池台帳に記載があり、利用されていないため池で施設が決 壊した場合、下流の家屋等に影響を与える恐れがあるもの（H30までに選定さ れた防災重点ため池以外のため池）について、貯留機能をなくすために堤の撤 去や埋立、ハザードマップ作成などの高度な技術を要しないものについて、そ の経費の一部のうち、国庫補助相当分について補助する。 ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>国</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> ※定額は令和2年度まで、以降は国50%、市町村50% ○施行地区 ・継続地区名 中濃圏域：御嵩第1、御嵩第2、御嵩第3 ・新規地区名 西濃圏域：垂井第1、関ヶ原第2 東濃圏域：中津川第2、恵那第1 県下一円：岐阜た10期	国	市町村	定額	—	ため池防 災係
国	市町村											
定額	—											

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																															
県営ため池防災対策事業費		466,171	県	H26 ～R2	県単	別表	<p>本事業においては、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調査事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">整備事業</td> <td>一般地域</td> <td>75%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>85%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">うち耐震対策</td> <td>防災ダム</td> <td>95%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>堤高15m以上</td> <td>90%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>85%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>促進事業</td> <td colspan="2">採択済のため池等整備事業と同率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※耐震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による</p> <p>※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村</p> <p>○基準</p> <p>調査事業： ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定、検証等</p> <p>整備事業： ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） 農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型） ため池下流水路の改良（合併型）</p> <p>促進事業： 実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）</p> <p>※促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする</p> <p>○施行地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査事業 用地等調査、耐震・豪雨対策調査 等 整備事業 鴻之巣沖排水路、奥田用水路、広恵寺下流水路 等 	区分		県	地元	1	調査事業	100%	—	2	整備事業	一般地域	75%	25%	中山間地域	85%	15%		うち耐震対策	防災ダム	95%	5%	堤高15m以上	90%	10%	その他	85%	15%	3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率		ため池防 災係
区分		県	地元																																				
1	調査事業	100%	—																																				
2	整備事業	一般地域	75%	25%																																			
		中山間地域	85%	15%																																			
	うち耐震対策	防災ダム	95%	5%																																			
		堤高15m以上	90%	10%																																			
		その他	85%	15%																																			
3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率																																					

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名				
ため池防災支援事業費		20,000	市町村	R2	県単	別表	<p>地域防災体制の強化を図るため、東海地震・東南海地震等によりため池施設に被害が発生した場合に、下流住民の生命、財産に大きな被害が及ぶことが懸念される老朽ため池について下流の地形を把握するとともに、万一決壊した場合の被害想定地域、避難経路等を調査し、ため池防災マップを作成</p> <p>また、現況施設の点検調査を支援し基礎資料として活用を図ることで、市町村が行う防災対策を促進</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池防災マップ：作成にあつては次に掲げる要件のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ① 岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること ② ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 ③ 地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池 ④ 農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 なお、総事業費が20万円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合にあつては、1地区当りの事業費が10万円以上であること ・ため池の耐震診断：調査にあつては、ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命、財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m³以上あること ・ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進：岐阜県ため池台帳に記載のため池を対象とする <p>○施行地区 3地区</p>	県	地元	50%	50%	ため池防 災係
県	地元											
50%	50%											

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名						
地すべり防止施設管理事業		3,500	県	R2	県単	県 10/10	農政部が所管する3箇所の地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を実施 ○施行地区 千田野（郡上市）、御坊主（郡上市）、阿木（中津川市）	農地防災 係						
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金		111,000	市町村 土地改良区等	R2	県単	別表	土地改良区等が管理する土地改良施設の機能低下防止、機能回復等のため、国と県及び土地改良区等が拠出した資金により、定期的に行う必要があるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修の拡充強化を実施 ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>土地改良区等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>30% (+10%)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・資金造成額は事業費の90%とし、残り10%は事業実施時に地元（土地改良区等）負担する ・適正化事業に加入し、整備補修を行うために必要な経費を5年間均等に拠出し、拠出期間5年間の定められた年度に事業実施する ○基準 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の整備補修であって、土地改良区等拠出金の対象となっているもの ・整備補修の対象とする施設は、団体営規模以上の事業により造成されたものであること ・1地区当たりの事業費が2,000千円以上であること ・整備補修はおおむね5年単位で行われるものとし、毎年経常的に行うものは除く ○施行地区 42地区	国	県	土地改良区等	30%	30%	30% (+10%)	農地防災 係
国	県	土地改良区等												
30%	30%	30% (+10%)												
団体営農地災害復旧費 (事務費を除く)		252,891	市町村	R2	国補	別表	被災した農地、農業用施設の復旧事業を実施 ○基本補助率（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	国			農地防災 係		
区分	国													

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要		係名				
							農地	50%					
							<table border="1"> <tr> <td>農地</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>65%</td> </tr> </table> <p>○基準 ・農地、農業用施設で暴風、洪水、大雨（最大24時間雨量80mm以上）地震その他異常な天然現象により生じた災害の復旧工事費が1ヶ所40万円以上の地区</p>	農地	50%	農業用施設	65%		
農地	50%												
農業用施設	65%												
団体営ため池サポートセンター事業補助金	新	10,000	土連	R2	国補	別表	<p>特定農業用ため池（特定農業用ため池に指定する予定のため池を含む）において実施する、保管理状況の把握やため池の保管理体制の強化を推進するための活動を支援</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※定額は令和2年度まで、以降は国50%、県50%</p>	国	県	定額	—	ため池防 災係	
国	県												
定額	—												
農業農村整備事業費補助金		570,000	市町村 等	R2	県単	別表	<p>農業用施設等において、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、快適なふるさとづくり事業、農地防災対策事業の5項目を対象に実施。また、本事業、又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象として、突発的に発生した施設破損等に対する緊急補修、及びこれに関連する予防保全対策も実施。</p> <p>1 地区の事業費は、100万円（設計事業費）以上とする。ただし、かんがい排水事業の干魃（ばつ）応急対策のうち機械購入費及び圃場整備事業の水田法面管理支援、農地防災対策事業の機材等の購入や設置等にあつては、50万円以上、機械購入費を除く干魃応急対策にあつては、1事業地区当たりの事業費が10万円以上を越え、かつ、1市町村当たりの負担金額（市町村が事業実施主体へ補助する場合は、補助金額）が10万円以上とする</p> <p>1 かんがい排水事業 農業経営基盤の確立と合理化を図るため、国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の受益地を対象として、土地改良事業を推進。また、異常気象による農作物の被害を防止し、農業用水の確保を図るため、干ばつ応急対策</p>	農地防災 係					

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																																										
							<p>を実施</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 352 1977 855"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種</th> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">機械揚水（干ばつ応急対策を除く）</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">かんがい排水</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ため池</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">暗渠排水</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">客土</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全施設</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農地保全対策</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">干ばつ応急対策</td> <td>機械揚水</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>機械器具</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興農山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則。（土壌流亡対策、干ばつ応急対策は1ha以上とする）又は基幹水利施設ストックマネジメント事業の機能診断を受けた基幹水利施設で、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した、軽微な緊急補修工事等であり、かつ、農林事務所長が必要と認める地区及び内容とする ・農地保全対策は、農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、廃止を対象とする ・干ばつ応急対策は、連続干天地域または用水源の流域が連続干天地域のいずれかに該当する場合 ・干ばつ応急対策のうち機械器具賃借及び仮設工事については、土地改良区、土地改良組合、水利組合、土地改良区連合が行う事業について、市町村が事業費の一部を補助する場合に限る 	工種		県費	市町村等	機械揚水（干ばつ応急対策を除く）		50%	50%	かんがい排水		40%	60%	ため池		40%	60%	暗渠排水		30%	70%	客土		30%	70%	安全施設		30%	70%	農地保全対策		50%	50%	干ばつ応急対策	機械揚水	50%	50%	機械器具	50%	50%	仮設工事	40%	60%	
工種		県費	市町村等																																															
機械揚水（干ばつ応急対策を除く）		50%	50%																																															
かんがい排水		40%	60%																																															
ため池		40%	60%																																															
暗渠排水		30%	70%																																															
客土		30%	70%																																															
安全施設		30%	70%																																															
農地保全対策		50%	50%																																															
干ばつ応急対策	機械揚水	50%	50%																																															
	機械器具	50%	50%																																															
	仮設工事	40%	60%																																															

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名															
							<p>2 ほ場整備事業 中山間地を中心として、国庫補助事業の採択基準に該当しない小団地の圃場整備を実施し、農作業の機械化等により経営の合理化を図る また、中山間地域の担い手育成支援として水田法面管理作業の軽減を支援する</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 472 1975 657"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>県 費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>(35) 30%</td> <td>(65) 70%</td> </tr> <tr> <td>水田法面管理支援</td> <td colspan="2">定額(215円/m²)以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯で行うもの</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則 ・水田法面管理支援は、水田法面管理作業を軽減するために、カバープランツ導入に要する経費を助成し、事業費は50万円以上/事業主体とする。対象地域は、特殊地域内又は農林統計上の中間地域内（農林統計に用いる農業地域類型区分のうち、中間農業地域又は山間農業地域をいう）のいずれかの農地とする <p>3 農道整備事業 農作業用機械の運行と農産物の荷傷み防止並びに維持管理費の軽減により農業経営の改善と合理化を図るため、国庫補助事業に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を実施</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1158 1975 1259"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>県 費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道整備</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則。なお、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯においては 	工 種	県 費	市町村等	ほ場整備	(35) 30%	(65) 70%	水田法面管理支援	定額(215円/m ²)以内		工 種	県 費	市町村等	農道整備	40%	60%	
工 種	県 費	市町村等																					
ほ場整備	(35) 30%	(65) 70%																					
水田法面管理支援	定額(215円/m ²)以内																						
工 種	県 費	市町村等																					
農道整備	40%	60%																					

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名													
							<p>受益戸数2戸以上、受益面積10ha未満を原則とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路は全幅員2.0m以上、延長200m以上を原則。ただし、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯においては、全幅員2.0m以上、延長100m以上を原則とする。農道橋は永久構造で有効幅員2.0m以上。また、農道舗装は既存の舗装道路に接続していること <p>4 快適なふるさとづくり事業 農村の健全な発展を図るため、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備された土地改良施設について、景観・親水・地域的利用等に配慮した整備を行い、美しい県土づくりに寄与するとともに、集落内の用排水路の整備を行って、快適でうるおいのある農村環境の創造を促進</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 722 1975 871"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修景施設等整備</td> <td rowspan="2">1 / 3</td> <td rowspan="2">2 / 3</td> </tr> <tr> <td>集落用排水路整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として農業振興地域内 修景施設等整備は、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備される土地改良施設に附帯するものであること 集落用排水路は、集落内の生活用水路及び雨水・生活雑排水の排水路、並びにこれと関連する附帯施設の整備 <p>5 農地防災対策事業 県土の強靱化を図るためには、土地改良施設を善良な管理者の注意をもって適正な管理を行っていく必要がある。本事業では適切な危機管理を行うために必要な機材等の購入や設置。小規模なため池の貯水機能を無くすための埋立等を行い、関連施設の保全や地域の減災を図る</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1281 2002 1388"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水機、ため池、農村生活環境施設</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	工種	県費	市町村等	修景施設等整備	1 / 3	2 / 3	集落用排水路整備	工種	県費	市町村等	農業用排水機、ため池、農村生活環境施設	50%	50%	
工種	県費	市町村等																			
修景施設等整備	1 / 3	2 / 3																			
集落用排水路整備																					
工種	県費	市町村等																			
農業用排水機、ため池、農村生活環境施設	50%	50%																			

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要			係名				
							、頭首工							
							応急工事	定率						
							<p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機材等の設置等は、農業用排水機は県内の73建屋、農村生活環境施設は農林水産省又は県の補助事業により整備され、現在、避難所として指定がされている施設を対象とする ・機材等の設置等は、安全を確保するために必要なもののみを対象とし、事業費は50万円以上とする ・埋戻し等を行うため池は、農業用ため池台帳に記載がない官有地内にある農業に利用されていたため池（かつて受益戸数2以上）において、豪雨等により決壊した場合に、下流の公共施設や民家、事業所に影響がある池を対象とし、頭首工は廃止する場合のみを対象とし、応急工事は災害査定において欠格となった一定のものを対象とし、事業費はおおむね100万円以上とする。 ・事業費は800万円未満とする 							
生きものにぎわうため池再生事業		2,500	県	R2	森林 環境 基金	別表	<p>農業用ため池は、農業用の水を貯めておく役割だけではなく、魚や貝、昆虫等の多くの生きものが生息する里地を形成している。しかし、近年は、耕作放棄地の増大によるため池の管理不足、外来種の侵入など様々な要因により農業用ため池の環境は崩れつつある。このため、里地の生態系の保全を図るモデル的な取組み等を実施</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象は、農業用ため池台帳に記載されているものを対象とし、かつ日常管理が良好なもの ・実施に際し、ため池管理者、地域住民等と協力し行われること ・実施にあたっては、その近隣にある他のため池のモデル的な事業となりうるもの <p>○施行地区 3地区</p>			県費	市町村等	100%	—	ため池防 災係
県費	市町村等													
100%	—													

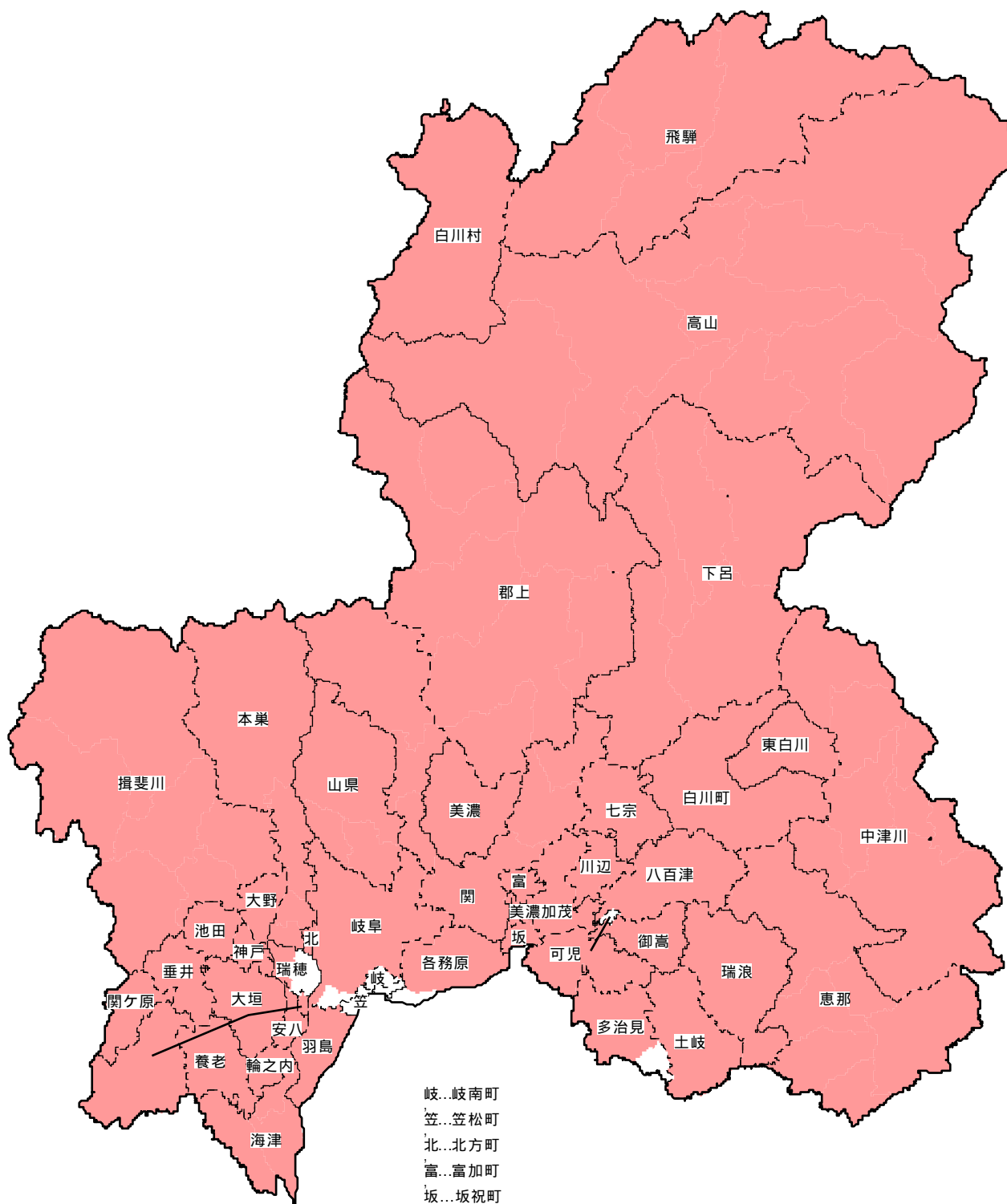
事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名				
土地改良施設PCB廃棄物処理 促進対策事業 [国事業名] 土地改良施設PCB廃棄物処理 促進事業		1,450	市町村 土地改 良区他	R2	国補	別表	<p>土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により、電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止</p> <p>PCB廃棄物は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、平成39年3月までの処理が義務付け（H24.12.12付けで従前のH28.7から期間が延長された）られているが、排水機場等の土地改良施設にもPCBを含む高圧トランスやコンデンサ等が保管されているため、本事業を活用し処理施設への運搬及びPCB含有塗膜調査を支援</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○実施団体 4団体</p>	国費	市町村等	50%	50%	農地防災 係
国費	市町村等											
50%	50%											
農業水利施設管理強化事業費補 助金		12,500	県土連	R2	県単	別表	<p><管理保全型> 土地改良区等が管理する農業用排水機場・頭首工の予防保全のための定期的な点検管理、施設の操作、また、管理保全点検にあたっての専門的指導に係る経費の一部を補助</p> <p><予防保全型> 機能保全計画を既に策定済みの施設について、日常点検データの蓄積や経年劣化の程度判定による保全計画の時点修正・見直しを行うための経費の一部を補助</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	県費	市町村等	50%	50%	農地防災 係
県費	市町村等											
50%	50%											
農業用排水機維持管理費補助金		47,000	市町村 土地改 良区他	R2	県単	県 定額	<p>農業用排水機は一般公共的性格が大きくなり、その重要性も増大しつつある。この管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で経費（電気料金、燃料費等）の一部を補助</p> <p>○負担区分</p>	農地防災 係				

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要		係名			
							県費	市町村等				
							<table border="1"> <tr> <td>県費</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>○基準 農業用排水機（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限り）で口径200mm以上、原動機10馬力以上</p>	県費	市町村等	定額	—	
県費	市町村等											
定額	—											
農業用施設緊急改修事業		44,000	県	R2	県単	別表	<p>土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、被災した施設の緊急的な整備、被災の恐れがある地域等の調査を実施</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>県費</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table>	県費	市町村等	100%	—	農地防災係
県費	市町村等											
100%	—											
農業農村整備調査事業		30,000	県	R2	県単	別表	<p>県が施行、又は造成した農業用施設の改修等の事業完了後、効果発現状況について調査を行い、成果をとりまとめるものとする。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>県費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> </tr> </table>	県費		100%		農地防災係
県費												
100%												
農地防災ダム点検管理強化事業費補助金		8,470	市町村等	R2	県単	別表	<p>農地防災ダムの日常的又は定期的な点検、策定済の機能保全計画の更新又は見直しに係る経費の一部を補助</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>県費</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	県費	市町村等	50%	50%	ため池防災係
県費	市町村等											
50%	50%											

3 各種計画・地域指定等

(1) 農業振興地域

凡例	
農業振興地域	
指定地域	
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

法律名	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）							
計画名	農業振興地域整備計画							
	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)
指定地域	岐阜	岐阜市	岐阜	一部	S49. 2. 9	S49. 7. 29	3,603	1,667
		羽島市	羽島	〃	S46. 8. 11	S49. 3. 20	3,660	1,055
		各務原市	各務原	〃	S48. 3. 31	S49. 3. 30	2,973	803
		山県市	山県	〃	H17. 7. 12	H28. 6. 16	3,358	758
		瑞穂市	瑞穂	〃	H17. 7. 12	H17. 10. 12	1,014	417
		本巣市	本巣（旧本巣）	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,058	352
			本巣（旧真正）	〃		S49. 3. 31	1,104	481
			本巣（旧糸貫）	〃		S45. 10. 12	1,409	760
			本巣（旧根尾）	〃		S48. 12. 17	2,137	67
	北方町	北方	〃	S56. 4. 10	S56. 10. 7	48	48	
	西濃	大垣市	大垣	〃	H18. 5. 2	H18. 12. 22	6,153	2,214
		海津市	海津（旧海津）	全部	H17. 7. 12	H18. 1. 18	4,381	1,958
			海津（旧平田）	〃		H17. 12. 7	1,630	849
			海津（旧南濃）	一部		H17. 12. 7	2,107	658
		養老町	養老	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	5,165	2,274
		垂井町	垂井	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,507	856
		関ヶ原町	関ヶ原	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	773	181
		神戸町	神戸	〃	S49. 2. 9	S49. 9. 30	1,519	673
		輪之内町	輪之内	全部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,236	994
		安八町	安八	一部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,542	730
揖斐川町		揖斐川	〃	H17. 7. 12	H19. 3. 23	5,525	1,539	
大野町	大野	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	2,815	1,089		
池田町	池田	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	2,263	824		

	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)
指定地域	中濃	関市	関	一部	H17. 7. 12	H19. 7. 3	7,819	2,000
		美濃市	美濃	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	1,419	307
		郡上市	郡上 (旧八幡)	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,694	475
			郡上 (旧大和)	〃	S46. 3. 31	2,184	791	
			郡上 (旧白鳥)	〃	S47. 3. 31	3,354	829	
			郡上 (旧高鷲)	〃	S47. 3. 31	2,818	766	
			郡上 (旧美並)	〃	S49. 3. 30	862	223	
			郡上 (旧明宝)	〃	S48. 3. 31	1,663	330	
			郡上 (旧和良)	〃	S48. 3. 31	475	233	
		美濃加茂市	美濃加茂	〃	S45. 10. 13	S49. 3. 30	3,494	1,481
		可児市	可児	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,386	612
		坂祝町	坂祝	〃	S46. 8. 11	S47. 6. 8	545	237
		富加町	富加	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	796	329
		川辺町	川辺	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	1,052	239
	七宗町	七宗	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	202	141	
	八百津町	八百津	〃	S46. 8. 11	S47. 5. 9	2,591	452	
	白川町	白川	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	2,908	790	
	東白川村	東白川	〃	S47. 11. 20	S48. 7. 2	1,317	332	
	御嵩町	御嵩	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,282	283	
	東濃	多治見市	多治見	〃	S48. 12. 14	S49. 7. 19	310	127
		瑞浪市	瑞浪	〃	S46. 8. 11	S48. 9. 27	3,162	766
		土岐市	土岐	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	506	219
		中津川市	中津川	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	14,879	3,884
		恵那市	恵那	〃	H17. 7. 12	H19. 9. 28	10,481	3,166
	飛騨	下呂市	下呂	一部	H17. 7. 12	H18. 10. 5	5,876	1,377
		高山市	高山	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	19,548	8,501
飛騨市		飛騨	〃	H17. 7. 12	H18. 3. 24	6,107	1,525	
白川村		白川	〃	S47. 11. 20	S48. 3. 31	952	178	
計	—	—	—	—	—	158,663	51,840	

(平成30年12月31日現在)

- 指定地域数 40地域 (40市町村)
- 未指定市町村 笠松町、岐南町

(2) 特定農山村地域



法律名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）			
計画名	農林業等活性化基盤整備計画			
指定区域	農林事務所名	市町村全域が特定農山村地域	旧町村の区域が特定農山村地域 市町村 旧町村名	
	岐阜地域		瑞穂市 本巣市 山県市	穂積町（鷺田村3-2） 本巣町、根尾村 伊自良村（上伊自良村）、美山町
	西濃地域	関ヶ原町	大垣市 海津市 垂井町 揖斐川町	上石津町 南濃町（石津村） 垂井町（岩手村2-1） 揖斐川町（春日村2-2） 谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村
	中濃地域	七宗町、八百津町、白川町、東白川村、美濃市、郡上市	美濃加茂市 川辺町 関市	美濃加茂市（三和村2-1） 川辺町（上米田村、下麻生町2-1、三和村2-2） 洞戸村、板取村、武芸川町（東武芸村）、武儀町、上之保村
	東濃地域	瑞浪市	中津川市 恵那市	中津川市（中津町、阿木村、神坂村2-1）、 川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、山口村 恵那市、岩村町、山岡町（鶴岡村）、明智町、串原村、上矢作町
	飛騨地域	飛騨市、白川村、下呂市	高山市	高山市（大八賀村）、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村
計	24市町村（うち11市町村は市町村全域指定）			
要件	①勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、但し全田面積が全耕地面積の33%以上 ②勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、但し全畑面積が全畑面積の33%以上 ③林野率75%以上 ④15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上、又は総土地面積に対する農林地割合81%以上 ⑤中部圏開発整備法に指定する都市整備区域でないこと（平成5年9月1日現在） ⑥人口10万人未満（平成5年9月1日現在） ①～③のいずれかに該当し、④、⑤、⑥に該当すること			
所管	国	国土交通省、農林水産省、経済産業省、総務省	県	農村振興課

法律名	農村地域への産業の導入の促進に関する法律（昭和46年法律第112号）					
計画名	法第4条に基づく県基本計画 法第5条に基づく市町村実施計画					
指定地域	法第2条に規定されている「農村地域」で計画が可能である。 「農村地域」以外の市町村 ・岐阜市（旧岐阜市の区域） ・各務原市（旧川島町の区域） ・可児市 ・岐南町・笠松町 計5市町					
	年度	市町村等名	計画策定 年月日	変更告示 年月日(最終)	工業導入 地区面積(m ²)	団地数
	S46	瑞穂市(旧巢南町)	S47.03.03	H17.11.22	86,535	3
		高山市(旧国府町)	S47.02.29	H16.11.26	34,678	3
		下呂市(旧萩原町)	S47.03.03	—	53,605	2
	S47	大垣市(旧上石津町)	S47.12.27	H9.06.12	278,835	5
		郡上市(旧白鳥町) (*1)	S48.02.28	H29.12.04	190,524	1
		郡上市(旧八幡町) (*1)	S48.03.07	H29.12.04	48,992	2
		飛驒市(旧古川町)	S48.02.19	H8.06.08	142,495	3
	S48	揖斐川町(旧揖斐川町)	S49.03.15	S60.01.27	187,682	2
		郡上市(旧大和町) (*1)	S49.02.12	H29.12.04	0	0
		養老町	S49.03.29	—	121,141	2
		飛驒市(旧神岡町)	S49.03.29	S60.02.06	129,296	3
	S49	高山市(旧上宝村)	S50.01.07	S55.01.11	9,165	1
		恵那市(旧明智町)	S50.03.29	S59.12.27	204,388	2
		海津市(旧平田町)	S50.03.29	H13.09.17	192,351	7
	S50	富加町	S51.10.16	—	88,575	1
	S51	輪之内町	S52.03.11	H19.12.27	116,582	3
	S56	美濃加茂市	S56.09.28	—	300,319	1
		瑞浪市	S57.02.15	S58.09.24	604,632	2
S58	八百津町	S58.10.31	H20.02.14	250,182	2	
	池田町	S59.01.04	H3.03.31	124,011	3	
	本巣市(旧真正町)	S59.03.31	H2.03.31	95,172	2	
S61	本巣市(旧糸貫町)	S62.01.20	H6.03.31	230,310	2	
S62	土岐市	S63.02.26	—	259,212	2	
S63	垂井町	S63.07.02	—	55,555	1	
	美濃市	S63.07.15	—	482,608	2	
	海津市(旧南濃町)	H元.03.31	H27.07.13	151,986	3	
H3	本巣市(旧本巣町)	H4.03.16	—	96,366	1	
H18	関ヶ原町	H18.07.31	—	13,586	1	
H19	神戸町	H19.10.29	—	78,440	1	
計				4,627,221	63	
所管国	農林水産省 経済産業省 厚生労働省			県	農村振興課 企業誘致課	

※ 農村地域工業等導入促進法に基づき県が作成した実施計画は、農村地域への産業の導入の促進に関する法律の施行に伴い廃止。

(*1) 平成29年12月の変更で3本の実施計画を1本に取りまとめ

法 律 名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)			
計 画 名	酪農及び肉用牛生産近代化計画			
樹立地域				
酪農及び肉用牛生産近代化計画	大垣市	羽島市	海津市	関市 郡上市
	瑞浪市	恵那市	中津川市	高山市 飛騨市
10市町				
酪農生産近代化計画				
	—			
肉用牛生産近代化計画	岐阜市	養老町	白川町	下呂市
	4市町			
計 14市町				
所 管	(国) 農林水産省	(県) 畜産振興課		

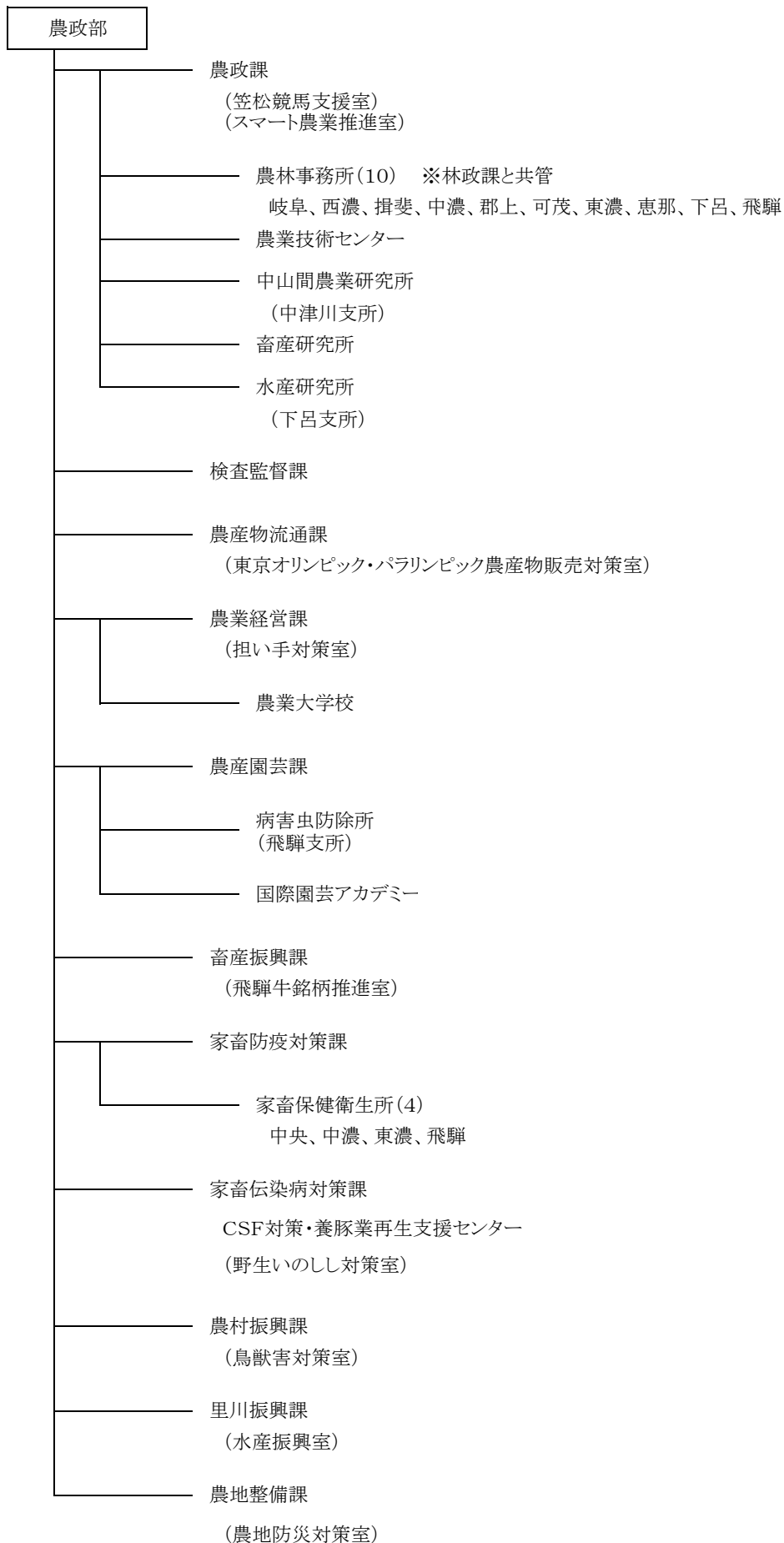
(5)野菜指定産地

令和2年4月1日現在

法律名	野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)				
計画名	野菜指定産地生産出荷近代化計画				
産地	指定野菜名	産地名	指定年月日	計画樹立年月日	指定産地の区域
	冬春トマト	南濃	S41. 8.18	S42. 2.13	海津市 養老町 輪之内町
	夏秋トマト	東濃	S41. 8.18	S42. 2.13	中津川市 恵那市
		飛騨	S48.12.20	S51. 1.29	高山市 飛騨市 下呂市
		郡上	S58. 1.26	S58. 8.26	郡上市
		可茂	H14. 3.22	H17. 8.15	七宗町 白川町 東白川村
	たまねぎ	西南濃	S41. 8.18	S43. 1.25	大垣市 海津市 養老町 揖斐川町 大野町 池田町
	夏だいこん	飛騨北濃	S42. 6.19	S44. 1.25	高山市 飛騨市 郡上市
	秋冬だいこん	岐阜	S42. 6.19	R2.1.31	岐阜市
	秋冬ねぎ	岐阜羽島	S42. 6.19	S44. 1.25	岐阜市 岐南町 笠松町
	冬にんじん	各務原	S42. 6.19	S45. 1.16	各務原市
	春夏にんじん	各務原	S45.12.22	S47. 1.31	各務原市
	秋冬さといも	各務原	S47. 6.28	S50. 1.31	各務原市
		中濃	S58. 1.26	S59. 1.30	関市 美濃市
	夏秋なす	恵那	S48. 3.20	S50. 1.31	中津川市 恵那市
		可茂	S52.12.15	S54. 1.30	美濃加茂市 可児市 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町
		中濃	S53. 6.26	S55. 2.15	関市 美濃市
	ほうれんそう	飛騨	S48. 6.21	S48. 7.30	高山市 飛騨市
おくみの		H 3. 8.26	H 4. 3.19	郡上市	
夏秋きゅうり	西南濃	S50. 6.19	S51. 8.31	海津市 養老町 輪之内町	
冬春きゅうり	西南濃	S59. 6.25	S62. 1.28	海津市	
計	9指定野菜13種別・20産地				
所管	(国) 農林水産省			(県) 農産園芸課	

4 行政組織等

(1) 農政部組織図



(2)各課事務分掌表

①農政課

現員 36人 (部長、次長 3 (事務 1・技術 2)、課長、管理調整監、技術総括監、農業研究企画監、笠松競馬支援室長、管理監、競馬監督監、スマート農業推進室長含む)

担当名	分掌事務	現員
政策企画係	部の予算・政策、農業・農村整備の基本方針、国提案・要望、ぎふ農業・農村基本計画、農政審議会、農政企画会議、地方創生、知事会議、各種統計 等	3
政策調整係	県議会、国との調整、要望処理、農業災害、公益法人指導、農業団体表彰、広報、貿易協定等の農業対策、農林系アカデミー・農業大学校運営会改革 等	3 1 兼務
管理調整係	部内事務の連絡調整(管理調整関連)、褒章、叙勲、農業表彰、部内の人事、給与、服務、福利厚生、部内事務の連絡調整(予算経理関連)、予算編成・決算 等	5
農業研究推進係	試験研究の設定・評価、知的財産(育成者権)の管理、研究交流・研究人材育成 等	5 }
(笠松競馬支援室) 支援係	笠松競馬の支援	1 兼務 2 派遣
(スマート農業推進室) スマート農業推進係	スマート農業推進計画、スマート農業推進拠点の整備、スマート農業技術の実証、スマート農業技術研修、スマート農業推進協議会 等	4

災害派遣 1 (福島県 1)

②検査監督課

現員11人（課長含む）

担当名	分掌事務	現員
監督係	農業協同組合及び農事組合法人の指導監督、水産業協同組合の指導監督・検査	5
検査係	農業協同組合の検査	5

※管理調整監、管理調整係は農政課と兼務

③農産物流通課

現員18人（課長、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策室長含む）

担当名	分掌事務	現員
流通企画係	中部圏・関西圏での販売促進、卸売市場の監督・指導、農産物の広域流通情報、大阪農産物情報センターの運営 等	3 〔大阪 駐在1〕
輸出戦略係	農産物の輸出促進 等	5
地産地消係	地産地消の推進、岐阜県農業フェスティバルの開催、6次産業化の推進、6次産業化支援体制の整備、アンテナショップの設置 等	4
（東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策室） 販売対策係	東京オリ・パラを契機とした首都圏での販路拡大GAPの推進 等	4 〔東京 駐在1〕

管理調整監、管理調整係は農産園芸課と兼務

④農業経営課

現員34人（課長、管理調整監、技術指導監、担い手対策室長含む）

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	予算、決算、監査、表彰、収入・支出、広報、財産管理、文書管理 その他庶務に関すること	2
普及企画係	協同農業普及事業の推進、普及関係事業の推進、新たなブランド創 出支援事業、認定農業者の育成、農業担い手リーダーや女性農業者 等の活動支援、農業大学の運営、農業教育機関との連携等	3
地域支援係 （農業革新支 援センター）	農業革新支援専門員としての普及技術指導（土地利用型作物、持続 可能な農業、GAP、スマート農業、畜産、鳥獣害、担い手育成、 農業経営）、畜産項目の広域普及指導、行政・試験研究等との連携 、普及指導員の資質向上、ぎふクリーン農業専門部会	5 〔岐阜駐在4〕 〔恵那駐在1〕
園芸技術支援 係 （農業革新支 援センター）	農業革新支援専門員としての普及技術指導（野菜、果樹、花き、6 次産業化）、行政・試験研究機関との連携、普及指導員の資質向上 、男女共同参画の推進、ぎふクリーン農業専門部会	5 〔岐阜駐在4〕 〔飛騨駐在1〕
農業共済・金融 係	農業保険事業、農業共済組合の指導・検査、農業制度資金（農業企 業化資金、新規経営体育成資金等）、農業信用基金協会	3
（担い手対策 室） 就農支援係	担い手育成プロジェクト2000の推進、就農意欲喚起対策、就農 相談・就農研修・営農定着対策、ぎふアグリチャレンジ支援センタ ーとの連携・調整、地域就農支援協議会・就農応援隊の活動支援、 就農者育成プランの認定、農業次世代人材投資資金・ぎふ農業経営 者育成発展事業の交付、認定新規就農者の育成、農福連携の推進	4
（担い手対策 室） 経営体強化育 成係	農地利用集積の推進、農業経営基盤強化促進法関係事務、人・農地 プラン、経営体育成支援事業、岐阜県農業用施設等災害対策事業、 農業分野における外国人材活用の促進、企業の農業参入の推進、集 落営農の組織化・農業法人の推進	2
（担い手対策 室） 就農研修係	・岐阜県就農支援センターにおける就農研修の運営等 ・モデル温室の栽培管理	4 〔兼務4〕 〔海津駐在4〕 〔その他3〕

（一社）岐阜県農畜産公社派遣 2

⑤農産園芸課

現員24人（課長、管理調整監、花き振興企画監含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	3
クリーン農業係	GAPの推進、ぎふクリーン農業の推進、有機農業の推進、エコファーマーの認定、環境保全型農業直接支援対策事業の推進、病虫害防除所の運営、植物防疫事業の推進、農薬の適正使用の推進、農薬取締業務、地力増進対策、土壌汚染防止対策、肥料取締及び検査業務等	3
米麦大豆係	米・麦・大豆の生産振興、主要農作物の採種管理指導及び奨励品種決定調査の実施、農産物検査機関の登録管理・指導監督業務、米穀の流通監視業務、農作業安全の啓発	4
水田経営係	経営所得安定対策等の普及推進、農業再生協議会の運営・指導、需要に応じた生産と水田フル活用の推進、産地基幹施設等の整備支援	3
野菜果樹特産係	野菜・果樹・特産物の生産振興、産地基幹施設等の整備支援、野菜価格安定対策の支援、農業用使用済みプラスチック適正処理の推進、飛騨美濃特産名人の認定、放射性物質モニタリング検査の実施、果樹・茶経営支援対策の推進、県園芸特産振興会等関係団体の支援、飛騨・美濃伝統野菜の生産振興、蚕業振興	3
花き係	花きの生産振興、県産花きの販路拡大、展示会等への出展支援、園芸福祉活動及び花育の推進、国際園芸アカデミーの運営及び花き総合指導センターの活用	5

⑥畜産振興課

現員19人（課長、管理調整監、畜産指導監、飛騨牛銘柄推進室長含む）

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査、防災・危機管理等	2
養豚・養鶏係	畜産振興計画の策定、養豚・養鶏・養蜂の生産振興、畜産クラスター事業の推進、食肉処理施設の統合整備、畜産関係融資の審査、リース事業の審査、畜産統計、畜産技術研修、畜産広報、畜産災害、畜産経営指導、養豚、養鶏、養蜂団体の指導	4
酪農・飼料係	酪農の生産振興、乳用牛改良の推進、学校給食用牛乳供給支援、県営牧場の運営、家畜排せつ物法、自給飼料増産対策の推進、耕畜連携の推進、飼料安全対策の推進、酪農団体の指導	3
畜産基盤係	畜産基盤総合整備事業の推進、草地整備の推進、県営牧場の整備、公共牧場の利用推進、強い畜産構造改革支援事業の推進	2
（飛騨牛銘柄推進室） 銘柄推進係	肉用牛の生産振興、肉用牛改良の推進、飛騨牛振興プロジェクトの推進、全国和牛能力共進会の支援、肉用牛団体の指導、家畜・食肉の流通・消費拡大に関すること	3

（一社）岐阜県農畜産公社 派遣 1

⑦家畜防疫対策課

現員12人（課長、家畜防疫対策監含む）

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査、防災・危機管理等	3
防疫対策係	飛騨家畜保健衛生所再整備	2
防疫指導係	家畜自衛防疫の指導、獣医事・動物薬事、家畜人工授精及び受精卵移植の推進、家畜衛生関係団体の指導、CSFワクチン接種	5

⑧家畜伝染病対策課

現員25人（課長、室長、管理調整監、CSF対策・養豚業再生支援センター長／岐阜市駐在含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	予算管理及び決算、監査、防災・危機管理、情報公開・個人情報保護、CSF関係予算収入・支出及び再配当・令達等、給与・旅費、公有財産及び物品管理、職員の福利厚生、情報セキュリティー等	3 うち、 兼務3
防疫企画係	家畜伝染病対策の政策立案、CSF有識者会議、本部員会議、情報集約センター運営、国の提案・他県との政策連携、国との連絡調整、県議会、広報等	3
感染予防対策係	CSF対策・養豚業再生支援センターの運営、CSF発生農家等の経営再開支援、農場の飼養衛生管理の強化支援、早期出荷促進対策事業等	5 (岐阜市駐在) 1
野生いのしし対策室 企画調査係	野生いのしし総合対策の企画立案、野生いのししの捕獲方法に係る調査・研究及び捕獲方針の策定、経ロワクチン散布の分析評価等	2
野生いのしし対策室 捕獲対策係	野生いのしし調査捕獲・広域捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、鳥獣被害防止総合対策交付金（いのしし関係）、野生いのしし拡散防止柵の維持管理等	3
野生いのしし対策室 経ロワクチン対策係	経ロワクチン野外散布実施計画策定、散布地域の調整、散布等作業班の編成及び全体調整、経ロワクチン及び必要資材等の調達管理、岐阜県経ロワクチン対策協議会の運営管理・会計等	6

一般社団法人岐阜県畜産協会・岐阜県食肉事業協同組合連合会派遣 2
※管理調整係は家畜防疫対策課と兼務

⑨ 農村振興課

現員 20 人（課長、管理調整監、鳥獣害対策室長 含む）

担 当 名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	3
農村企画係	都市農村交流促進（グリーン・ツーリズム、農泊、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動）、ふるさと農村活性化対策基金事業、棚田地域水と土保全基金事業、棚田地域の振興、市民農園、都市農業の振興 等	3
農村支援係	耕作放棄地対策、農山漁村活性化対策支援交付金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、経営構造対策事業、里地里川における生態系保全事業、人権問題啓発推進事業、中山間地農業ルネッサンス事業、公益法人等への指導 等	3
農地利用調整係	農地転用許可・旧自作農財産の管理等農地法関係事務、農業振興地域の指定・農業振興地域整備計画等農振法関係事務、農村地域への産業導入、農事調停等農地の利用調整関係事務、旧農地保有合理化の促進、農業委員会・農業委員会ネットワーク機構指導 等	6
（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係	鳥獣害対策の推進（鳥獣被害対策本部、鳥獣被害防止特措法関係）、獣肉の利活用推進、カワウによる漁業被害対策 等	3

⑩ 里川振興課

現員 16 人（課長、水産振興室長含む）

担 当 名	分 掌 事 務	現 員
里川振興係	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承、内水面漁業研修センターの運営	6 〔うち、 兼務1〕
（水産振興室） 水産係	内水面漁場管理委員会、漁業取締、遊漁者増大対策、清流長良川あゆパーク管理運営、養殖衛生管理体制整備、淡水魚増殖、アユ漁業振興対策、魚類繁殖被害対策、天然アユ再生産促進、水産資源保護対策、内水面振興施設整備、外来魚生息拡大防止対策等	8 〔うち、 兼務3〕

管理調整監、管理調整係は農村振興課と兼務

⑪農地整備課

現員32人（課長、管理調整監、技術指導監、課長級（県土連派遣）、農地防災対策室長、再任用職員、会計年度任用職員含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	予算編成、決算、監査、用地事務、公有財産 等	4
調査計画係	農業農村整備事業の総合企画、事業調整、政策調整、計画調査、設計積算、技術調整、水利権、水資源、国営・機構営事業、農村振興地理情報システム、広報、職員研修 等	5
事業管理係	換地計画の決定・認可、土地改良財産の管理、土地改良事業計画の決定・認可、確定測量成果の認証申請、土地改良区等の設立・解散認可・指導監督、土地改良事業に係る訴訟、異議紛争処理、飛騨エアパーク管理運営 等	4
水利・小水力係	県営かんがい排水事業、土地改良施設突発事故復旧事業、基幹的農業用水路強靱化事業、土地改良施設保全計画策定事業、管理省力化ICT技術等検証事業、県営農村環境整備事業、小水力発電施設整備事業、小水力発電による環境保全推進事業 等	3
農地・農道係	県営経営体育成基盤整備事業、農業経営高度化支援事業、県営農業基盤整備促進事業、県営広域農道整備事業、県営基幹農道整備事業、県営農道施設強化対策事業、経営体育成基盤整備事業、土地改良事業調査設計事業、農地集積促進意向調査事業、農道施設保全対策事業 等	3
総合整備係	県営中山間地域総合整備事業、県営農村振興総合整備事業、農村振興総合整備実施計画調査、団体営農業集落排水事業、農業集落排水維持適正化事業、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業、中山間地域農業生産基盤整備促進事業、生態系保全施設整備推進事業、用排水路・河川落差解消支援事業 等	3
（農地防災対策室） 農地防災係	県営湛水防除事業、県営水質保全対策事業、県営地すべり対策事業、地すべり防止施設管理事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業、県営特定農業用施設等災害復旧事業費、団体営農地災害復旧事業、県単農業農村整備事業、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業、農業水利施設管理強化事業、農業用排水機維持管理事業、農業用施設緊急改修事業、農業農村整備調査事業 等	2
（農地防災対策室） ため池防災係	県営ため池等整備事業、団体営ため池機能廃止等事業、県営ため池防災対策事業、団体営ため池保全管理事業、ため池防災支援事業、生きものにぎわうため池再生事業、農地防災ダム点検管理強化事業 等	3

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

発行 令和2年4月

編集 岐阜県農政部

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-1111(代表)